

習志野市 光輝〈高齡者未来計画〉2021

《高齡者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画》
令和3（2021）年度～令和5（2023）年度



令和3年3月

 習志野市

はじめに

我が国は世界に類を見ない速さで高齢化が進む一方で、少子化による現役世代の減少により、人口減少社会という局面を迎えております。

本市においても、総人口は令和7(2025)年をピークに減少に転じ、高齢化率も団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には24.1%、団塊ジュニアの世代が65歳以上となる令和22(2040)年度には30.2%に達する見込みです。



今後、医療・介護ニーズの高まりとともに社会保障費のさらなる増加が見込まれます。高齢者保健福祉・介護保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、目前の課題に対処するだけでなく、中長期を見据えた対策が必要となっています。

このような現実を踏まえ、高齢者がいつまでも自宅などの住み慣れた場所で生活を続けられる社会へと前進するために、「習志野市 光輝く高齢者未来計画2021(高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)」を策定いたしました。

本計画の基本理念は、第7期計画に引き続き、『住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさを支え合うまち』としています。「自分に合った生活場所と介護サービスの充実」や「医療と介護の連携体制の構築」、また、自立した日常生活を送り、健康寿命の延伸を図るための「介護予防・日常生活支援総合事業の充実」、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大や、近年多発する自然災害の現状を踏まえ、「災害や感染症に対する備えの促進」を新たに追加する等、『地域包括ケアシステム』を構成する施策や事業のさらなる推進を図ってまいります。

本計画に基づき、私たち行政機関を中心に医療・介護関係者、事業者やボランティア団体など、すべての市民がお互いに関わり合い、心と力を合わせて着実に歩いてゆくことを心より願っています。

最後に、本計画の策定にあたり、万全な感染症対策のもと多大なご尽力を賜りました習志野市介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

習志野市長

宮本泰介

< 目 次 >

第1編 計画の全体像

第1章 計画策定にあたって	3
第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画期間	4
第3節 計画の位置づけ	5
第4節 この計画が目指すこと	7
第5節 計画の策定プロセス	10
第6節 計画の進捗管理	13
第2章 習志野市の現状と課題	15
第1節 習志野市の高齢化の状況と推移	15
第2節 日常生活圏域別の高齢化の状況と推移	17
第3節 習志野市の介護保険の状況と推移	19
第4節 習志野市の高齢者の状況と推移	27
第5節 高齢化による課題	34
第3章 本計画における施策の基本目標	47

第2編 具体的な施策の展開

第1章 基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実	53
第2章 基本目標2 安定した日常生活のサポート	69
第3章 基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり	105
第4章 基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大	119
第5章 各施策の個別目標のまとめ	144

第3編 介護保険事業費と保険料の推計

第1章 介護サービス量などの実績と見込み	151
第1節 サービス別の実績と見込み	151
第2節 介護サービス提供量の実績と見込み	172
第2章 総給付費などの見込み	178
第3章 第1号被保険者の保険料推計	180

第4編 資料編

◇ 習志野市介護保険条例（抜粋）	185
◇ 習志野市介護保険条例施行規則（抜粋）	186
◇ 介護保険運営協議会	187
◇ 日常生活圏域別の状況	188
◇ 第1号被保険者の保険料推計（計算経過）	190
◇ 用語集	197

第4編 資料編

◇ 習志野市介護保険条例（抜粋）	185
◇ 習志野市介護保険条例施行規則（抜粋）	186
◇ 介護保険運営協議会	187
◇ 日常生活圏域別の状況	188
◇ 第1号被保険者の保険料推計（計算経過）	190
◇ 用語集	197

第1編 計画の全体像





第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成12(2000)年4月に始まった介護保険制度は、令和3(2021)年には22年目を迎え、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着してきました。

令和7(2025)年には、いわゆる団塊の世代のすべてが75歳以上となり、令和22(2040)年には、団塊ジュニアの世代が65歳以上になる等、引き続き、持続可能な福祉や社会保障制度の構築が求められることとなります。

これまで取り組んできた「地域包括ケアシステム(P.8、9)」を地域の実情に応じて推進しつつ、さらなる未来を展望し、介護保険制度の持続的・安定的に運営していくことが重要となっています。

また、令和2(2020)年6月には介護保険法の一部が改正され、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」「地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進」「医療・介護のデータ基盤の整備の推進」「介護人材の確保および業務効率化の取り組みの強化」についての方向性が示されたところです。

本市においては、平成12(2000)年度には12.8%であった高齢化率(総人口に占める高齢者人口の割合)は、令和元(2019)年度には23.3%となり、超高齢社会と呼ばれる社会構造になっています。また、今後の推計では、令和7(2025)年度に24.1%、令和22(2040)年度には30.2%になるものと予測しています。

本市の高齢化の状況は、国や千葉県と比較すると進み方は緩やかですが、小さなコミュニティ単位で見ると、国や千葉県以上に急速に進んでいる地域もあり、より早い対応が求められています。

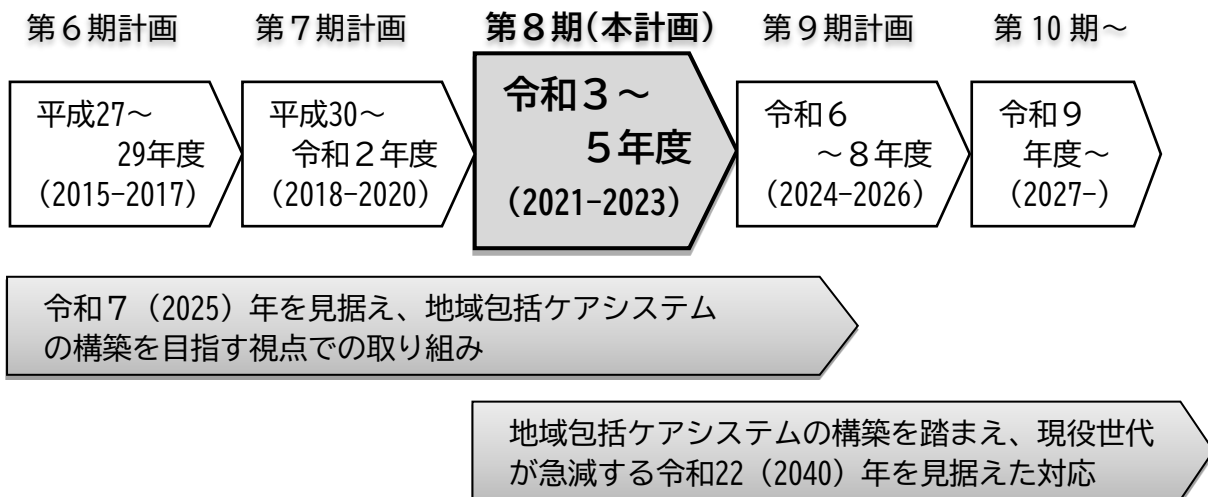
このような状況を踏まえ、中長期の高齢者福祉や介護保険のあり方を展望しつつ、当面の具体的な取り組みを位置づけるものとして、本計画を策定します。

第2節 計画期間

第8期となる本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間です。本計画においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、第6期計画から位置づけられた「地域包括ケアシステム」の推進を目指します。

さらに、本計画からは長期的な視点として、現役世代人口の急激な減少が予想される令和22(2040)年を踏まえた計画としていきます。

◆計画の期間



※この計画は、前期計画を「第7期計画」、本計画を「第8期計画」、次期計画を「第9期計画」としています。



第3節 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づき、老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関して市が定める計画です。

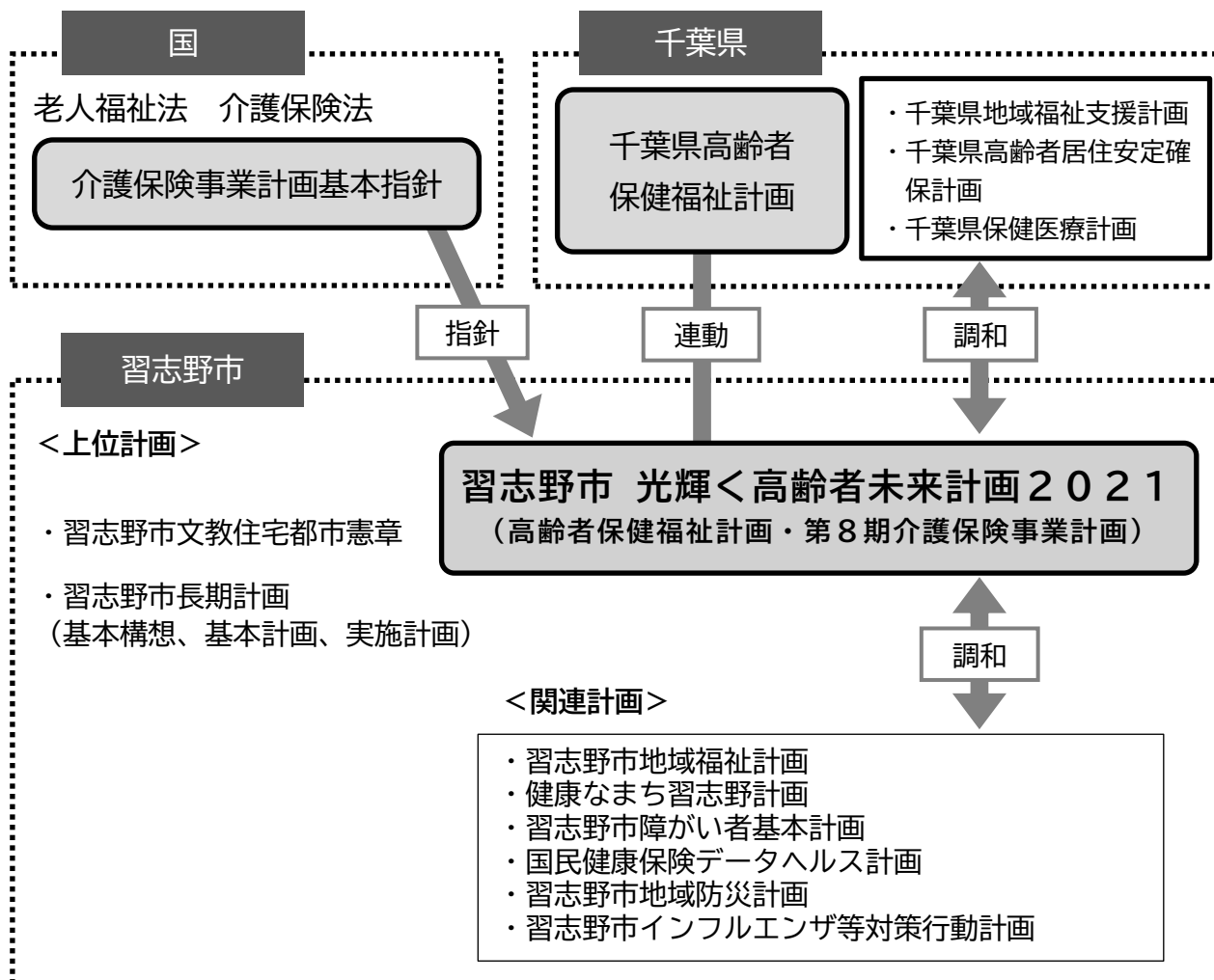
介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して市が定める計画です。

これらの計画は、一体のものとして作成するよう、定められています。

他の計画などとの関わり

本計画は、国の指針や千葉県の高齢者施策・計画などと連動しながら、「習志野市長期計画」が掲げる理念や将来都市像をもとに、他の計画との調和を図りつつ、習志野市における高齢者福祉の総合的な計画としての目標、具体的な施策などを示したものです。

◆計画の位置づけ



◆上位・関連計画の概要

計画の名称	概要
習志野市長期計画	まちづくりの基本理念である「習志野市文教住宅都市憲章」の下に、まちづくりの基本的な考え方や方向性を表す「基本構想」を定め、さらに基本構想で示した将来都市像を実現するための施策を表す「基本計画」、具体的な事業を表す「実施計画」で構成される計画の総称
習志野市地域福祉計画	社会福祉法第107条の規定に基づく、市町村地域福祉計画であり、地域の助けあいによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を示した計画
健康なまち習志野計画	健康増進法第8条第2項の規定に基づく、市町村健康増進計画および「（通称）習志野市健康なまちづくり条例」第10条に基づく基本計画であり、市民の健康の増進・推進に関する施策の方向性を示した計画
習志野市障がい者基本計画	障害者基本法第11条第3項の規定に基づく、市町村障害者計画であり、障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示した計画
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法の保健事業の実施などに関する指針第5条および高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定に基づく、市町村国民健康保険データヘルス計画であり、医療・健康データを活用し、保健事業を効果的かつ効率的に行う方向性を示した計画
習志野市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づく、市町村地域防災計画であり、災害に対処するための方向性を示した計画
習志野市インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく、市町村行動計画であり、市区域に係るインフルエンザ等に対処するための方向性を示した計画



第4節 この計画が目指すこと

計画の基本理念

住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち

本市では、介護保険制度が創設された平成12(2000)年度から高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を一体として定め、介護サービスの確立や健康づくり、介護予防に取り組んできました。

この間、高齢化は急速に進み、本市の高齢化率は平成12(2000)年度の12.8%から令和元(2019)年度には23.3%と増加するとともに、独居の高齢者や高齢者世帯が増加し、地域社会や家族関係のあり方が希薄化する等、高齢者を取り巻く状況は大きく変化しています。

今後も全国的に高齢化は進展を続け、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年以降、介護・福祉サービスの需要は増加、多様化するほか、令和22(2040)年頃には、現役世代の急激な人口減少も予測されています。

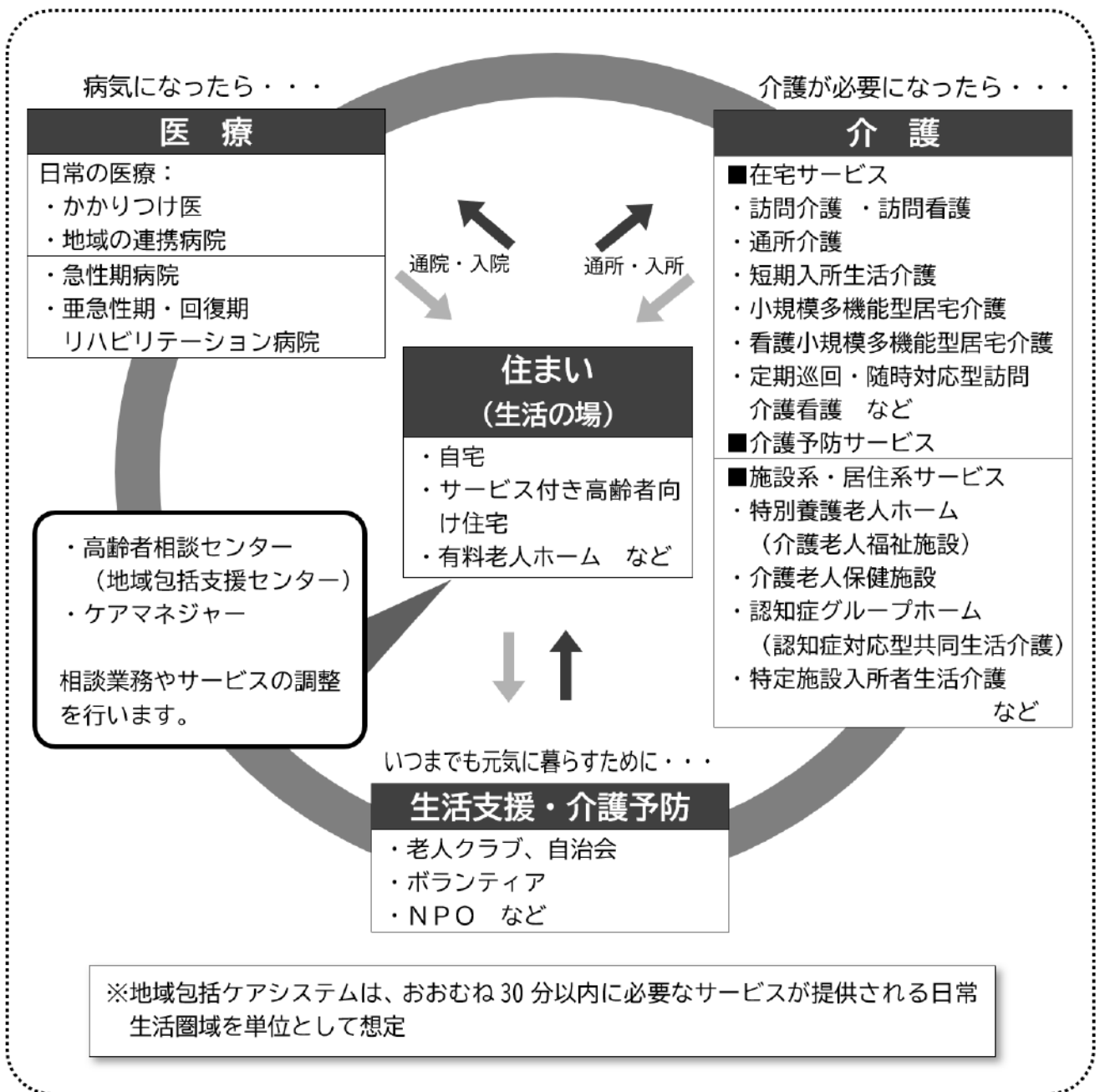
このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けられるために、「医療」・「介護」・「介護予防」・「住まい(生活の場)」・「生活支援」を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築することが必要となっており、平成27(2015)年度からスタートした「習志野市 光輝く高齢者未来計画2015」(第6期計画)から、『住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち』を基本理念として掲げ、施策を展開しています。

本計画では、「習志野市 光輝く高齢者未来計画2018」(第7期計画)で定めた次の4つの基本目標を引き続き掲げ、習志野市らしい地域包括ケアシステムの推進と地域づくり等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図り、『住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち』の構築を目指します。

- 基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
- 基本目標2 安定した日常生活のサポート
- 基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
- 基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

◆『地域包括ケアシステム』の姿

日常生活圏域(P.17)を基本とする各圏域において、自立した生活が可能な「住まい(生活の場)」が確保され、個人の尊厳が保持された状態のもと、それぞれの「住まい(生活の場)」において、個々の課題に合った「医療」と「介護」のサービスが専門職の連携のもとで提供されるとともに、ニーズに応じた「生活支援」と「介護予防」が地域住民を含む幅広い担い手によって提供されるよう、『地域包括ケアシステム』の推進を図ります。





◆『地域包括ケアシステム』の推進

地域包括ケアシステムの推進のポイント

医療・介護

◆個々人の課題に合った医療と介護が、専門職の連携のもとで提供される状態を目指します

【本計画の方向性】

住み慣れた地域において提供される専門的サービスの量的および質的な充実

地域密着型サービスの追加整備による介護サービスの量的な充実
【基本施策 1-1 介護サービスの提供体制の整備】(P.55)

ケアプラン点検などの実施による介護サービスの質の確保
【基本施策 1-4 介護給付の適正化】(P.62)

在宅医療と介護の連携・推進により、在宅で安心して生活を続けられる医療・介護サービスの質的な充実
【基本施策 2-3 医療と介護の連携体制の構築】(P.79)

生活支援・介護予防

◆個々人の課題に合った介護予防と地域の実情に応じた生活支援が、多様な担い手により提供される状態を目指します

【本計画の方向性】

地域住民を含む幅広い担い手による「支え合い」や「予防」の活動の充実と専門職による活動への支援

緩和した基準によるサービスや住民主体のサービスの拡充による、介護予防・生活支援サービスの量的な充実
【基本施策 2-2 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)】(P.75)

認知症の人が、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるための支援体制の推進
【基本施策 2-4 認知症施策の推進】(P.84)

地域リハビリテーション活動支援事業や介護予防教室の実施による運動の習慣化と介護予防効果の向上
【基本施策 3-2 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)】(P.112)

地域で高齢者を支える担い手の創出と活動の活発化
【基本施策 4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大】(P.121)

住まい（生活の場）

◆生活の基盤として、個々人の希望と負担能力に適った住まい方が選択できる状態を目指します

【本計画の方向性】

高齢者向け住まいの適切な供給

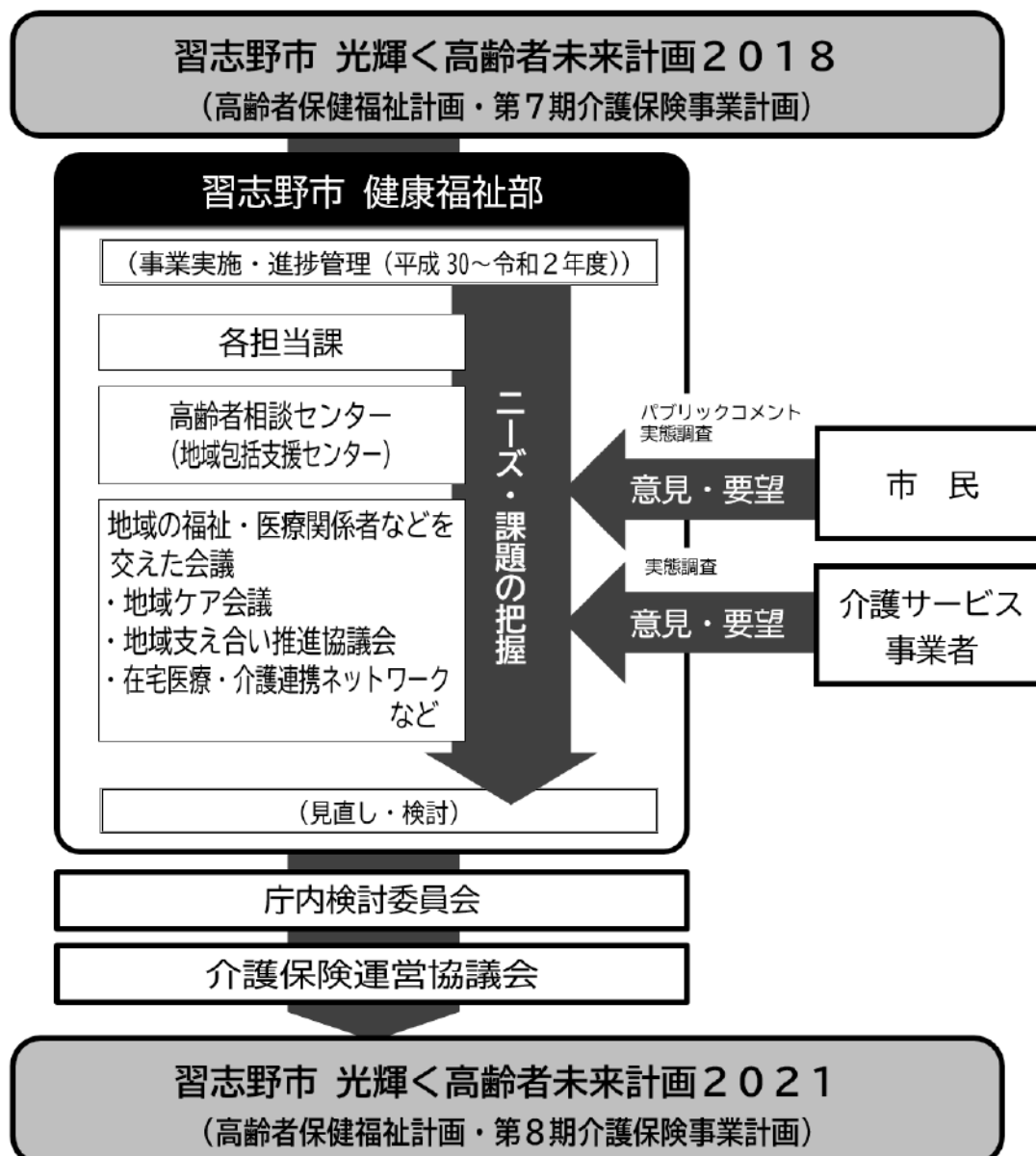
サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの供給量の確保
【基本施策 1-2 高齢者の住まいの確保】(P.59)

第5節 計画の策定プロセス

本計画を策定するにあたっては、市民や介護サービス事業者の実態把握のため、令和元（2019）年度に「高齢者等実態調査」を行うとともに、要介護認定者などの在宅生活や介護者の就労の継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するため、「在宅介護実態調査」を行いました。

これらの調査結果をもとに、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護保険被保険者、介護サービス事業者から構成する「習志野市介護保険運営協議会」（P.185～187）における審議を経た上で、令和2（2020）年11月に「習志野市 光輝く高齢者未来計画2021（高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）（案）」を作成し、広報習志野や市のホームページを通じて市民から幅広く意見（パブリックコメント）を募集し、策定しました。

◆計画の策定プロセス





◆計画の策定経過

	日時	会議・作業など	内容
平成 31年	4月1日～ 令和2年 3月31日	在宅介護実態調査の実施	—
令和 元年	7月11日	令和元年度第1回介護保険運営協議会	「高齢者等実態調査」の実施について
	10月15日	令和元年度第1回庁内検討委員会	「高齢者等実態調査」の調査項目について
	11月7日	令和元年度第2回介護保険運営協議会	「高齢者等実態調査」の調査項目について
	12月中旬～ 令和2年 1月10日	高齢者等実態調査（アンケート調査） の実施	—
令和 2年	4月17日	令和2年度第1回庁内検討委員会	※新型コロナウイルス感染防止のため中止
	5月14日	令和2年度第1回介護保険運営協議会	※新型コロナウイルス感染防止のため中止
	7月15日	令和2年度第2回庁内検討委員会	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業 計画（骨子案）について
	8月6日	令和2年度第2回介護保険運営協議会	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業 計画（骨子案）について
	10月16日	令和2年度第3回庁内検討委員会	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業 計画（素案）について
	11月5日	令和2年度第3回介護保険運営協議会	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業 計画（素案）について
	11月9日	庁議	パブリックコメントの実施について
	11月18日～ 12月18日	パブリックコメントの実施	意見などの提出者数：2名 意見などの件数：34件
令和 3年	1月15日	令和2年度第4回庁内検討委員会	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業 計画（最終案）について
	2月4日	令和2年度第4回介護保険運営協議会	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業 計画（最終案）について
	2月8日	庁議	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業 計画（案）について

◆計画を策定するための各種調査の概要

高齢者等実態調査

区分	一般高齢者	在宅認定者など	施設利用者	一般若年者	サービス提供事業者
1. 対象者	65歳以上の市民	要支援・要介護認定を受けている、または介護予防・生活支援サービス事業対象者である市介護保険被保険者	介護保険施設に入所している市介護保険被保険者	40歳以上64歳以下の市民	市民に介護保険サービスを提供する指定介護保険事業者
2. 抽出方法	無作為抽出	無作為抽出	全数	無作為抽出	全数
3. 対象者数	1,500人	1,500人	780人	1,500人	109事業者
4. 調査方法	郵送による配付、回収				
5. 実施時期	令和元（2019）年12月中旬～令和2（2020）年1月10日				
6. 回収結果					
・回収数	918	763	348	592	55
・有効回収数	917	762	348	592	55
・有効回収率	61.1%	50.8%	44.6%	39.5%	50.5%
参考： 前回調査回収率 （平成28年度）	(59.3%)	(51.1%)	(38.1%)	(43.3%)	(53.1%)

在宅介護実態調査

区分	在宅認定者
1. 対象者	<p>在宅で要支援・要介護認定を受けていて、認定更新、認定区分変更の申請を行い、平成31（2019）年4月1日から令和2（2020）年3月31日に市認定調査員による介護認定状況調査を行った人</p> <p>※入院中、介護保険施設、特定施設、認知症グループホームの入居者は対象外 特定施設入居者生活介護または地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などの入居者は、在宅と見なし調査対象</p>
2. 回答者数	826人
3. 調査方法	市認定調査員による聞き取り
4. 実施時期	平成31（2019）年4月1日～令和2（2020）年3月31日

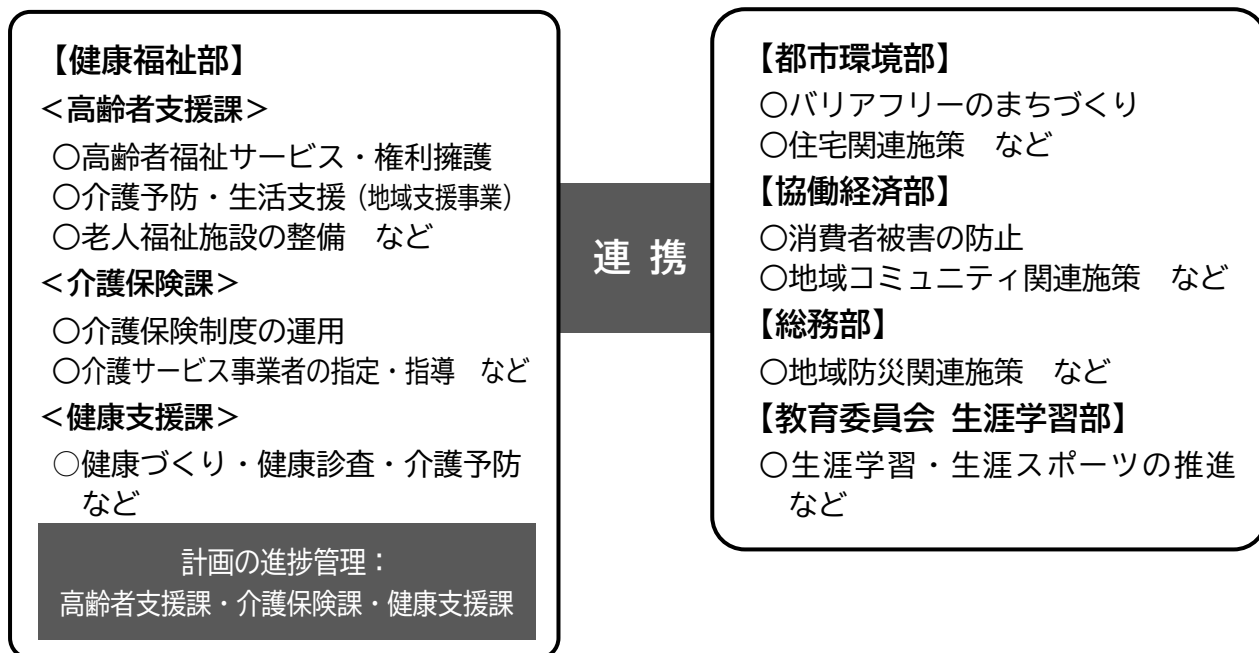


第6節 計画の進捗管理

◆庁内の推進体制

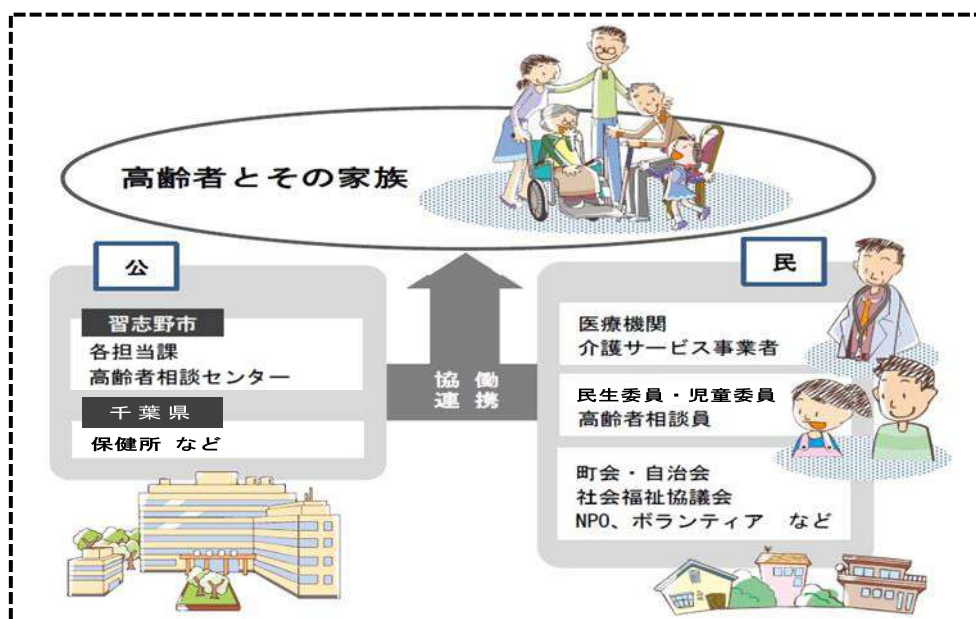
本計画に定める各施策は、福祉・保健・医療・まちづくり・防災など広範囲にわたっています。

計画を効果的に実行し、推進していくためには、庁内の関係各課が緊密に連携して、取り組む必要があります。そこで、健康福祉部を中心とする組織体制で、計画の推進を図ります。



◆関係団体や地域との連携

さまざまな人が地域で支え合いに参加するための場の提供や、地域の中での協働・連携をさらに深め、住み慣れた地域の中で、高齢者を支えながら過ごせるような体制づくりを推進します。



◆計画の進捗管理と実績評価

本計画を着実に実行していくためには、進捗状況を客観的に評価し、点検することが必要です。

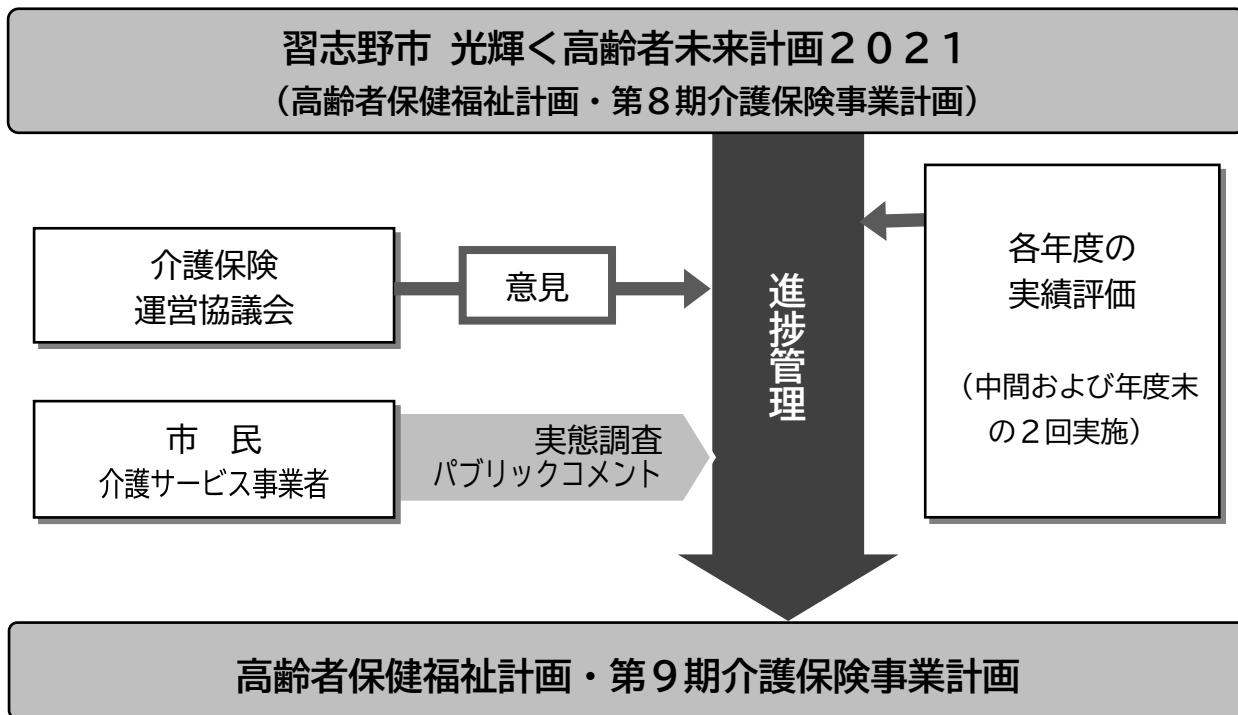
このため本市では、「習志野市介護保険運営協議会」において、介護保険事業や高齢者施策全体にわたり、意見を取り入れながら、PDCAサイクル（計画→実施→評価→改善）を踏まえた進捗管理を行います。

また、本計画において設定した各施策の個別目標（P.144～148）に対する取り組みの達成状況について、各年度、中間（4月～9月）および実績（10月～3月）評価を行います。

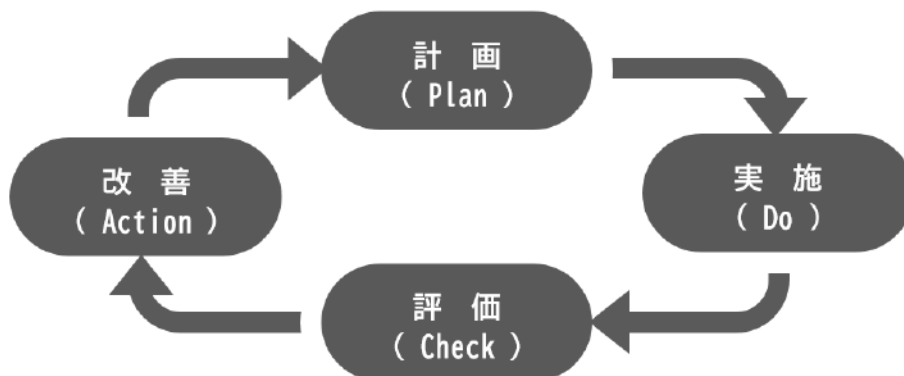
個別目標には、「プロセス指標（取り組みの実施過程の数値）」と「アウトカム指標（取り組みの実施による効果や成果を表わす数値）」を使用しています。

第9期計画の策定にあたっては、この評価結果を踏まえて策定するものとします。

計画期間（3年間）における進捗管理



PDCAサイクルの流れ





第2章 習志野市の現状と課題

第1節 習志野市の高齢化の状況と推移

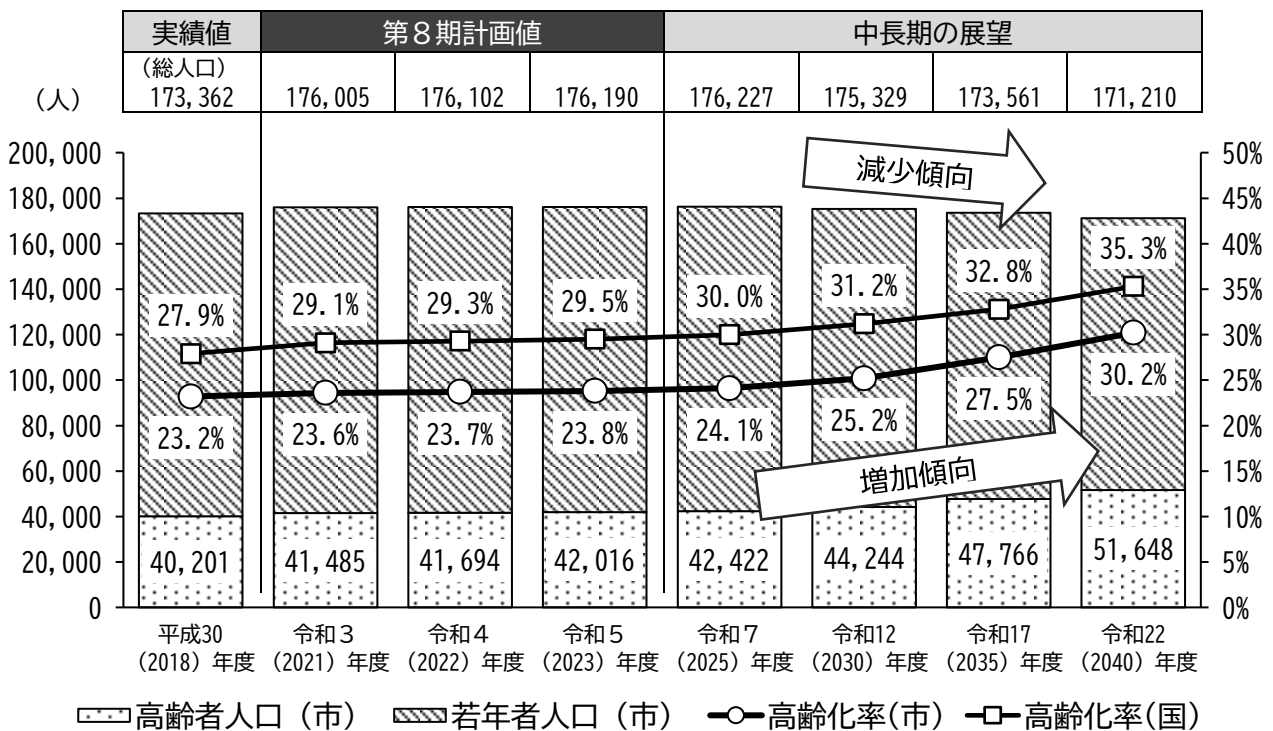
高齢化の状況と推移

本市の人口は、団塊の世代（昭和22年から昭和24年生まれ）が75歳以上となる令和7（2025）年度には176,227人まで増加し、その後は減少傾向に転じるものとして推計しています。

一方、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、平成30（2018）年度には40,201人、高齢化率は23.2%であったものが、令和7（2025）年度には42,422人、24.1%となり、令和22（2040）年度には51,648人、30.2%に増加するものと見込んでいます。

高齢化は、国全体の動きと比べると緩やかではあるものの、着実に進展している状況です。

【総人口・高齢者人口・高齢化率の推移】（各年度末時点）



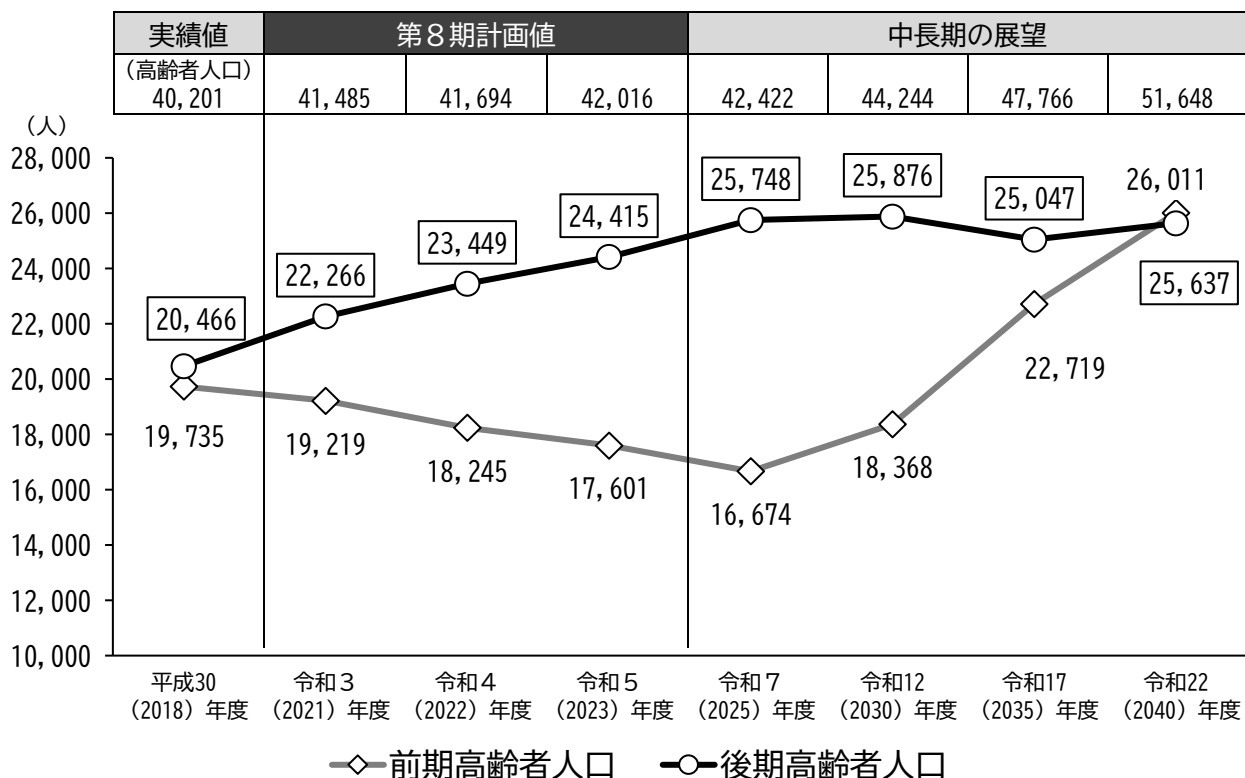
(資料) 習志野市値 実績：住民基本台帳 推計：人口推計結果報告書（令和元年6月）をもとに作成
 全国値 実績・推計：地域包括ケア「見える化」システム

前期・後期高齢者の状況と推移

高齢者人口の中でも、後期高齢者（75歳以上）は増加を続け、令和7（2025）年度には25,748人となる見込みです。

また、前期高齢者（65歳以上75歳未満）については、令和7（2025）年度までは減少傾向であるものの、その後、令和22（2040）年度にかけては、増加すると見込んでいます。

【前期・後期高齢者数の推移】（各年度末時点）



（資料）実績：住民基本台帳 推計：人口推計結果報告書（令和元年6月）をもとに作成



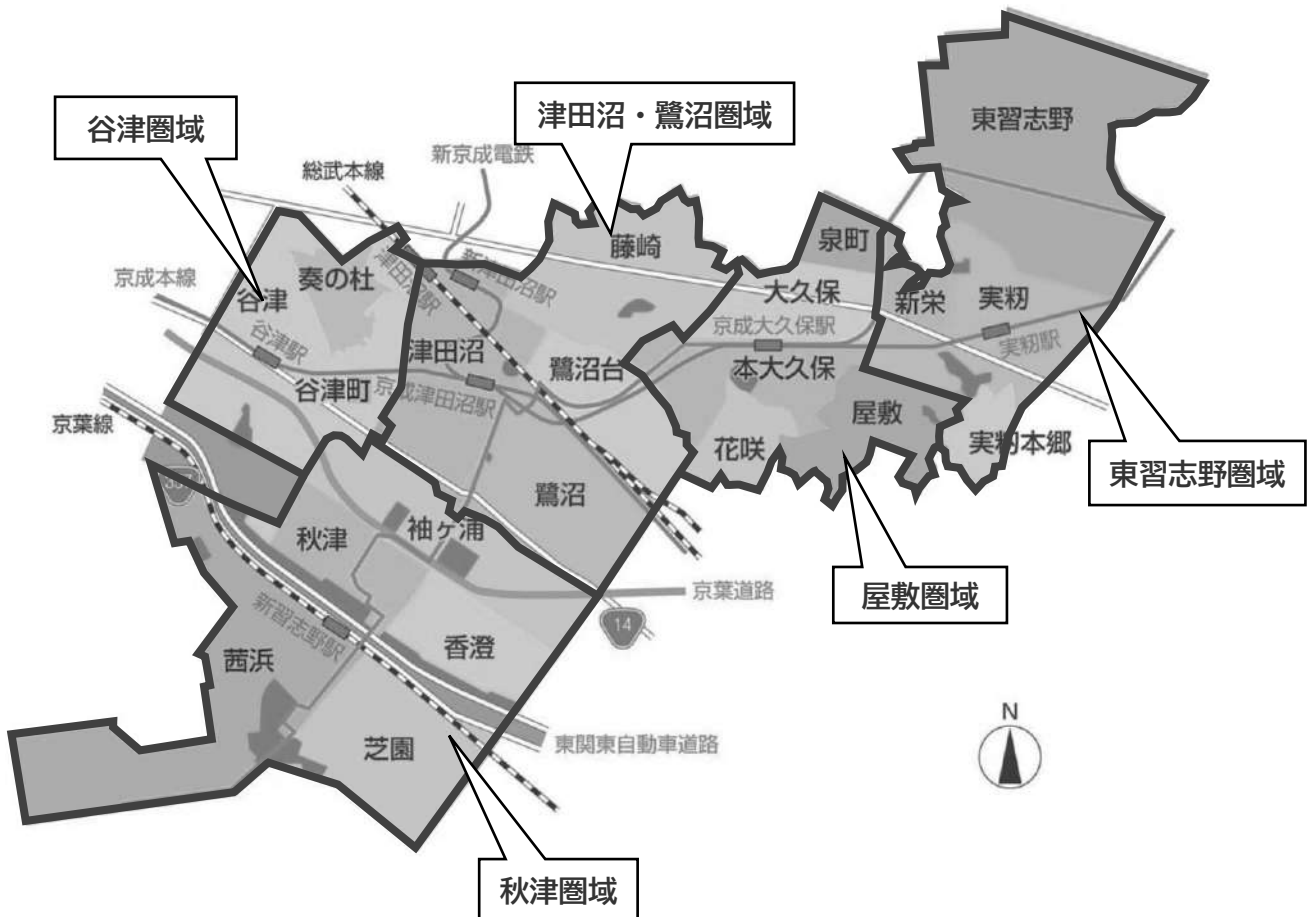
第2節 日常生活圏域別の高齢化の状況と推移

日常生活圏域について

本市では、地理的条件、人口、交通事情、介護施設などの整備状況、その他の社会的条件を総合的に勘案し、市域を5つの日常生活の圏域に分けて高齢者相談センター（地域包括支援センター）を配置し、圏域ごとに総合的・包括的なマネジメントを図っています。

この5圏域は、「習志野市都市マスタープラン」の5つの地域区分とも一致しています。

圏域名	町名
谷津圏域	谷津、谷津町、奏の杜
秋津圏域	袖ヶ浦、秋津、香澄、茜浜、芝園
津田沼・鷺沼圏域	津田沼、鷺沼、藤崎、鷺沼台
屋敷圏域	花咲、屋敷、泉町、大久保、本大久保
東習志野圏域	実籾、新栄、東習志野、実籾本郷



日常生活圏域別 高齢化の状況と推移

【日常生活圏域別高齢化の推移】（各年度末時点）

（単位：人）

	年 度	合 計	谷 津	秋 津	津田沼 ・鷺沼	屋 敷	東習志野
総人口	平成30（2018）	173,362	37,157	24,781	46,104	32,333	32,987
	令和7（2025）	176,227	40,016	23,112	48,209	31,901	32,989
	12（2030）	175,329	40,893	21,567	49,317	30,907	32,645
	17（2035）	173,561	41,663	19,876	50,308	29,730	31,984
	22（2040）	171,210	42,217	18,210	51,124	28,450	31,209
年少人口 （0～14歳）	平成30（2018）	22,681	5,916	2,192	5,930	4,106	4,537
	令和7（2025）	20,909	6,344	1,748	5,525	3,550	3,742
	12（2030）	18,948	5,689	1,496	5,361	3,201	3,201
	17（2035）	17,958	5,130	1,294	5,539	2,930	3,065
	22（2040）	17,662	5,080	1,132	5,756	2,734	2,960
高齢者人口 （65歳以上）	平成30（2018）	40,201	7,055	8,180	9,290	7,755	7,921
	令和7（2025）	42,422	8,004	7,882	9,760	8,196	8,580
	12（2030）	44,244	8,614	7,655	10,391	8,629	8,955
	17（2035）	47,766	9,443	7,772	11,458	9,361	9,732
	22（2040）	51,648	10,600	7,698	12,542	10,072	10,736
前期高齢者人口 （65～75歳）	平成30（2018）	19,735	3,713	3,924	4,484	3,724	3,890
	令和7（2025）	16,674	3,409	2,714	3,895	3,242	3,414
	12（2030）	18,368	3,723	2,768	4,515	3,728	3,634
	17（2035）	22,719	4,494	3,443	5,681	4,497	4,604
	22（2040）	26,011	5,406	3,673	6,416	4,998	5,518
後期高齢者人口 （75歳以上）	平成30（2018）	20,466	3,342	4,256	4,806	4,031	4,031
	令和7（2025）	25,748	4,595	5,168	5,865	4,954	5,166
	12（2030）	25,876	4,891	4,887	5,876	4,901	5,321
	17（2035）	25,047	4,949	4,329	5,777	4,864	5,128
	22（2040）	25,637	5,194	4,025	6,126	5,074	5,218
高齢化率	平成30（2018）	23.2%	19.0%	33.0%	20.2%	24.0%	24.0%
	令和7（2025）	24.1%	20.0%	34.1%	20.2%	25.7%	26.0%
	12（2030）	25.2%	21.1%	35.5%	21.1%	27.9%	27.4%
	17（2035）	27.5%	22.7%	39.1%	22.8%	31.5%	30.4%
	22（2040）	30.2%	25.1%	42.3%	24.5%	35.4%	34.4%

（資料）実績：住民基本台帳 推計：人口推計結果報告書（令和元年6月）をもとに作成

○市全体として、高齢化が進展する見込みであり、介護や支援のニーズが増大すると見込んでいます。

○とりわけ、秋津圏域の高齢化は著しく、他の圏域と比較すると高齢化率が突出して高くなっています。



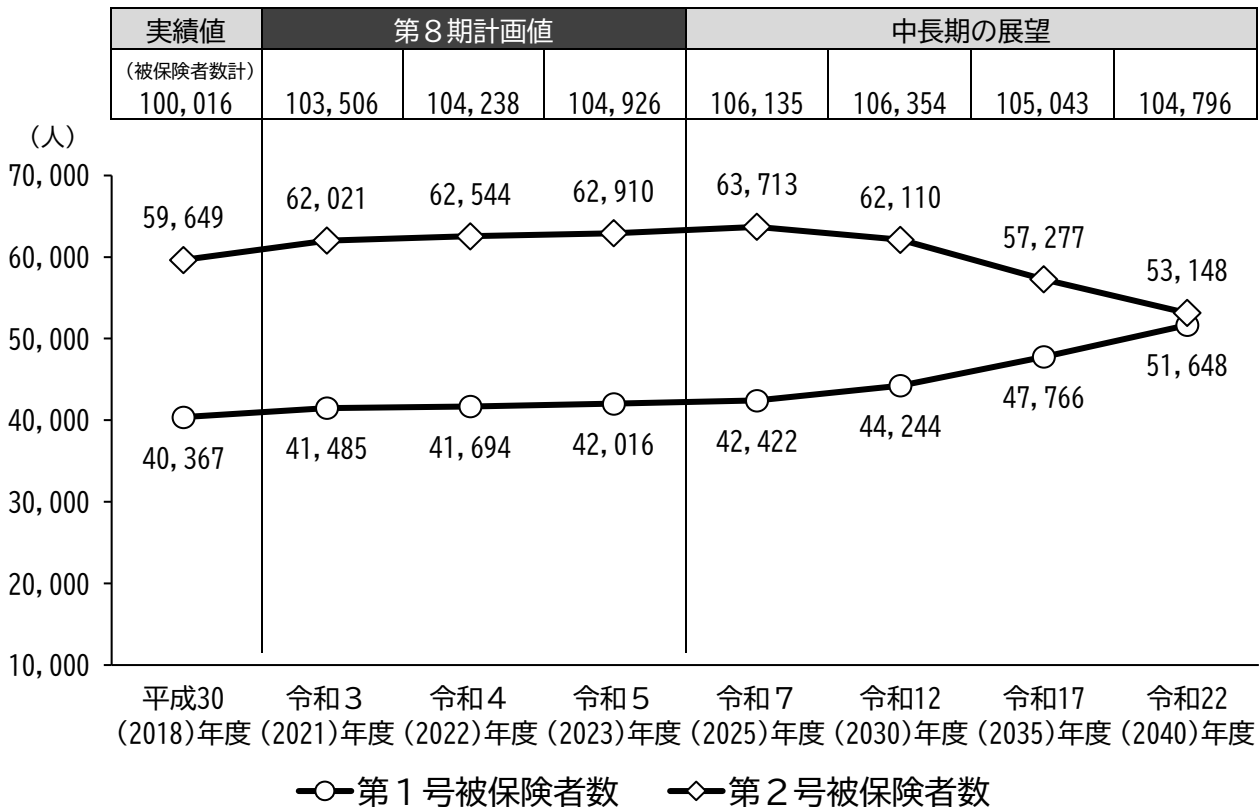
第3節 習志野市の介護保険の状況と推移

被保険者数の状況と推移

介護保険の第1号被保険者（65歳以上）は、令和22（2040）年度以降も増加すると見込んでいます。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満）は、令和7（2025）年度まで増加傾向にありますが、その後は減少傾向に転じていくと見込んでいます。

【第1号、第2号被保険者数の推移】（各年度末時点）



（資料）実績：住民基本台帳、歳入歳出決算報告書

推計：人口推計結果報告書（令和元年6月）をもとに作成、地域包括ケア「見える化」システム

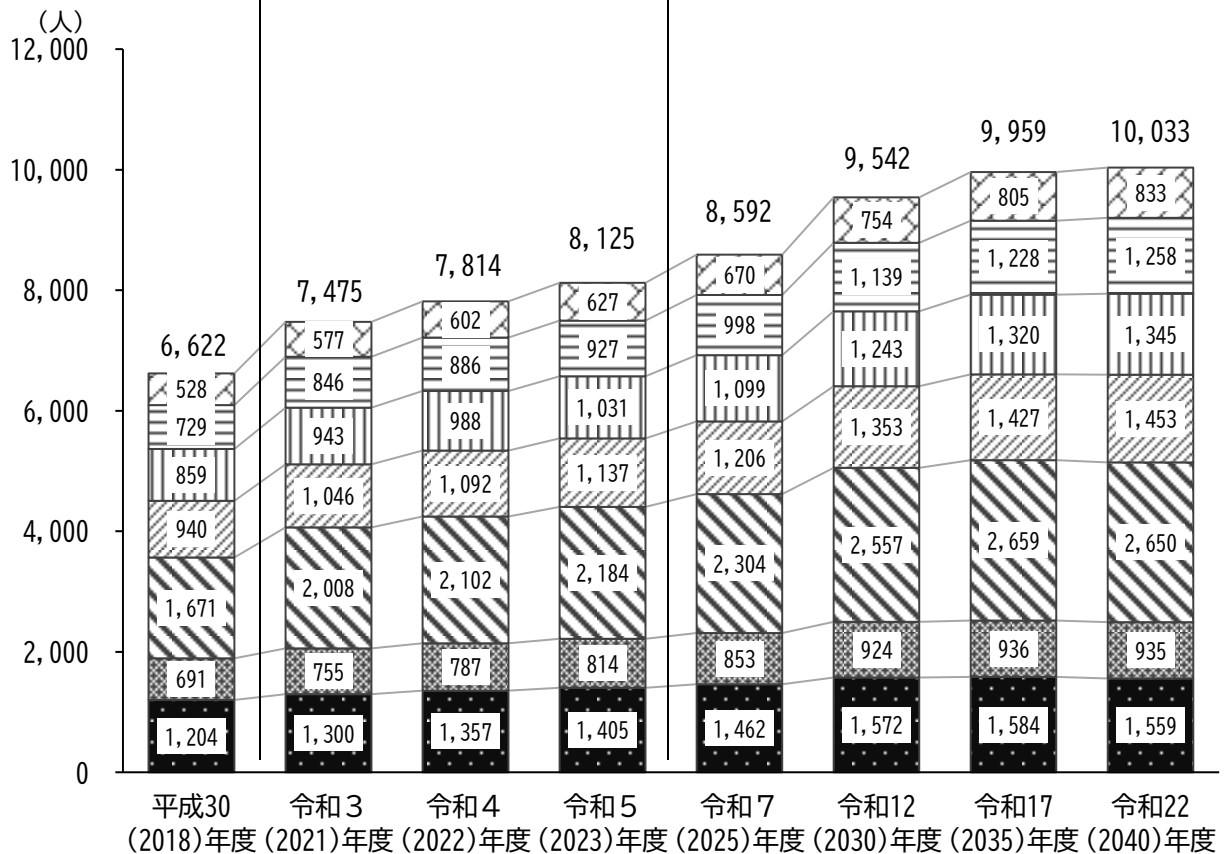
要介護・要支援認定者数の状況と推移

要介護・要支援認定者（第1号被保険者）は、年々増加していく傾向にあり、令和7（2025）年度には8,592人、令和22（2040）年度には10,033人になると見込んでいます。

認定者の増加は、高齢者人口の増加に伴うものであり、今後も進んでいくと予測しています。

【要介護・要支援認定者数の推移】（各年度末時点）

	実績値	第8期計画値			中長期の展望			
第1号被保険者	6,622	7,475	7,814	8,125	8,592	9,542	9,959	10,033
第2号被保険者	154	152	152	152	155	152	143	132
合計	6,776	7,627	7,966	8,277	8,747	9,694	10,102	10,165



■要支援1 ■要支援2 ■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5

（資料）実績：歳入歳出決算報告書

推計：人口推計結果報告書（令和元年6月）をもとに作成、地域包括ケア「見える化」システム

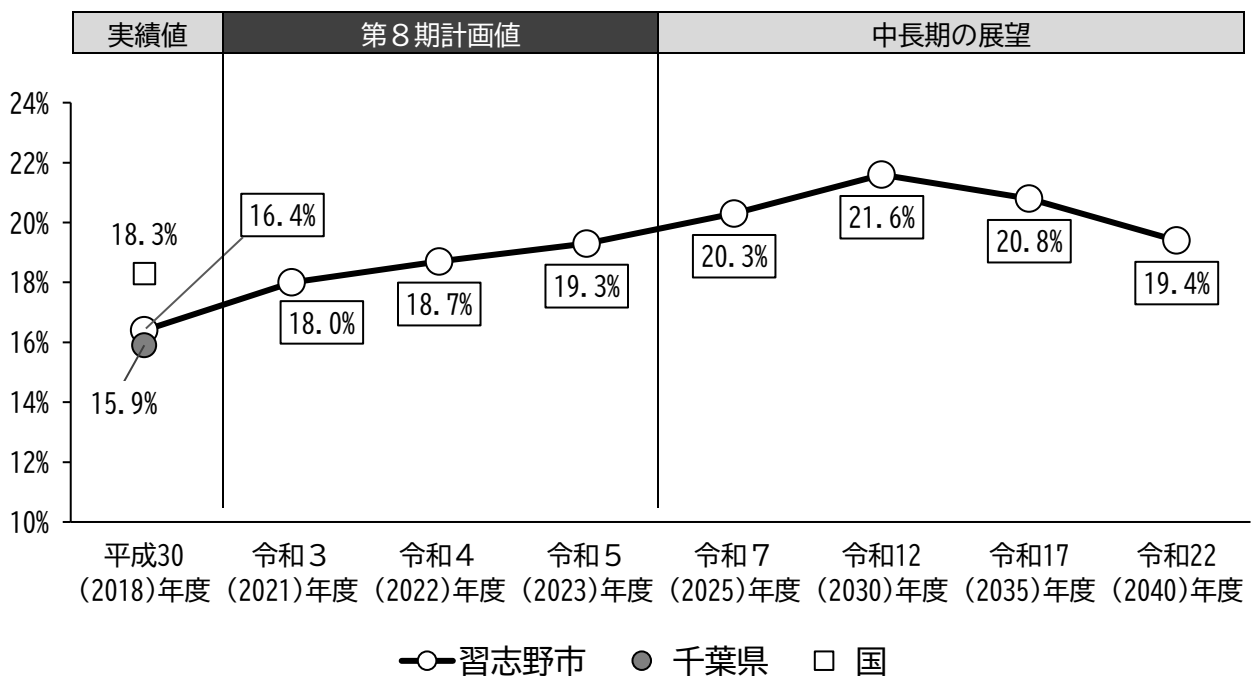


要介護・要支援認定率の状況と推移

要介護・要支援認定率（第1号被保険者数のうち、要介護・要支援認定を受けている人数の割合）は、国平均に比べ低く、千葉県平均をやや上回る値となっています。

令和12（2030）年度までは、高齢者の中でも要介護・要支援になるリスクの高い後期高齢者の割合が増加すると予測しており、認定率は上昇すると見込んでいます。その後は、後期高齢者が緩やかに減少することに伴い、令和22（2040）年頃まで、認定率の減少傾向が続くものと見込んでいます。

【要介護・要支援認定率（第1号被保険者）の推移】（各年度末時点）



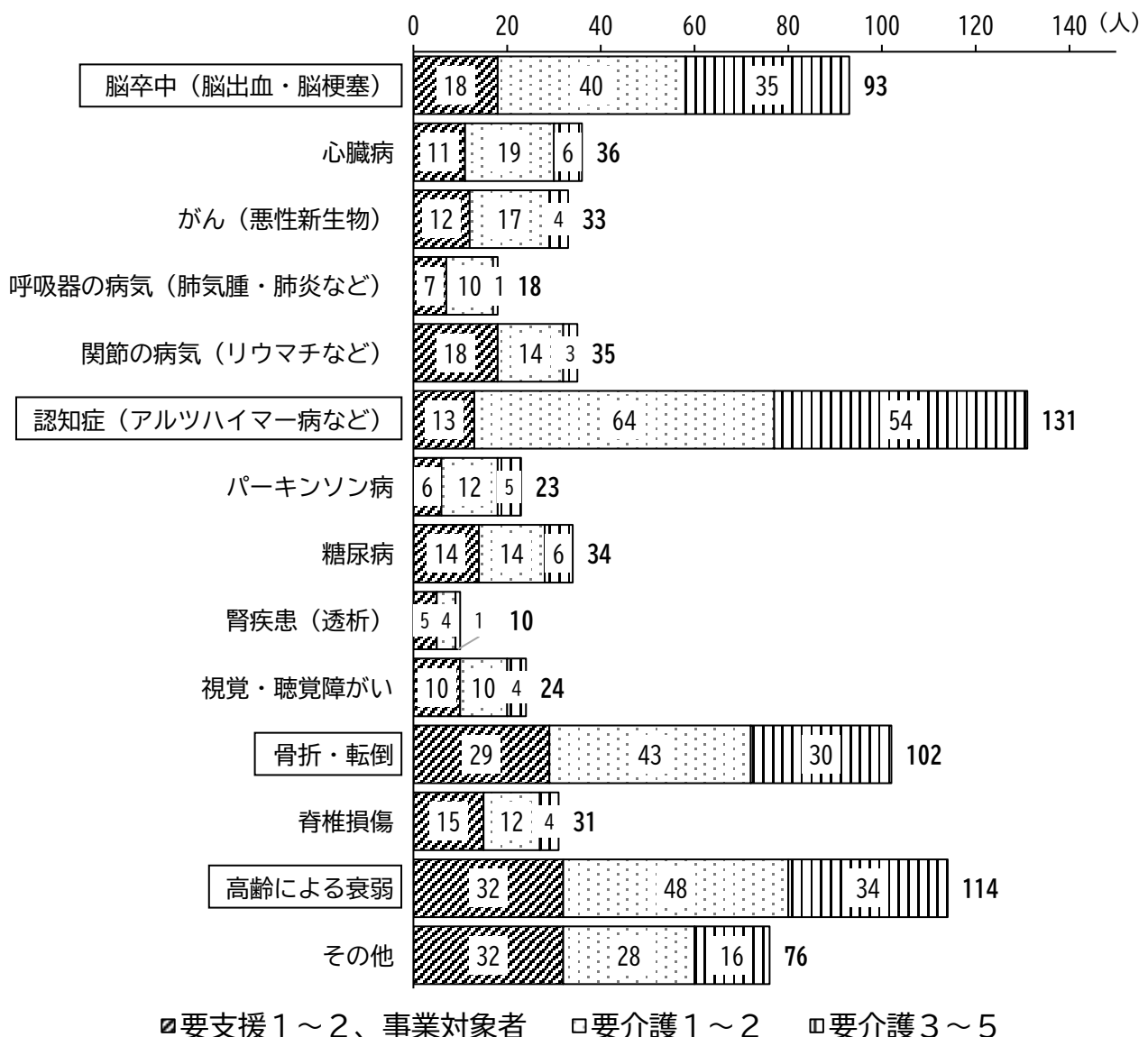
（資料）実績：歳入歳出決算報告書
 推計：人口推計結果報告書（令和元年6月）をもとに作成、地域包括ケア「見える化」システム

要介護・要支援状態につながる原因

在宅の要介護・要支援認定者（介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む）が、介護・介助が必要になった主な原因としては、「認知症（アルツハイマー病など）」「高齢による衰弱」「骨折・転倒」「脳卒中（脳出血・脳梗塞）」が多くなっています。

その中でも、「認知症（アルツハイマー病など）」「脳卒中（脳出血・脳梗塞）」は、要介護1～5の人からの回答が比較的多く、要介護状態になるリスクの高い病気であることが分かります。

【介護・介助が必要になった主な原因】



（資料）高齢者等実態調査（令和元年度）



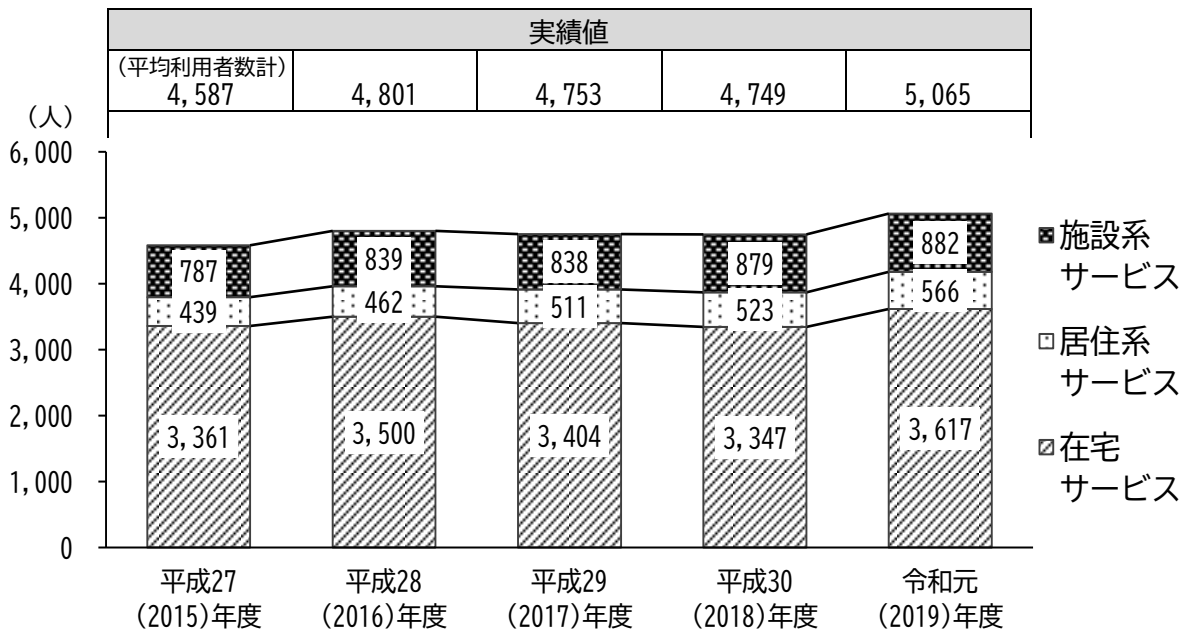
介護サービス利用者（受給者）数の状況

要介護・要支援認定者の増加に伴い、介護サービス利用者も増加傾向が続いています。

月平均利用者は、平成27（2015）年度は4,587人でしたが、令和元（2019）年度には、5,065人となっています。

介護サービスを在宅サービス、居住系サービス、施設系サービスに分類（下表参照）して利用者数の推移をみると、以下のようになります。

【月平均利用者数の状況】



（資料）介護保険事業状況報告

※平成29（2017）年度から、介護予防・日常生活支援総合事業を開始

<介護サービスの分類>

【在宅サービス】 … 自宅に住みながら受けるサービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援、居宅介護支援

【居住系サービス】 … 要介護・要支援認定者向けの住まいに移り住んで受けるサービス

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

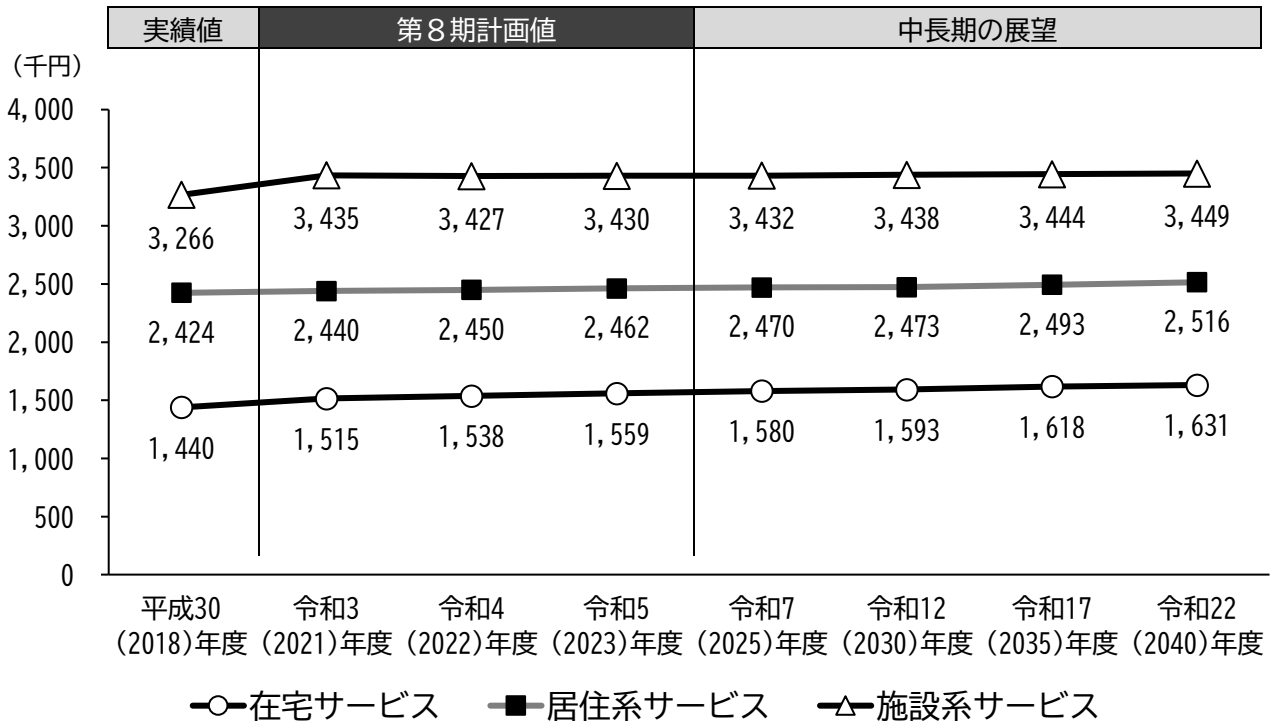
【施設系サービス】 … 施設に入所して受けるサービス

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

介護サービス利用者一人あたり総給付費の状況と推移

在宅サービス、居住系サービス、施設系サービス、それぞれの利用者一人あたりの総給付費（年額）平均の推移をみると、比較的緩やかに伸びており、令和22（2040）年度まで続くと見込んでいます。

【サービス一人あたり総給付費の推移】



（資料）実績：介護保険事業状況報告 推計：地域包括ケア「見える化」システム

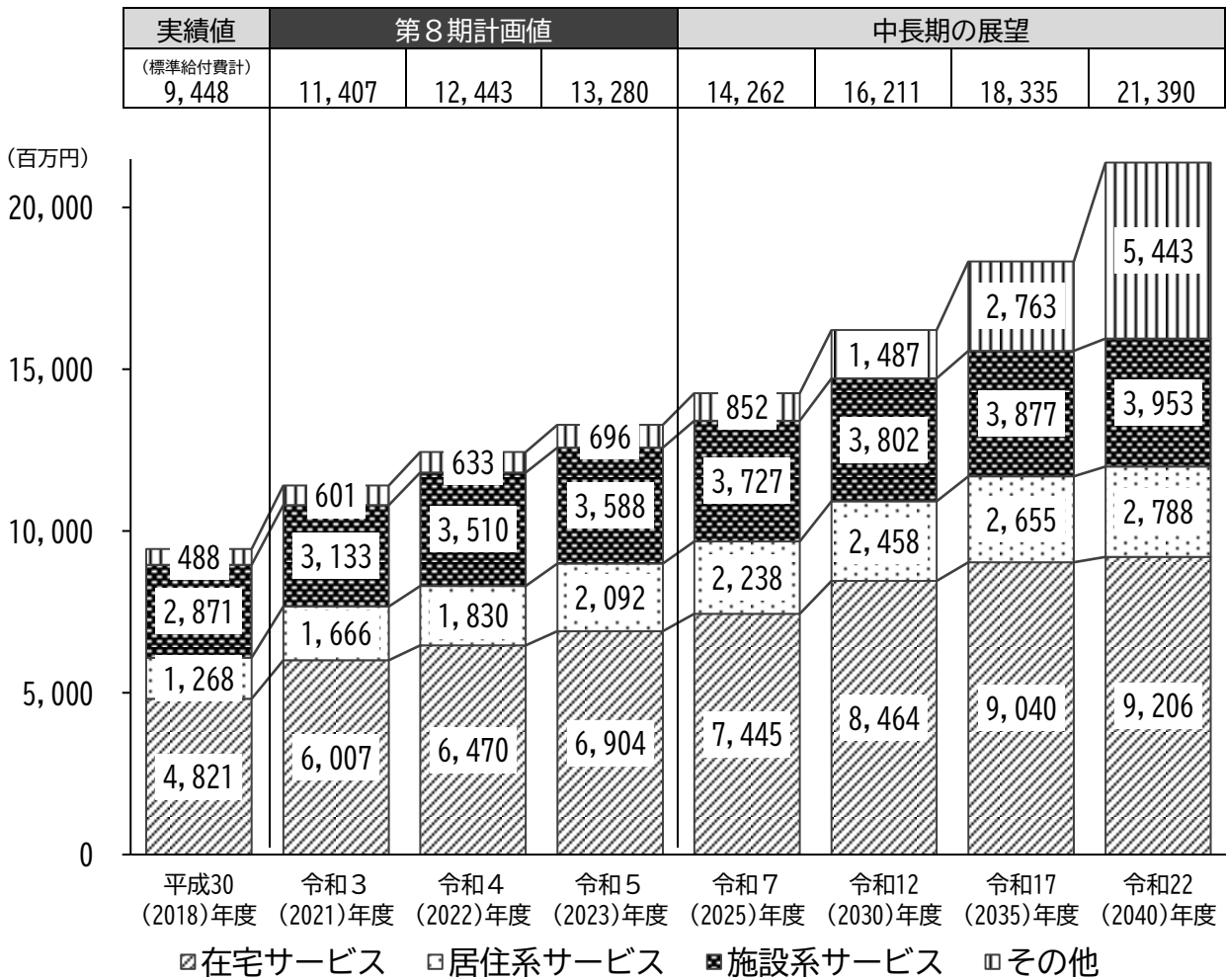


標準給付費の状況と推移

要介護・要支援認定者の増加に伴い、介護サービス利用者の増加が見込まれ、標準給付費についても年々増加の傾向にあります。

平成30(2018)年度は94億4800万円でしたが、令和7(2025)年度は約1.5倍の142億6200万円、令和22(2040)年度は約2.3倍の213億9000万円にのぼると推計しています。

【標準給付費の推移】

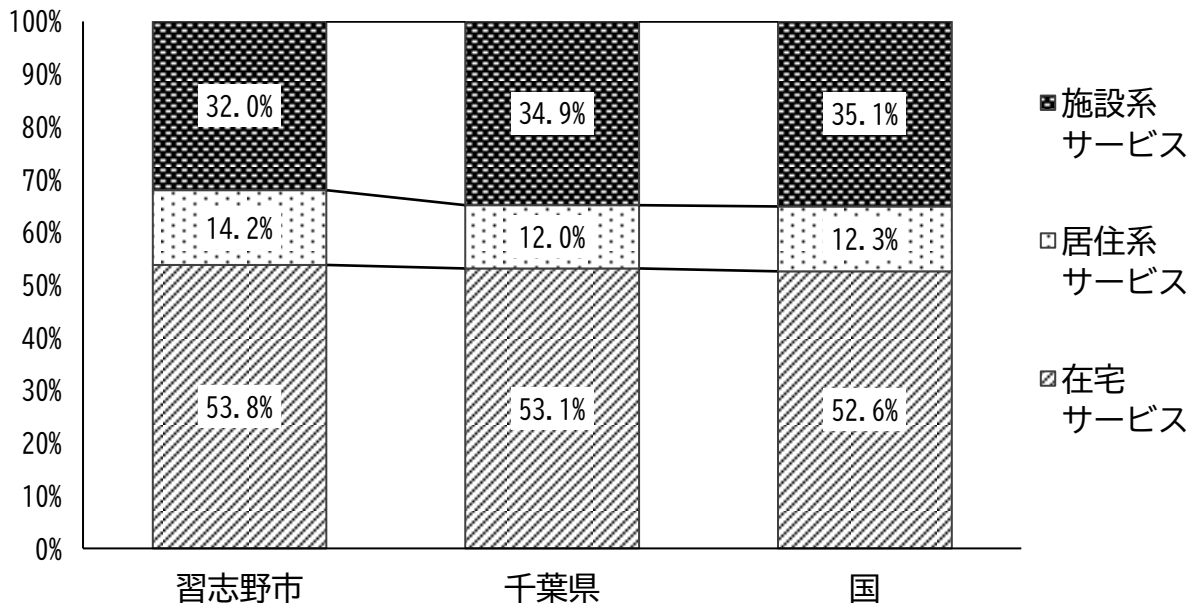


(資料) 実績：歳入歳出決算報告書 推計：地域包括ケア「見える化」システム

総給付費の構成比

介護サービスを在宅サービス、居住系サービス、施設系サービスに分類して総給付費の構成比をみると、全国・千葉県と大きな違いは見られないものの、在宅サービスと居住系サービスの占める割合がやや高く、施設系サービスの占める割合がやや低くなっています。

【サービス別総給付費構成比の比較】（平成30（2018）年度）



（資料）介護保険事業状況報告



第4節 習志野市の高齢者の状況と推移

高齢者の世帯数の状況と推移

高齢者のいる一般世帯の割合は増加傾向にあり、平成27(2015)年では34.1%となっていますが、千葉県値よりは5.4ポイント下回っています。また、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯ともに増加傾向にあります。

今後の推計では、一般世帯数全体は減少に転じる一方、高齢者のいる一般世帯、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯数は実数・構成比ともに増加が続くものと見込んでいます。

【高齢者のいる世帯数の状況】

(単位：世帯、%)

	習志野市				千葉県	
	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年
	世帯数		構成比		構成比	
一般世帯数	70,099	72,308	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢者のいる一般世帯数	21,128	24,669	30.1	34.1	34.9	39.5
高齢者単身世帯数	5,122	6,601	7.3	9.1	7.6	9.9
高齢者夫婦世帯数	6,968	8,162	9.9	11.3	10.8	12.6
夫婦とも65歳以上	5,526	6,771	7.9	9.4	8.2	9.4

(資料) 国勢調査

【高齢者のいる世帯数の今後の推計】

(単位：世帯、%)

	習志野市			
	令和7(2025)年		令和22(2040)年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
一般世帯数	76,482	100.0	74,305	100.0
高齢者のいる一般世帯数	28,210	36.9	34,345	46.2
高齢者単身世帯数	7,551	9.9	9,193	12.4
高齢者夫婦世帯数	9,332	12.2	11,362	15.3
夫婦とも65歳以上	7,763	10.2	9,451	12.7

(資料) 国勢調査、人口推計結果報告書(令和元年6月)をもとに作成

※総人口または高齢者人口に占める当該世帯数の比率が、平成27(2015)年度と同一であるものとして推計

高齢者の住まいの状況

高齢者のいる世帯の住居の状況は、「持家」が8割近くを占めて最も多くなっています。

また、「公営・都市再生機構（UR）・公社の借家」の割合が千葉県よりも多く、本市の特徴となっています。

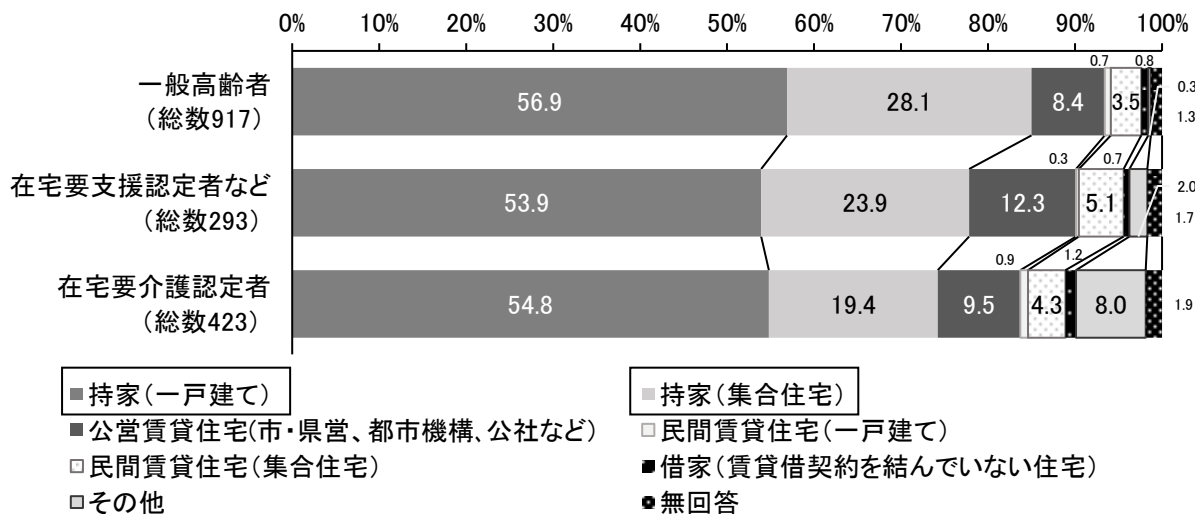
【高齢者のいる世帯の住居の状況】

（単位：世帯、％）

	習志野市				千葉県	
	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年
	世帯数		構成比		構成比	
持家	16,373	19,320	77.5	78.3	84.5	83.9
公営・都市再生機構（UR） ・公社の借家	2,891	3,230	13.7	13.1	5.4	5.3
民営の借家	1,653	1,870	7.8	7.6	8.9	9.6
給与住宅	67	61	0.3	0.2	0.3	0.2
間借り	123	125	0.6	0.5	0.6	0.5
その他	21	63	0.1	0.3	0.3	0.4
合計	21,128	24,669	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料）国勢調査

高齢者等実態調査では、「持家」の回答割合が一般高齢者（要介護・要支援認定を受けていない人）で8割台半ば、在宅要介護・要支援認定者などで7割台半ばを占めており、中でも一戸建てが多くなっています。



（資料）高齢者等実態調査（令和元年度）

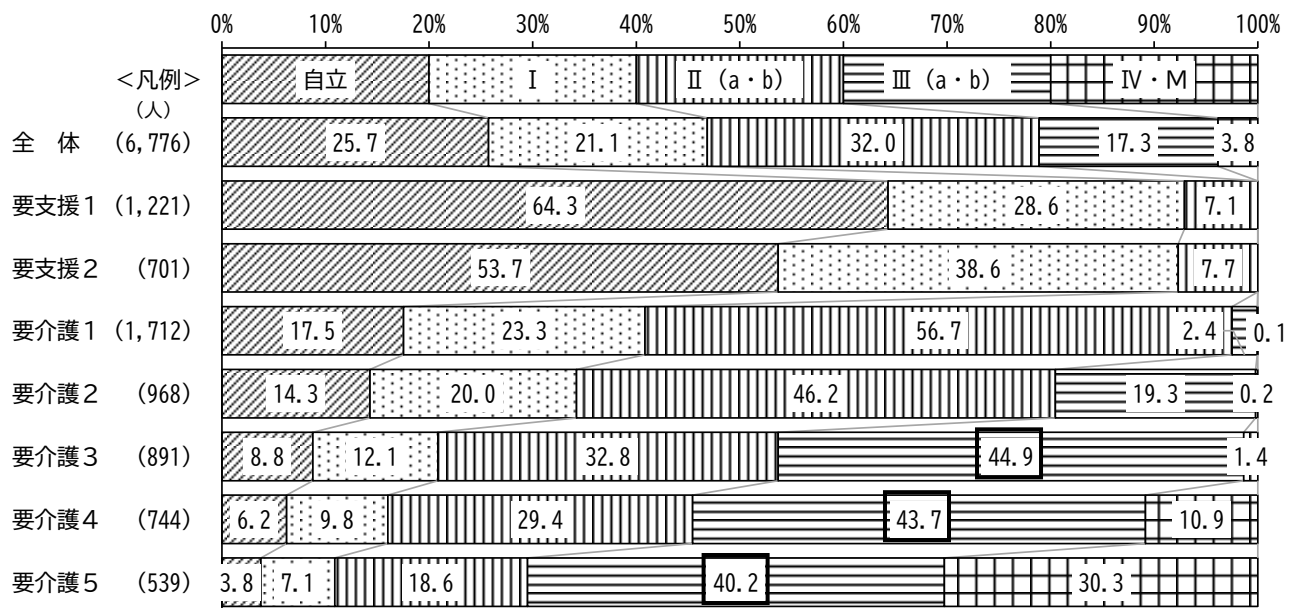


認知症の人の状況と認知症高齢者数の推移

要介護3～5の人では、日常生活自立度Ⅲ(a・b)の判定を受けている人が40%以上を占めて最も多くなっています。

また、高齢化に伴い認知症高齢者は増加を続け、国では令和7(2025)年度に高齢者の約5人に1人が認知症になると推計しています。国の推計方法をもとに本市の認知症高齢者数を算出すると、令和7(2025)年度には8,738人、令和22(2040)年度には13,118人になると見込んでいます。

【認知症の人の状況】(平成30(2018)年度) 市認定調査員調査分人数



【認知症高齢者の日常生活自立度判定基準】

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	II a 家庭外で上記IIの状態が見られる。
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

【認知症高齢者数の推移】

(単位：人)

	令和7 (2025)年度	令和22 (2040)年度
認知症高齢者数	8,738	13,118

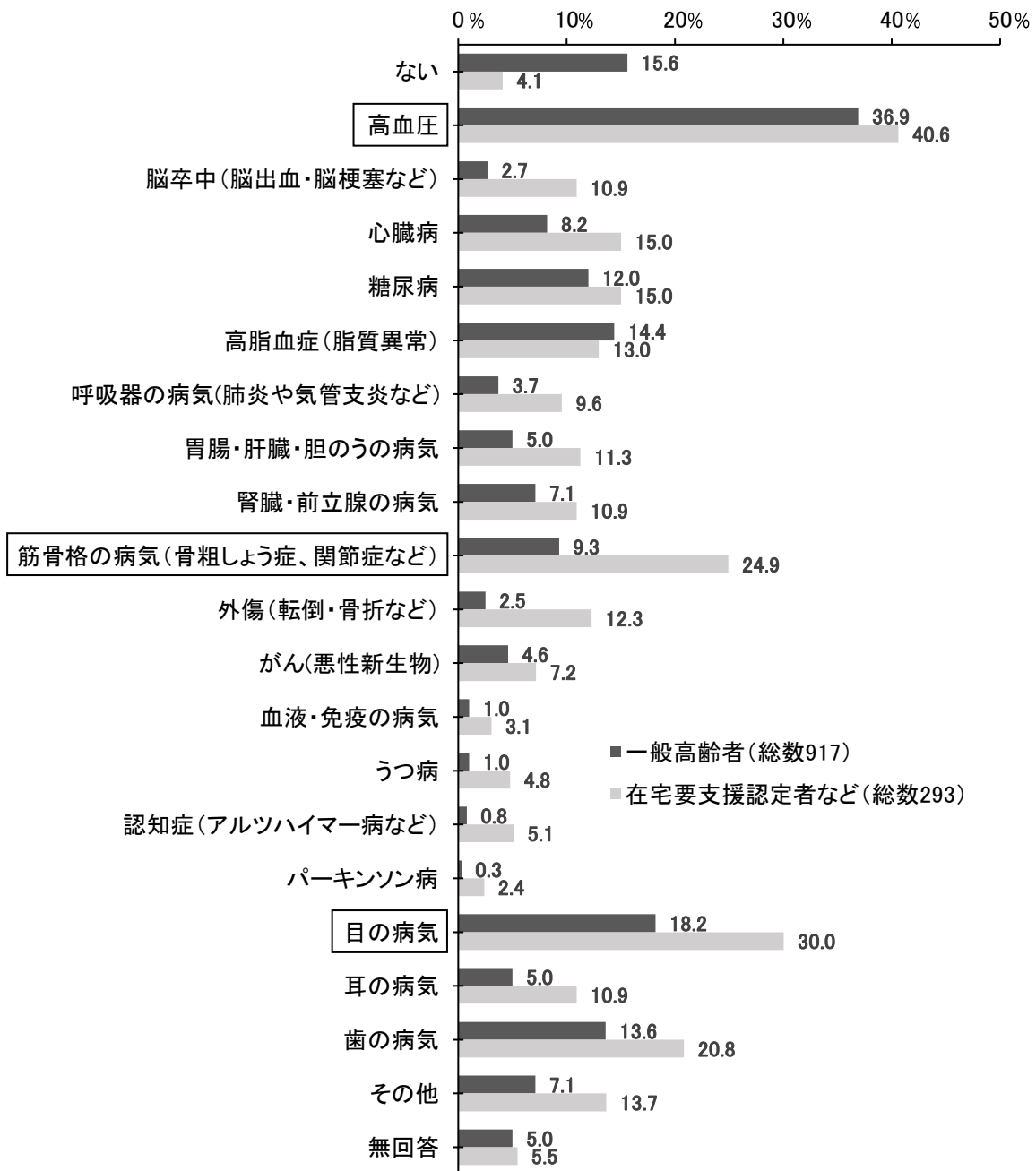
(資料) 人口推計結果報告書(令和元年6月)、認知症施策推進大綱(概要)

高齢者の疾病と後期高齢者医療費の状況

現在治療中または後遺症のある病気については、一般高齢者、在宅要支援認定者など（介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む）ともに、「高血圧」が最も多く、次いで「目の病気」が多くなっています。

「目の病気」と「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症など）」では、一般高齢者と在宅要支援認定者などの差が大きくなっています。

【現在、治療中または後遺症のある病気】



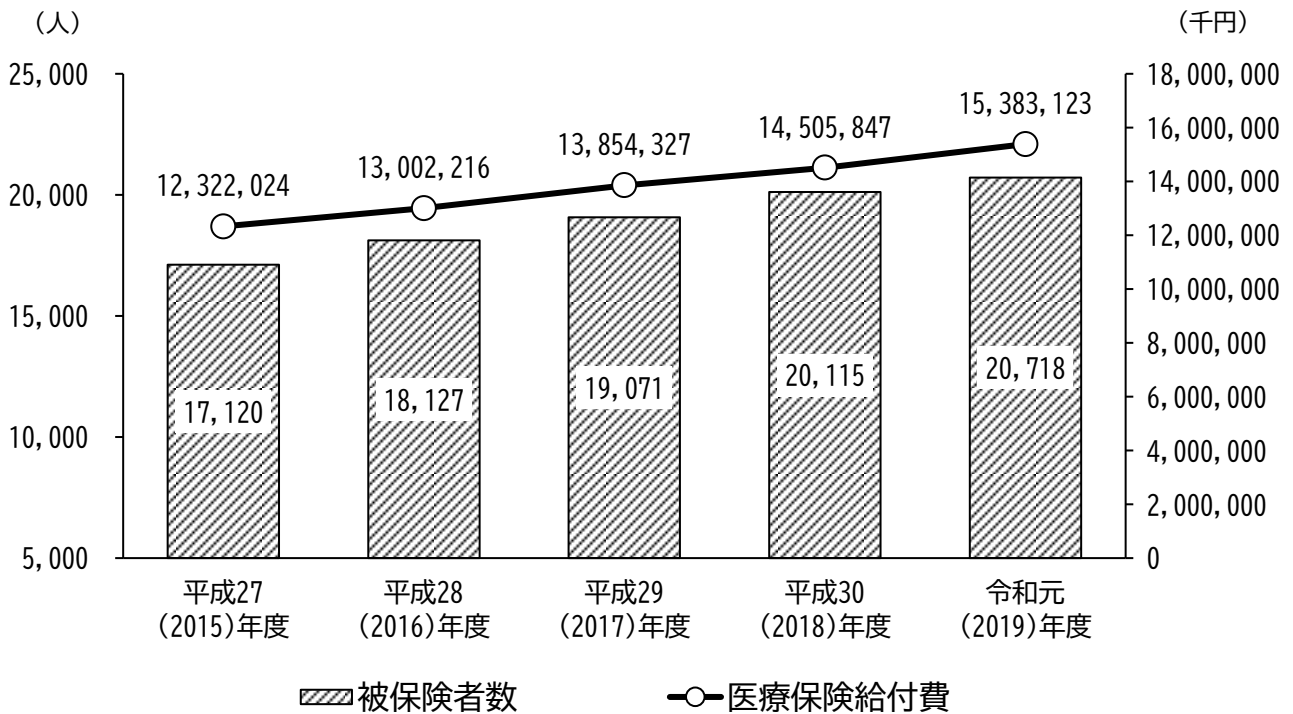
（資料）高齢者等実態調査（令和元年度）



本市の後期高齢者医療の被保険者は、高齢化に伴い年々増加の傾向にあり、令和元(2019)年度で20,718人となっています。

また、医療保険給付費も同様に増加傾向にあり、令和元(2019)年度は約154億円となっています。

【後期高齢者医療被保険者数(各年度末時点)および医療保険給付費の状況】



【後期高齢者医療保険一人あたり年間医療保険給付費の状況】(各年度末時点)

(単位：円)

	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
被保険者一人あたり 医療保険給付費	719,744	712,284	726,460	721,146	742,500

(資料) 歳入歳出決算報告書、千葉県後期高齢者医療給付の状況

高齢者の就業・社会活動の状況

就業している高齢者は増加傾向にあり、平成27(2015)年の就業率は全体で20.1%となっていますが、千葉県の数より、2.1ポイント下回っています。年齢別にみると、65～69歳では37.5%、70～74歳でも21.4%と多くなっていますが、80～84歳では6.5%にとどまっています。

【高齢者の就業の状況】

(単位：人、%)

	習志野市						千葉県	
	平成22 (2010)年			平成27 (2015)年			平成22 (2010)年	平成27 (2015)年
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率	就業率	就業率
65～69歳	10,283	3,400	33.1	11,166	4,187	37.5	34.8	39.5
70～74歳	8,646	1,596	18.5	9,524	2,037	21.4	20.6	23.4
75～79歳	6,110	641	10.5	7,749	859	11.1	12.9	13.7
80～84歳	3,635	224	6.2	5,115	335	6.5	8.3	8.2
85歳以上	2,814	87	3.1	3,901	128	3.3	3.8	3.7
合計	31,488	5,948	18.9	37,455	7,546	20.1	20.5	22.2

(資料) 国勢調査



高齢者等実態調査では、一般高齢者の1割程度の人が、「週4回以上」収入のある仕事に就いている、と回答しています。「週2～3回」までを含めると、2割近くに上ります。

【会・グループ等への参加頻度（一般高齢者）】

(総数 917) 上段：回答数 (人) 下段：割合 (%)	週4回 以上	週2～ 3回	週1回	月1～ 3回	年に数回	参加して いない	無回答
(1)ボランティア	11 1.2	20 2.2	26 2.8	47 5.1	47 5.1	499 54.4	267 29.1
(2)スポーツ関係	48 5.2	119 13.0	69 7.5	55 6.0	35 3.8	391 42.6	200 21.8
(3)趣味関係	44 4.8	74 8.1	71 7.7	128 14.0	60 6.5	344 37.5	196 21.4
(4)学習・教養サークル	10 1.1	15 1.6	22 2.4	45 4.9	31 3.4	523 57.0	271 29.6
(5)てんとうむし体操 (転倒予防体操)	10 1.1	5 0.5	15 1.6	22 2.4	7 0.8	595 64.9	263 28.7
(6)地域サロン (地域テラス)	1 0.1	1 0.1	7 0.8	12 1.3	12 1.3	603 65.8	281 30.6
(7)高齢者のつどい	1 0.1	2 0.2	2 0.2	15 1.6	27 2.9	596 65.0	274 29.9
(8)老人クラブ	1 0.1	1 0.1	3 0.3	20 2.2	22 2.4	593 64.7	277 30.2
(9)町内会・自治会	4 0.4	8 0.9	11 1.2	59 6.4	130 14.2	454 49.5	251 27.4
(10)収入のある仕事	107 11.7	66 7.2	17 1.9	18 2.0	14 1.5	470 51.3	225 24.5

(資料) 高齢者等実態調査 (令和元年度)

第5節 高齢化による課題

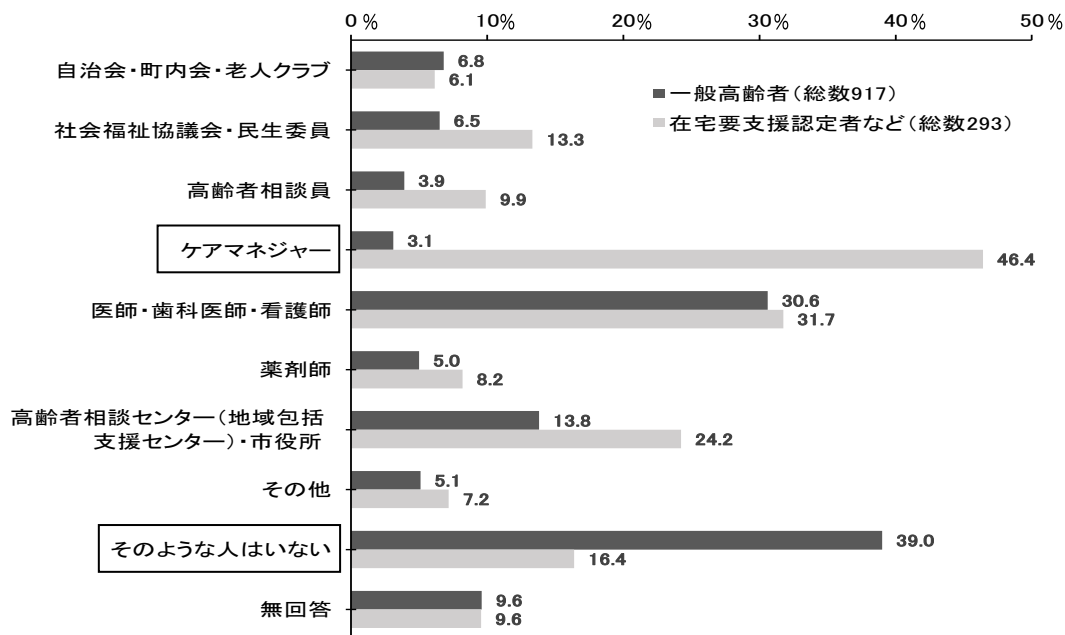
①孤立しやすい独居高齢者、高齢者世帯の増加

高齢者にとって、人とのつながりやコミュニティとの関わりは、安心・安全、生きがい等、さまざまな効果をもたらすものです。一方で、独居高齢者や高齢者世帯が増加傾向（P.27）にある中、家族や友人・知人以外での相談相手がないという人が多く、社会からの孤立が原因となり、健康状態の悪化や要介護状態が重度化する等の問題が生じています。

高齢者等実態調査では、家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手として、一般高齢者は「そのような人はいない」、在宅要支援認定者などは「ケアマネジャー」との回答が、それぞれ最も多くなっています。

高齢者の地域生活を支えていくためには、多様なコミュニケーションの場や機会を創出し、支え合いや見守り等、地域に根付いた活動の充実をさらに図っていく必要があります。

【家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手】



(資料) 高齢者等実態調査(令和元年度)

第7期計画の振り返り

地域住民や地域で活動する事業者による見守り活動を活発化させるため、「高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者連絡会」の開催などに取り組みました。

また、高齢者の総合的な相談窓口である高齢者相談センター(地域包括支援センター)では、相談機能を通じて蓄積された、地域の人材や介護サービス事業所などとのネットワークを活かし、情報提供や機関紙を発行する等、各圏域のニーズに合わせた情報発信を行いました。



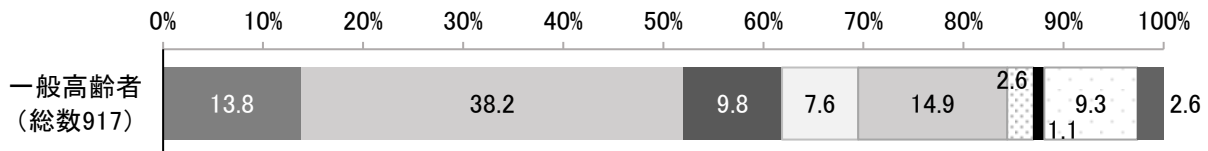
②在宅サービスへのニーズの高まり

住み慣れた自宅での生活をできる限り続けていくための支援は、超高齢社会における主要な施策の一つです。

高齢者等実態調査では、介護のあり方や今後の生活場所について、一般高齢者は「介護保険制度のサービスや保健福祉サービスを活用しながらできる限り自宅で介護を受けたい」、在宅要介護・要支援認定者などは「(現状の住まいに) 現在のまま住み続けようと思う」という回答が、それぞれ最も多くなっています。

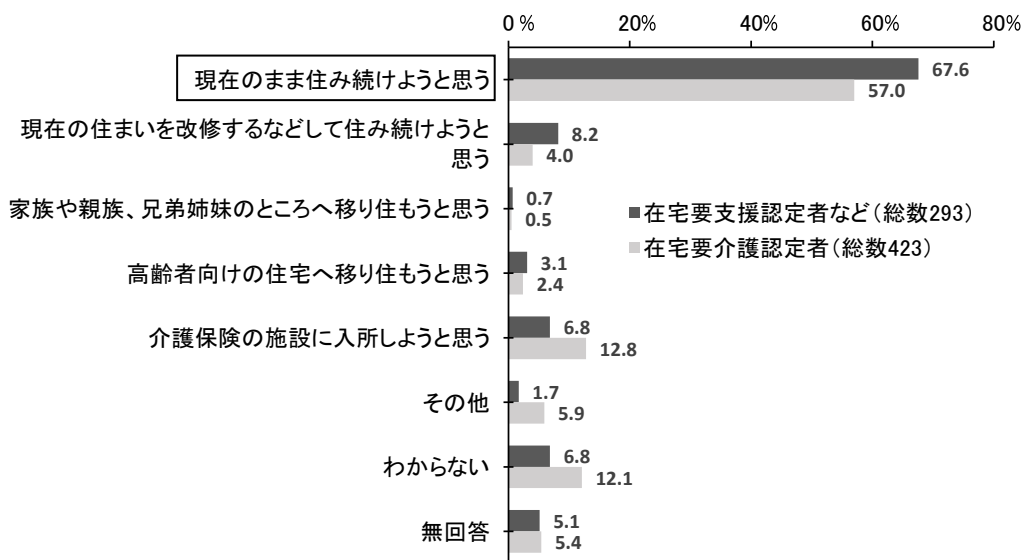
支援や介護が必要となったとしても、自宅で生活を続けていきたいという在宅志向が強く、通所介護や訪問介護などといった在宅サービスの充実が求められています。

【今後、介護が必要となった場合にどのようにしたいか（一般高齢者）】



- 家族などを中心にできる限り自宅で介護を受けたい
- 介護保険制度のサービスや保健福祉サービスを活用しながらできる限り自宅で介護を受けたい
- 高齢者向けの住宅に移り、介護を受けたい
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)のような低所得者に配慮した住宅に移り、介護を受けたい
- 介護保険制度のサービス対象となる特別養護老人ホーム、老人保健施設などに入所したい
- 介護は受けたいが、利用料などの負担を考え、介護保険制度のサービスの利用は控える
- その他
- わからない
- 無回答

【今後希望する生活場所（在宅要介護・要支援認定者など）】

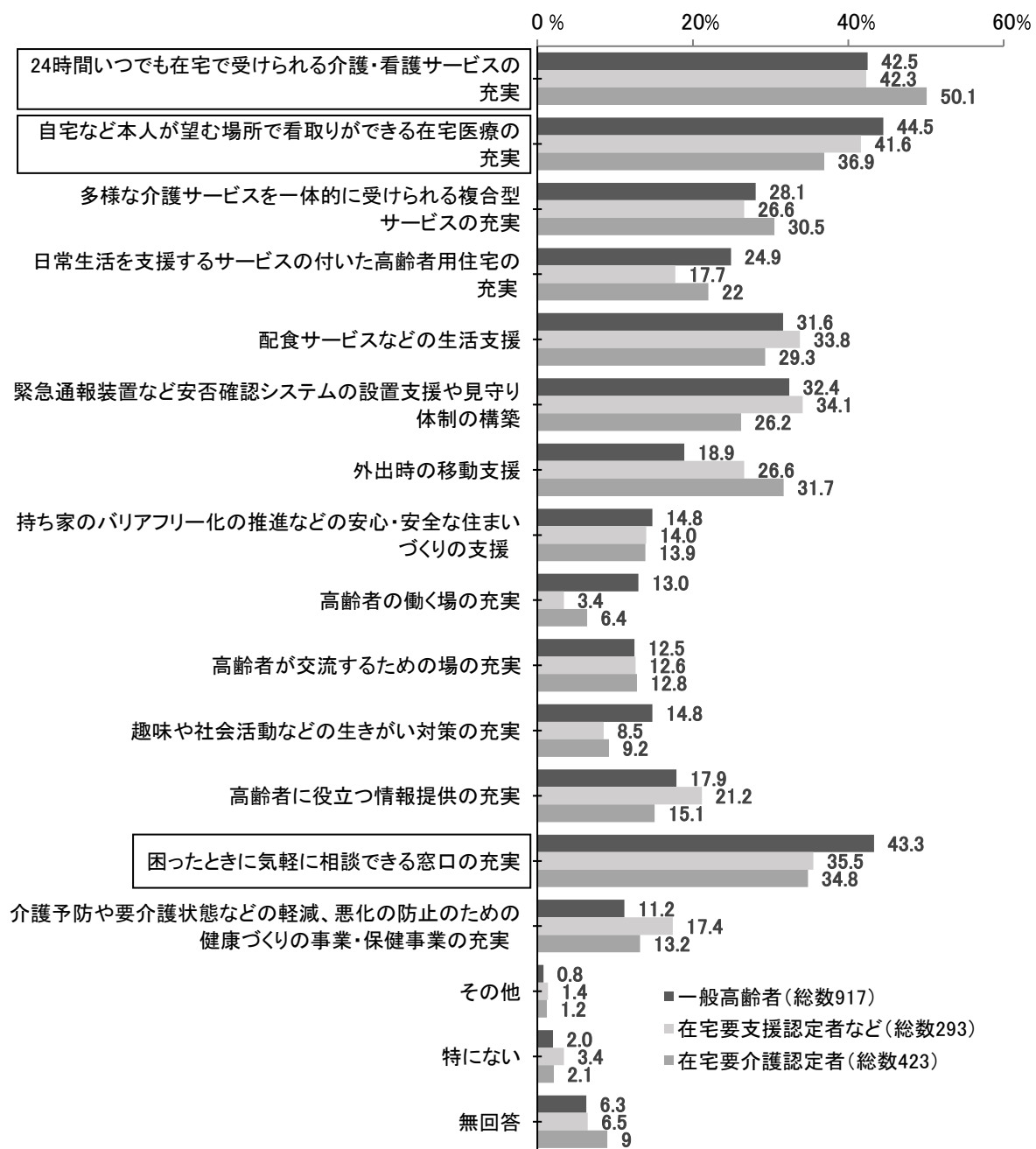


(資料) 高齢者等実態調査 (令和元年度)

また、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けていくために必要だと思う市の施策としては、「24時間いつでも在宅で受けられる介護・看護サービスの充実」、「自宅など本人が望む場所で看取りができる在宅医療の充実」、「困ったときに気軽に相談できる窓口の充実」との回答が多くなっています。

今後も、質・量ともに高まる在宅サービスのニーズの把握に努めつつ、対応を充実させていく必要があります。

【高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けていくために必要だと思う市の施策】



(資料) 高齢者等実態調査 (令和元年度)



第7期計画の振り返り

在宅生活を支える地域密着型サービスの整備を進めました。

令和元(2019)年度に小規模多機能型居宅介護を谷津圏域に1事業所(登録定員29人分)整備しました。

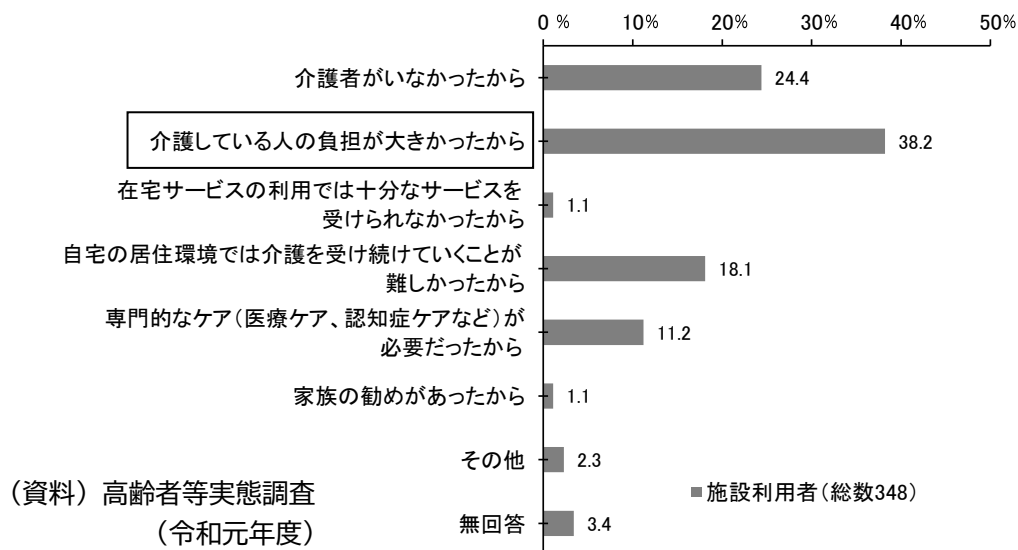
定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、令和元(2019)年度に特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)との併設施設を運営する事業者の選定を行い、本計画期間の令和3(2021)年度に東習志野圏域で整備する予定です。

③介護者の負担の増大

介護や支援については、家族などの身近な人たちの負担軽減についても考えなくてはなりません。高齢者や認定者同士による介護、介護に伴う離職など、大きい負担感や日常生活に支障をきたす状況は、改善していく必要があります。

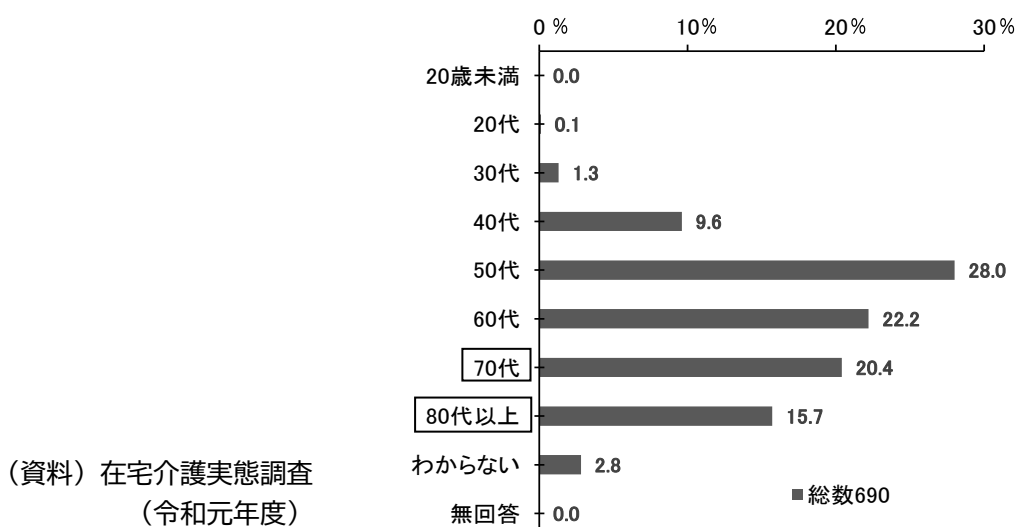
実際に高齢者等実態調査では、介護施設利用者が施設生活を選んだ理由として、「介護している人の負担が大きかったから」という回答が最も多くなっています。

【施設での生活を選んだ理由（介護保険施設利用者）】



在宅介護実態調査では、主な介護者のうち36.1%が70歳以上、そのうち80歳以上の人も15.7%含まれている状況であり、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」の実態を見て取ることができます。

【在宅で介護を受けている人の、主な介護者の年齢】

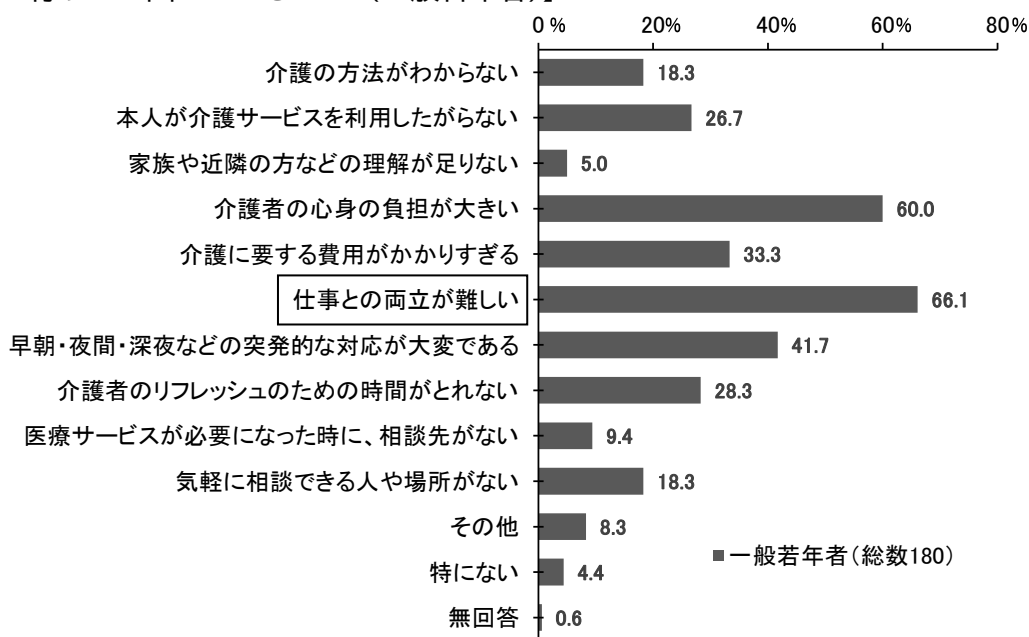




また、介護経験のある人が介護を行う上で困っていることについて、「仕事との両立が難しい」という回答が多く、また、在宅介護実態調査では、介護をするにあたって何か働き方の調整などを行っているかについては、「特に行っていない」との回答が多いものの、「介護のために、労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、退出・早帰・中抜けなど)しながら、働いている」という回答が次いで多く、家族などへの介護が就労に影響を及ぼしている実態が分かります。

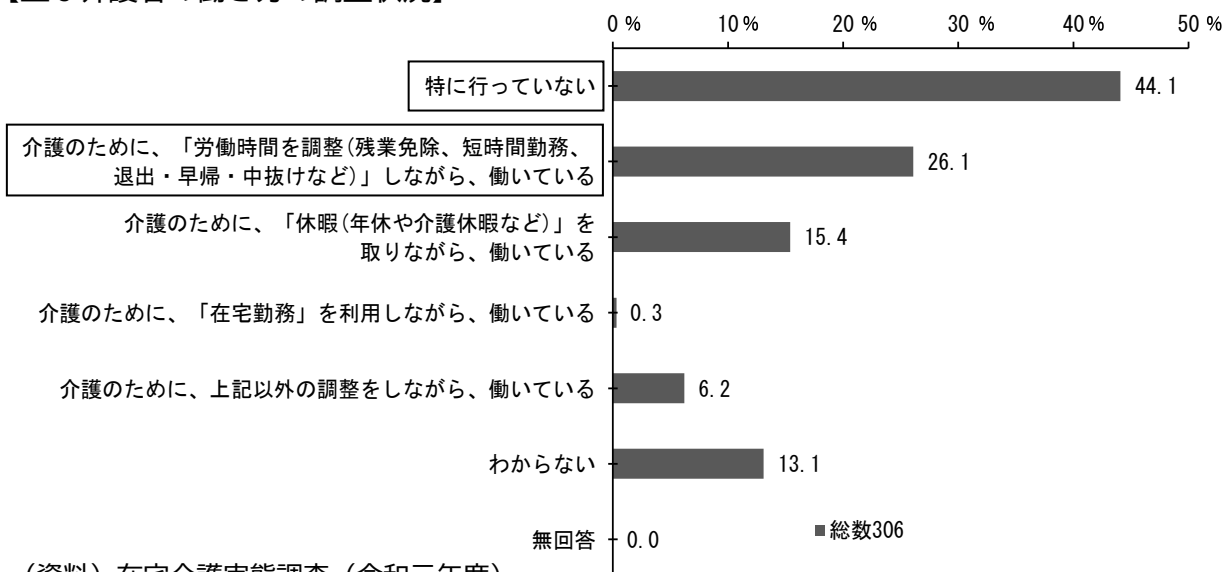
こうした現状を背景として、安心して介護生活を継続していくためには、在宅サービスとともに、施設系サービスや居住系サービスについても、適切に確保を図っていく必要があります。

【介護を行う上で困っていること（一般若年者）】



(資料) 高齢者等実態調査 (令和元年度)

【主な介護者の働き方の調整状況】



(資料) 在宅介護実態調査 (令和元年度)

第7期計画の振り返り

家族などの介護負担を軽減するため、平成30(2018)年4月にショートステイ(短期入所生活介護)(定員20人)を併設した特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)を谷津圏域に1施設(100床)整備しました。

また、令和元(2019)年度に地域密着型サービスである認知症グループホーム(認知症対応型共同生活介護)を谷津圏域に1事業所(定員18人)整備しました。

さらには、国有地を活用した特別養護老人ホームの整備推進を図り、令和3(2021)年度に東習志野圏域で1施設(100床)整備する予定です。



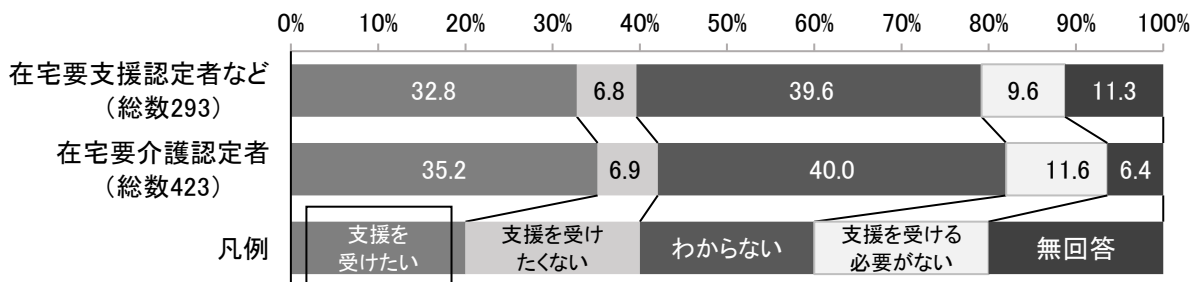
④生活支援サービス（介護保険外サービスを含む）の担い手の不足

高齢者の見守り活動や家事の手伝い、病院の付き添い等といった地域で高齢者を支えるボランティア活動について、支援を受けたいとする高齢者が一定程度見られる一方、支援活動に参加したいという意思のある人は限られた割合にとどまっており、今後想定される支援ニーズの増大に対して、担い手不足となることが懸念されます。

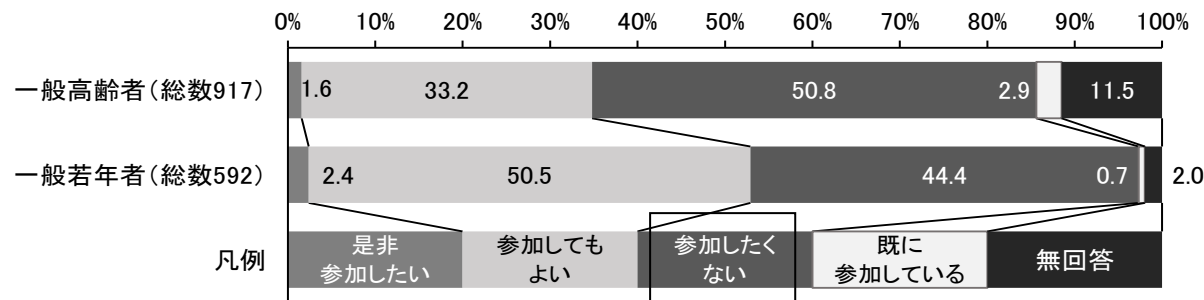
高齢者等実態調査では、高齢者を支えるボランティア活動の支援を受けてみたいかとの質問に対し、在宅要介護・要支援認定者などの回答として、「わからない」が最も多く、次いで「支援を受けたい」が多くなっています。「支援を受けたくない」、「受ける必要がない」、という人は全体の20%未満にとどまっており、潜在的な支援ニーズは一定程度あるものと見て取れます。その一方、高齢者を支えるボランティア活動に支援者として参加してみたいかとの質問に対しては、一般高齢者では「参加したくない」が全体の半数程度と最も多く、一般若年者では「参加してもよい」が半数程度、「参加したくない」が40%台となっています。

制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の推進は、国が目指す長期的な方向性として位置づけられており、今後は、地域に根ざした住民同士の支え合い、意識啓発や活動支援などについて、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

【地域のボランティア活動による支援を受ける意思（要介護認定者など）】



【地域のボランティア活動に支援者として参加する意思（一般高齢者、一般若年者）】



(資料) 高齢者等実態調査 (令和元年度)

第7期計画の振り返り

介護予防のサービスや生活支援サービスを提供することができる人材の育成を行うため、平成28(2016)年度から開始している「市認定ヘルパー養成講座」を継続して開催しました。

受講修了者の大半が習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録し、緩和した基準による指定事業者に就職する人も出てきています。

また、平成28(2016)年度から令和元(2019)年度まで開催した「地域支え合い推進協議会」において、高齢者を地域で支える仕組みづくりについて意見交換し、生活支援の担い手のあり方について協議を行いました。

第1層(市内全域)および第2層(日常生活圏域)生活支援コーディネーターを配置し、家事支援などを行う市認定ヘルパーや、地域の高齢者の「通いの場」を運営する担い手への助言などの支援を行いました。



⑤認知症高齢者の増加と適切な理解の必要性

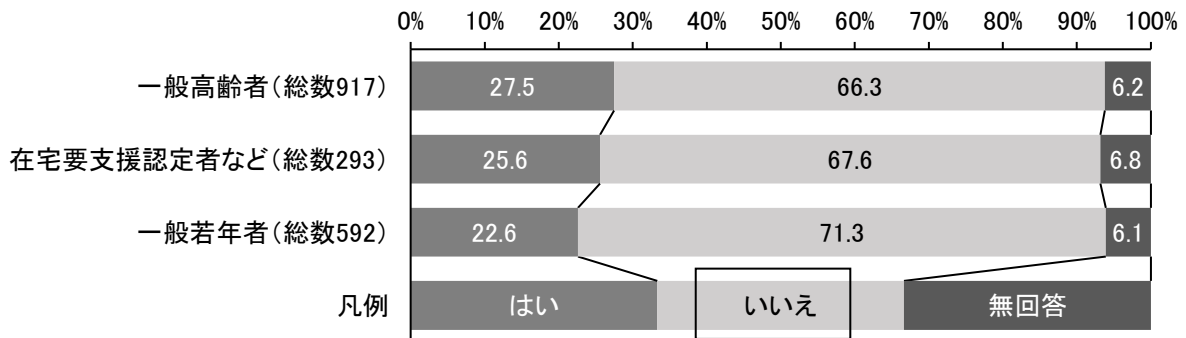
認知症高齢者が増加傾向にある中、適切な理解を促進するための情報提供や相談対応などの取り組みの必要性がさらに高まっています。

高齢者等実態調査では、認知症に関する相談窓口の認知度は、一般高齢者、在宅要支援認定者など、一般若年者のいずれの回答においても、知っている人は20%台にとどまり、70%前後の人が知らないと回答しています。

また、自身や家族が認知症になった場合のことを考えたことがない人も多く、認知症に関する意識の低さが懸念されます。

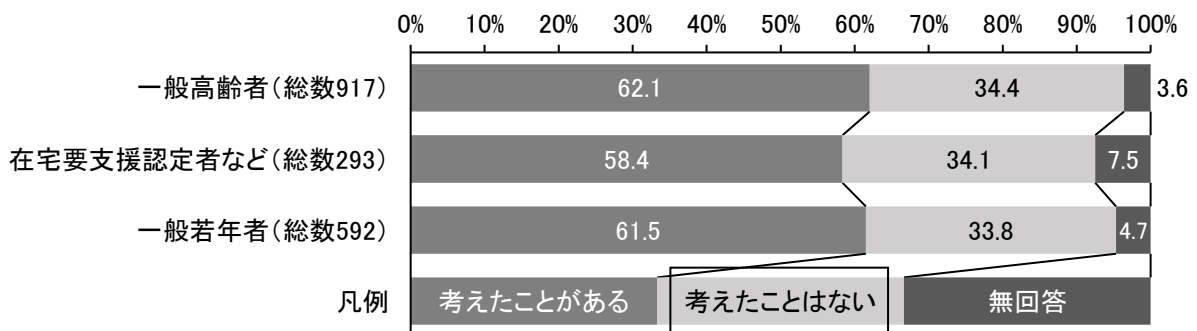
引き続き、周知活動を図りつつ、理解や利用につながる施策を推進する必要があります。

【認知症に関する相談窓口を知っているか】



(資料) 高齢者等実態調査 (令和元年度)

【自身、または家族が認知症になった場合のことを考えたことの有無】



(資料) 高齢者等実態調査 (令和元年度)

第7期計画の振り返り

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちになることを目指して、地域で見守り支援を行う「認知症サポーター」を養成しました。特に課題であった若年層に対する普及のため、市教育委員会などと連携を図り、小・中・高校生を対象にした認知症サポーター養成講座を授業の一環として実施しました。

また、養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを新たに32名養成するとともに、認知症サポーターの地域での活動を支援するためのフォローアップ研修を開催しました。

さらには、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で生活を送れるようにするための支援体制として、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を平成30（2018）年4月から稼働させ、関係機関と連携しながら、認知症の人やその家族の支援を行っています。

市内5か所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）には、認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する知識の普及啓発活動を強化するとともに、認知症初期集中支援チーム等の関係機関と連携し、支援体制の構築に取り組みました。



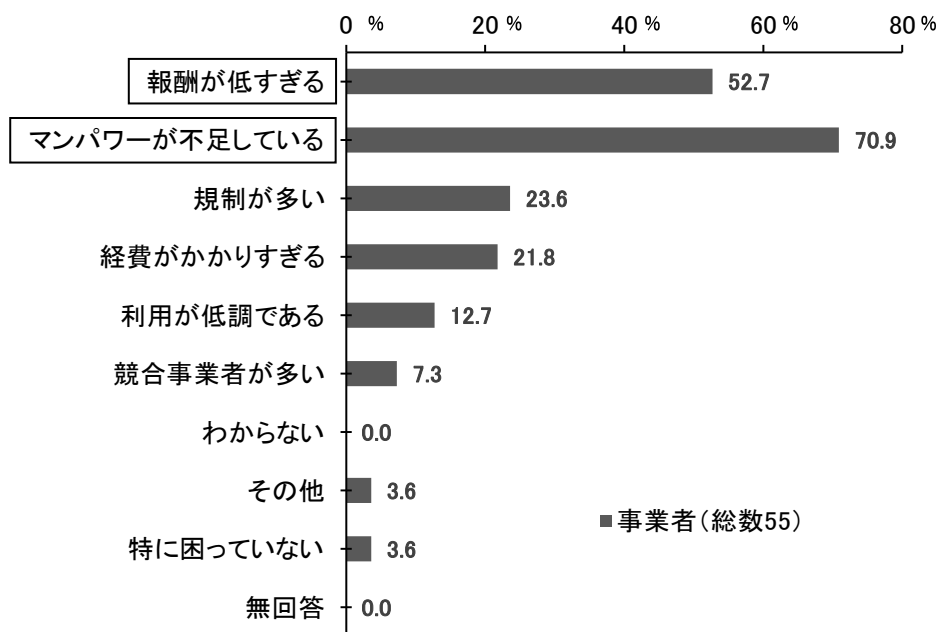
⑥介護人材の不足

第7期計画の介護サービス見込量などに基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、令和2(2020)年度末には約216万人、令和7(2025)年度末には約245万人が必要とされており、年間では6万人程度の介護人材を確保する必要があるとされています。

実際に高齢者等実態調査では、介護サービス事業者がサービス提供を行う上での困りごととして、最も多い回答が「マンパワーが不足している」、次いで「報酬が低すぎる」となっています。

介護サービスを安定的に提供するため、中長期的な視点からも、介護人材の確保につながるさまざまな支援策の充実に取り組む必要があります。

【サービス提供する上で困っていること（介護サービス事業者）】



(資料) 高齢者等実態調査(令和元年度)

第7期計画の振り返り

国や千葉県から発せられる各種情報を介護サービス事業所へ周知し、また、ハローワークが開催した介護分野の人材確保、育成、定着に向けた介護サービス事業所向けのセミナーに後援という形で参加しています。

介護予防・日常生活支援総合事業においては、平成30(2018)年度から人員基準などを緩和したサービスや住民主体によるサービスを開始し、それら多様な主体によるサービスの担い手を養成するため、市認定ヘルパー養成講座を実施して受講修了者と事業所とのマッチング等を行いました。

また、介護サービス事業者の業務を軽減させるため、介護分野に係る申請書類・手続き等の簡素化を行いました。

⑦介護給付費（社会保障費）の増大

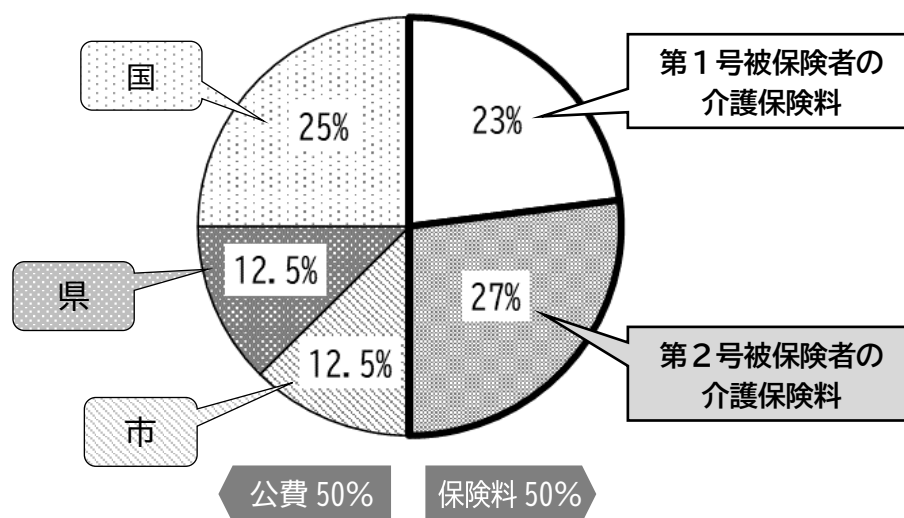
今後、高齢化の進展、とりわけ後期高齢者人口の増加を要因として、要介護・要支援認定者は増加が見込まれ、このことによる介護サービスにかかる費用の増大を予測しています。

本市では、現状の介護給付費の推移や年齢別人口の推移などから推計を行うと、令和7（2025）年度の介護給付費（標準給付費）は、平成30（2019）年度の約1.5倍の142億6200万円、令和22（2040）年度には、約2.3倍の213億9000万円になると予測しています（P.25）。

介護保険制度では、介護給付費の50%を公費（税金）で、残りの50%を被保険者から集める保険料でまかなっているため、介護給付費の増大に伴い、社会全体の経済的な負担が重くなっていくことになります。

増え続ける介護給付費を抑制するとともに、高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし続けていくためには、介護が必要な状態になる前から、介護予防や重度化予防を目的とした取り組みが重要です。

【在宅サービスにかかる介護給付費の財源構成】



第7期計画の振り返り

介護給付の適切なサービスの確保と費用の効率化を図るための介護給付費適正化事業として、「介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修などの点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の5事業を計画に定め、実施しました。

また、平成30（2018）年度から人員基準などを緩和したサービスや住民主体によるサービスを開始するとともに、担い手の養成や地域の実情に応じた住民などの多様な主体が参画する地域の支え合い体制づくりを推進することで、介護サービスの充実と介護給付費の抑制を図りました。



第3章 本計画における施策の基本目標

第2章 第5節(P.34~46)で紹介したように、習志野市は現在から将来にわたって想定される高齢化の進展に伴い、以下のような課題に直面しています。

今後のさらなる高齢化に対応するために、本計画では4つの基本目標を定め、「住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち」の構築を目指して施策を展開していきます。

【習志野市の高齢化による課題】

- ① 孤立しやすい独居高齢者、高齢者世帯の増加
- ② 在宅サービスへのニーズの高まり
- ③ 介護者の負担の増大
- ④ 生活支援サービス(介護保険外サービスを含む)の担い手の不足
- ⑤ 認知症高齢者の増加と適切な理解の必要性
- ⑥ 介護人材の不足
- ⑦ 介護給付費(社会保障費)の増大

計画の基本理念

「住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち」

基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

【対応すべき課題】 ②③⑤⑥⑦

基本目標2 安定した日常生活のサポート

【対応すべき課題】 ①②③④⑤

基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

【対応すべき課題】 ⑤⑦

基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

【対応すべき課題】 ①④⑤⑥

基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

多くの人が、介護が必要になったとしても自宅での生活を続けたいと望んでいる中、実際に要介護状態になった高齢者が自宅での生活を続けていくためには、ヘルパーに自宅を訪問してもらう・施設に通う・短期間施設に宿泊する等、さまざまな状況に対応できる多様な介護サービスを充実させることが必要です。

また、自宅での生活が困難になった場合に、できるだけ馴染みのある環境で暮らし続けるため、住み慣れた地域の介護保険施設や高齢者向けの住まいを充実させることも大切です。

さらには、適切なサービス提供に向けて、人材の確保も求められている中、全国的な課題となっている介護人材不足への対応も必要です。

このため、「自分に合った生活場所と介護サービスの充実」を基本目標1とし、それぞれの暮らし方に合った介護サービスや施設、住まいの充実を図るとともに、それらを支える介護保険制度の適正な運営を図ります。

基本施策

1-1	介護サービスの提供体制の整備
1-2	高齢者の住まいの確保
1-3	介護サービスの質の確保
1-4	介護給付の適正化
1-5	介護人材の確保・定着および業務効率化に向けた対策
1-6	災害や感染症対策に係る支援体制

基本目標2 安定した日常生活のサポート

社会からの孤立や認知症などによる判断能力の低下、災害時の支援や緊急時の対応など、高齢化により生じる問題や不安は多岐にわたり、年齢、性別や心身の状態、暮らしぶりによってもさまざまです。

誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らしていくためには、できるだけ多くの角度から支援やサービスを提供し、必要とする人に適切にそれらを届ける必要があります。

このため、「安定した日常生活のサポート」を基本目標2とし、高齢者が住み慣れた地域で安定した日常生活を送ることができるよう、本市の実情に応じたサービスの提供と、生活全般にわたって総合的にサポートする体制の構築を図ります。また、家族などへのサポートを行います。

基本施策

2-1	高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営
2-2	介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）
2-3	医療と介護の連携体制の構築
2-4	認知症施策の推進
2-5	高齢者の見守り
2-6	高齢者の権利擁護
2-7	高齢者が利用できる福祉サービス



基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

高齢者がいつまでも楽しく生きがいのある毎日を過ごし、自立した日常生活を送るためには、心身や生活機能の低下、または要介護状態の重度化を予防することが大切です。

また、このことは、介護給付費や医療給付費といった社会保障費の上昇を抑制することにもつながるため、社会全体の経済的な負担を軽くする効果もあります。

このため、「いつまでも元気に暮らせる健康づくり」を基本目標3とし、高齢期を迎える前から取り組む「健康づくり」と、高齢期を迎えてから重点的に取り組む「介護予防」とともに推進します。

基本施策

3-1	成人期から取り組む健康づくり
3-2	介護予防・日常生活支援総合事業 (一般介護予防事業)

基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

高齢者人口がますます増加し、支援やサービスの必要性が増加していく中、それぞれの生活に合ったきめ細かな支援を行うためには、介護保険や行政によるサービスのみならず、日常生活の手伝い、健康づくり・介護予防のためのサークル活動、地域での見守り活動など、さまざまな場面で地域の活力を活かしていく必要があります。

また、高齢者のほか、障がい者や子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができるよう「支え手」や「受け手」といった関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が役割を持ち、より多くの人々がつながり、支え合う、「地域共生社会」の推進も、我が国が目指す長期的な方向性として位置づけられています。

そこで、基本目標4は、「地域で支え合う仕組みの拡大」とし、地域資源の把握や組織化といった地域のコーディネートや、活動に参加する意欲のある市民の支援および育成を図ります。

また、高齢者自身が支援の受け手であると同時に担い手となり、地域社会の中でいきいきと活動できる体制を構築することで、基本目標2「安定した日常生活のサポート」、基本目標3「いつまでも元気に暮らせる健康づくり」の推進にもつながります。

基本施策

4-1	高齢者を地域で支える仕組みの拡大
4-2	高齢者の社会参加の促進

第2編 具体的な施策の展開





第1章 基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

基本施策1-1 介護サービスの提供体制の整備	
① 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の整備推進	P.56
② 地域密着型サービスの整備推進	P.57
基本施策1-2 高齢者の住まいの確保	
① 高齢者の多様な住まいの確保	P.59
基本施策1-3 介護サービスの質の確保	
① 介護サービス事業者への指導	P.60
② 介護サービス相談員の派遣	P.61
基本施策1-4 介護給付の適正化	
① 介護認定の適正化	P.62
② ケアプランの点検	P.63
③ 住宅改修などの点検	P.64
④ 縦覧点検・医療情報との突合	P.64
⑤ 介護給付費通知の実施	P.65
基本施策1-5 介護人材の確保・定着および業務効率化に向けた対策	
① 介護人材の確保・定着および業務効率化に向けた対策	P.66
基本施策1-6 災害や感染症対策に係る支援体制	
① 災害に対する備えの促進	P.67
② 感染症に対する備えの促進	P.68

基本目標
1





基本施策1-1 介護サービスの提供体制の整備

本市の高齢者人口は令和22(2040)年度まで増加傾向にあり、介護サービス利用者についても、今後、増加するとともに介護サービスの需要が多様化することが想定されます。

そこで、介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、中長期の人口構造や介護ニーズの変化を見据えた介護サービスの提供体制を整備します。

在宅生活が困難になった高齢者のための特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の整備と、できる限り在宅生活や地域での生活を続けられるよう地域密着型サービスの整備を推進します。

このことにより、適切な介護サービスが利用できず介護者の負担が重くなることでやむを得ず離職に至る、いわゆる「介護離職」の防止を図ります。

施設系サービス、居住系サービス、在宅サービスの整備状況(令和2(2020)年度末時点)

[種別凡例]

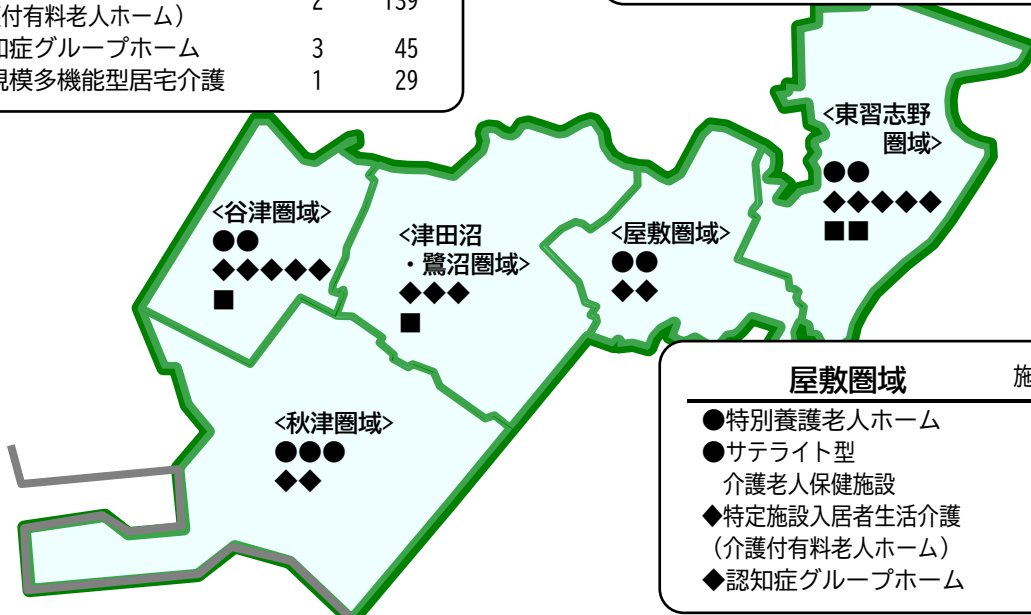
- : 施設系サービス
- ◆: 居住系サービス
- : 在宅サービス

谷津圏域

	施設数	定員数
●特別養護老人ホーム	2	190
◆特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	2	139
◆認知症グループホーム	3	45
■小規模多機能型居宅介護	1	29

東習志野圏域

	施設数	定員数
●特別養護老人ホーム※	2	180
◆特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	2	160
◆認知症グループホーム	3	44
■小規模多機能型居宅介護	1	29
■定期巡回・随時対応型訪問介護看護※	1	-



屋敷圏域

	施設数	定員数
●特別養護老人ホーム	1	150
●サテライト型 介護老人保健施設	1	29
◆特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	1	51
◆認知症グループホーム	1	9

秋津圏域

	施設数	定員数
●特別養護老人ホーム (うち地域密着型)	2 (1)	200 (20)
●介護老人保健施設	1	200
◆認知症グループホーム	2	18

津田沼・鷺沼圏域

	施設数	定員数
◆特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	1	48
◆認知症グループホーム	2	36
■小規模多機能型居宅介護	1	29

※令和3(2021)年度開設予定を含む

①特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の整備推進

【担当部署:高齢者支援課】

《現状と課題》

市内には、720床分の特別養護老人ホームが整備されています(令和3(2021)年度開設予定を含む)。

しかし、入所希望者(待機者)は年々増加を続け、令和2(2020)年7月時点で425人に達しています。入所希望に対して、早期に対応することは困難な状況です。

特別養護老人ホームの整備状況(令和2(2020)年度末時点)

日常生活圏域	床数	(内)ユニット型	(内)従来型多床室
谷津	190	90	100
秋津	※1 200	20	180
津田沼・鷺沼	0	0	0
屋敷	150	150	0
東習志野	※2 180	90	90
合計	720	350	370

※1 地域密着型特別養護老人ホーム(20床)を含む

※2 令和3(2021)年度開設予定(100床)を含む

《今後の取り組み》

自宅での生活が困難になった高齢者が、引き続き住み慣れた地域で安心して生活できるよう、特別養護老人ホームの整備を進めます。

本市は都心に近く地価が高いことや、市域が狭く大規模な整備に適した用地が少ないことから、公有地の活用も視野に入れた整備用地の確保に努めます。



②地域密着型サービスの整備推進

【担当部署：高齢者支援課】

●認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の整備推進

《現状と課題》

第7期計画では、1事業所（定員18人）を整備し、合計152人分の整備が完了しました。しかし、多くの事業所で満員に近い状態になっています。

認知症グループホームの整備状況（令和2（2020）年度末時点）

日常生活圏域	事業所数	定員数(人)
谷 津	3	45
秋 津	2	18
津田沼・鷺沼	2	36
屋 敷	1	9
東習志野	3	44
合 計	11	152

《今後の取り組みと目標》

認知症により自宅での暮らしが困難になった高齢者が、引き続き住み慣れた地域において家庭的な環境の中で生活を続けられるよう、認知症グループホームの整備を進めます。

認知症グループホームは、1事業所につき定員が18人以下と定められており、比較的小規模な施設整備が可能です。民有地の活用が容易であると考えられるため、民間事業者からの提案により、2事業所（定員合計36人）の新規整備を予定しています。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
認知症グループホームの 合計定員数（人）	188（新規整備分：36）		

●小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の整備推進

《現 状》

第7期計画では、小規模多機能型居宅介護事業所を1事業所（登録定員29人）整備し、合計87人を受け入れる体制を整えました。

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備状況（令和2（2020）年度末時点）

事業種別	日常生活圏域	事業所数	定員数（ ）内は 宿泊定員数（人）
小規模多機能型居宅介護	谷 津	1	29（7）
	津田沼・鷺沼	1	29（7）
	東習志野	1	29（9）
看護小規模多機能型居宅介護	—	0	0（0）
合 計		3	87（23）

《今後の取り組みと目標》

通いを中心に、宿泊・訪問といったサービスを組み合わせて柔軟に利用できる小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の整備を進めることにより、できる限り在宅生活や住み慣れた地域での生活が続けられるよう支援します。

民間事業者からの提案により、1事業所（登録定員合計29人）の新規整備を予定しています。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
小規模多機能型居宅介護または 看護小規模多機能型居宅介護の合計定員数（人）	116（新規整備分：29）		

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備推進

《現 状》

第7期計画では、1事業所を整備し、令和3（2021）年度に開設される予定です。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備状況（令和2（2020）年度末時点）

日常生活圏域	事業所数
東習志野	※ 1

※令和3（2021）年度開設予定

《今後の取り組み》

高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問が受けられる定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備については、令和3（2021）年度開設後のサービスの利用状況などを踏まえ、ニーズを把握していきます。



基本施策1-2 高齢者の住まいの確保

高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、介護が必要な高齢者の増加が見込まれる中、身体や生活の状況に応じて入所ができるサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの確保が必要とされています。

介護サービスを提供する施設のみならず、多様なニーズの受け皿となる高齢者向け住まいの適切な供給を確保します。

① 高齢者の多様な住まいの確保

【担当部署：高齢者支援課】

《現状》

高齢者向けの住まいとして、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等があり、個々の状況に応じて入居することができるようになっています。いずれも生活相談や食事の提供などの生活上必要な援助のほか、一部の住まいでは介護サービスを併せて提供することもあります（介護保険法における特定施設入居者生活介護）。

平成23（2011）年度に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）の改正により創設されたサービス付き高齢者向け住宅は、整備を促進するため、新築の翌年度から5年度分の固定資産税の3分の2の額を減額する制度を適用しています（減額の要件があります）。

高齢者向け住まいの整備状況（令和2（2020）年度末時点）

住宅の種類	定員数・戸数
サービス付き高齢者向け住宅	116 戸
有料老人ホーム（住宅型）	85 人
有料老人ホーム（介護付）	398 人
軽費老人ホーム（ケアハウス）	130 人
養護老人ホーム	50 人
シルバーハウジング	50 戸
高齢者向け優良賃貸住宅 ※1	106 戸
合 計 ※2	935 人

※1 UR賃貸住宅において整備された住宅を含む

※2 サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング、
高齢者向け優良賃貸住宅は戸数1戸を1人とみなして計算

《今後の取り組みと目標》

第7期計画から引き続き、高齢者人口（65歳以上）に対し、3%以上供給することを目指します。

また、定期的に入居状況や介護サービスの提供状況を把握するとともに、未届けの有料老人ホーム等を確認した場合には、積極的に千葉県に対し情報提供を行い、質の確保に努めていきます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
高齢者向け住まいの供給量 ※令和5（2023）年度 高齢者人口 42,016 人（見込）	高齢者人口（65歳以上）の3%以上 1,260人以上（見込）		

基本施策1-3 介護サービスの質の確保

指定事業者に対する実地指導をはじめとし、介護サービス事業者への指導により、健全な事業運営の確保に努め、保険給付の適正化を図ります。

また、介護サービス提供の場に介護サービス相談員を派遣し、介護サービスの利用者や家族の相談、不満や要望などを聴き、必要に応じて介護サービス事業者へ伝えることにより、サービスの改善や向上を図ります。

①介護サービス事業者への指導

【担当部署：介護保険課】

《現状と課題》

市内に所在する指定事業者に対し、指定有効期間の6年に1回の頻度で実地指導を実施し、運営基準、人員基準、報酬内容などについて確認しています。加えて、介護保険法改正の際などに、集団指導を実施しています。

また、必要に応じ、本市所在の千葉県指定事業者や他市所在の本市指定事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者についても、千葉県や他市町村と協力し、指導や監査を実施しています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランの点検（P.63）については、指導するにあたり、より専門的な指導体制が必要となっています。

実地指導・集団指導の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
指導対象事業所数	51	87	89
実地指導実施事業所数（実地指導の実施率（%））	10 (19.6)	18 (20.7)	18 (20.2)
集団指導実施回数（回）	0	2	0

《今後の取り組みと目標》

指導担当職員を定期的に外部研修に参加させることで、専門的な知識の習得を図り、本市指定の事業者に対する実地指導を指定の有効期間（6年間）内に1回以上実施します。

また、集団指導も随時開催していきます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
指導対象事業所数	93	96	100
実地指導実施事業所数（実地指導の実施率（%））	16 (17.2)	16 (16.7)	17 (17.0)
集団指導実施回数（回）	1	1	1



②介護サービス相談員の派遣

【担当部署：介護保険課】

《現状》

介護サービスを提供する事業所に対し、市の委嘱する介護サービス相談員を派遣しています。

介護サービス相談員は、介護サービス事業所と市との橋渡し役となって、利用者などの疑問や不満、不安などの相談を受けるとともに、介護サービス相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。

また、介護サービス事業所、介護サービス相談員および保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。

介護サービス相談員は、2人を1組として、1事業所につき2か月から3か月に1回訪問しています。

なお、介護サービス相談員の受入れについては、事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

介護サービス相談員の派遣状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
介護サービス相談員の派遣（人）	14	14	14
受入れ事業所数	68	79	78
介護サービス相談員の 訪問回数（延べ）（回）	656	661	562

《今後の取り組みと目標》

対象事業所すべてに介護サービス相談員を派遣できるよう、介護サービス事業所および利用者に周知を図っていきます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護サービス相談員の派遣（人）	14	14	14
受入れ事業所数	80	83	85
介護サービス相談員の 訪問回数（延べ）（回）	672	672	672

基本施策1－4 介護給付の適正化

介護給付の適切なサービスの確保と費用の効率化を図るための介護給付費適正化事業として、介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修などの点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の5事業を実施します。

十分な職員体制を整えるとともに、専門的な知識を習得する機会を増やします。

①介護認定の適正化

【担当部署：介護保険課】

《現 状》

介護保険の認定申請者の増加に伴い、認定調査件数および認定審査件数が増加しています。

このような状況の中でも、全国の保険者との差が開かないよう平準化に向けて、研修の機会を設けるとともに、一次判定から二次判定において判定が変わる率を表す変更率などを分析し、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めています。

介護保険認定申請の受付状況（各年度末時点）

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
受付件数（件）	6,049	5,515	6,383

一次判定から二次判定の変更率（令和元（2019）年10月～令和2（2020）年3月末）

	重度変更率	軽度変更率
習志野市（％）	12.3	0.2
千葉県（％）	10.6	0.4
差（ポイント）	+ 1.7	- 0.2

《今後の取り組みと目標》

国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行い、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修などにおいて共有し、介護認定の平準化を図ります。

また、重度変更率については、千葉県とのかい離が0.5ポイント以内になることを目指します。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
重度変更率 (千葉県とのかい離)	—	—	0.5ポイント以内



②ケアプランの点検

【担当部署：介護保険課】

≪現状≫

居宅介護支援事業所などに対し定期的に実地指導を行い、ケアプランの点検を行っています。

介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報（医療情報と介護給付費の明細書の突合など）およびケアプラン分析の情報などの提供を受け、個別に点検を行っています。

また、訪問回数（生活援助）の多い訪問介護への対策として、提出されたケアプランについて、必要に応じて地域ケア会議などで事例検討を行うことになっています。

実地指導実施状況およびケアプラン点検状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
実地指導実施事業所数（居宅介護支援事業所）	2	11	11
ケアプラン点検件数（件）	205	494	272

≪今後の取り組みと目標≫

引き続き、居宅介護支援事業所などに対する実地指導において、ケアプランの点検および事例検討を行っていきます。

また、集団指導の中で、主任介護支援専門員などによるケアプラン作成能力の向上を目的とした研修会などを実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図っていきます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
実地指導実施事業所数（居宅介護支援事業所）	10	10	10
ケアプラン点検件数（件）	200	200	200
集団指導実施回数（回）	1	1	1

③住宅改修などの点検

【担当部署:介護保険課】

《現 状》

住宅改修費の給付については、身体の状態から給付対象であるかどうか、改修内容が適正であるか等を改修前の事前申請により改修可否を判定し、工事終了後の事後申請の書類審査を経て給付しています。

住宅改修費の給付については、必ず改修前の申請を受け、詳細な工事の内訳書や写真などを添付することとし、工事内容が適正な改修であるかの点検を行います。改修後についても、写真などを添付することで、確認しています。

また、福祉用具の点検についても、給付対象であるかどうか、当該年度の支給限度額を超えていないか、同年度で同一種目の購入はないか、福祉用具の必要性などについて、書類審査を経て給付しています。

《今後の取り組み》

引き続き、住宅改修費および福祉用具の給付について、給付対象であるかどうか、内容が適正であるか等を厳正に審査します。

また、必要に応じて現地確認を行い、審査の過程で疑義が生じた場合は、建築専門職、リハビリテーション専門職などへ確認を依頼します。

④縦覧点検・医療情報との突合

【担当部署:介護保険課】

《現 状》

国保連合会の介護給付適正化システムより提供される介護給付費点検情報を活用し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日、入院情報などを突合し、請求内容の誤りの早期発見、医療と介護の重複請求の確認などを行い、誤った請求を訂正するための過誤申請につなげています。

縦覧点検などの実施状況（令和2（2020）年3月末時点）

	令和元 (2019) 年度
縦覧点検実施率 (%)	13.5
医療費突合実施率 (%)	43.6

《今後の取り組みと目標》

引き続き、介護給付費点検情報を活用し、提供された情報を突合し、請求誤り等を早期に発見すること等によって、介護サービス事業者に対し適切にサービスを提供することを促すとともに、費用の効率化に努めていきます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
縦覧点検実施率 (%)	70.0	80.0	90.0
医療費突合実施率 (%)	70.0	80.0	90.0



⑤介護給付費通知の実施

【担当部署：介護保険課】

《現 状》

介護保険事業の適正な運営を図るため、介護保険サービスを利用した人に対し、3か月ごとにサービスの利用状況や費用の支払い状況を記載した給付費通知を送付し、介護保険給付費の適正な執行を図っています。

介護給付費通知については、発送後、内容についての問い合わせが多数あることから、一定の効果は得られていると捉えていますが、サービス利用者の増加に伴い、給付費通知件数が増加しています。

介護給付費通知報告書の通知状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
通知件数（件）	19,249	20,349	22,613

《今後の取り組み》

引き続き、介護サービス利用者に対し定期的に給付費通知を送付することで、サービスの利用状況、費用の支払い状況を提供し、介護保険制度の理解の一助とするとともに、介護給付費の適正な執行を図っていきます。

基本施策1－5 介護人材の確保・定着および業務効率化に向けた対策

介護サービス事業所がサービス提供を行う上で、多くの事業所がマンパワー不足の悩みを抱えており、今後、高齢者が増加し現役世代が減少していく中で、介護人材不足が懸念されます。そのような中、介護サービス事業所の業務が軽減されるよう業務の効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減や要介護認定を遅滞なく適正に実施するための体制整備が求められています。

介護人材の確保は、介護サービスを安定的に提供するのに欠かせない重要課題であり、中長期的な視点からも確保につながるさまざまな支援策の充実に取り組んでいきます。

①介護人材の確保・定着および業務効率化に向けた対策

【担当部署：介護保険課、高齢者支援課】

《現状と課題》

介護予防・日常生活支援総合事業においては、平成30(2018)年度から人員基準などを緩和したサービスや住民主体によるサービスを開始し、それら多様な主体によるサービスの担い手を養成するため、市認定ヘルパー養成講座を実施し、受講修了者と事業所とのマッチング等を行いました。

しかしながら、多様な主体によるサービスの提供実績が少ない状況であり、今後、緩和した基準によるサービスや住民主体による支援について、充実させていく必要があります。

介護サービス事業所の介護人材の確保に対しては、国や千葉県から発せられる介護人材の確保・定着に向けた各種情報を介護サービス事業所に対して周知すること等に努めていますが、現状、十分な取り組みができていない状況です。

介護サービス事業所の負担軽減の視点から検討されている介護分野に係る申請書類・手続き等については、介護保険法施行規則の一部改正を受けて、指定申請様式の共通化や記載事項の簡素化が図られ、現在、取り組みを進めているところです。

《今後の取り組み》

国や千葉県から発せられる各種情報について、介護サービス事業所への周知に努めるとともに、千葉県の補助金を活用し、介護職員初任者研修などの受講費用の一部を助成する等、介護人材不足の解消に向けた取り組みを実施していきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業においては、地域の高齢者の「通いの場」(P.133)や自主活動としてサービス活動を提供する住民団体、緩和した基準によるサービスを提供する事業所の創出に努めるとともに、市認定ヘルパーと事業所とのマッチング等を促進することで、介護サービスの安定的な確保を図ります。

介護サービス事業所の負担軽減については、申請書類・手続き等の簡素化を引き続き進めていきます。

また、今後、ますます増加することが見込まれる要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、ICTの活用などを検討していきます。



基本施策1-6 災害や感染症対策に係る支援体制

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を鑑みると、非常時に備えるため、日頃から介護サービス事業所と連携することが重要です。

本市の「地域防災計画」および「新型インフルエンザ等対策行動計画」との調和に配慮し、災害や感染症に備えた体制が介護サービス事業所で整備されるよう支援していきます。

①災害に対する備えの促進

【担当部署：介護保険課、健康福祉政策課】

《現状と課題》

介護サービス事業所に対しては、国または千葉県から発せられる災害に関する通知文書を送付し、周知啓発しています。

水防法・土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等）が円滑かつ迅速な避難の確保を図るために作成する「避難確保計画」は、一部の施設から報告がありました。

また、「習志野市地域防災計画」に基づき、避難生活の長期化に対応するため、災害時に一般の避難所で生活が困難な要配慮者が支障なく避難生活を送る施設を福祉避難所として指定しています。福祉避難所を設置するまでの手順、設置した際の対応マニュアルに基づく避難所の開設・運営を可能としておく必要があります。

福祉避難所に指定されていない介護サービス事業所についても、介護保険法に基づき、非常災害時に関する具体的計画を立て、定期的に避難などの訓練を行うこととなっていますが、訓練の実施状況（避難経路、避難に要する時間の予測を含む）、物資の備蓄状況などについては把握できていません。

《今後の取り組み》

介護サービス事業所に対し、災害に関する情報などの周知啓発に努めるとともに、指定事業者に対しては、災害に関する具体的計画の作成状況などを確認し、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路などの確認を行うよう促していきます。

また、定期的に食料、飲料水、生活必需品、燃料、その他の物資の備蓄・調達状況の確認を実施していきます。

水防法・土砂災害防止法に基づく浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、「避難確保計画」の作成および避難訓練の実施を促していきます。

福祉避難所については、指定した施設との事前協議を進め、連携を深めます。

《現状と課題》

介護サービス事業所に対して、国または千葉県から発せられる感染症に関する通知文書や感染症に備える研修の案内などを送付する等、感染症に対する周知啓発に努めています。

新型コロナウイルス感染症に関しては、市内の介護サービス事業所の置かれた状況を把握し、令和2(2020)年4月の緊急事態宣言発令以前より、庁内連携のもと、マスクや消毒液が不足している介護サービス事業所に対して、物資を提供しました。

今後は、感染症発生時に備えた平時からの事前準備や介護サービス事業所との連携体制を構築することが必要です。

《今後の取り組み》

引き続き、介護サービス事業所に対し、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対策の周知啓発に努めていきます。

指定事業者に対しては、感染症が発生した場合でもサービスを継続できるような備えを促すため、感染症対策、発生時の協力体制などの確認および感染防護具、消毒液、その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達状況の確認を定期的実施していきます。

さらに、市内の施設におけるクラスター発生を防ぐための支援を検討します。



第2章 基本目標2 安定した日常生活のサポート

基本施策2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営	
① 高齢者相談センターの運営	P.72
基本施策2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）	
① 多様なサービスの担い手の創出	P.75
② 訪問型サービス（第1号訪問事業）の提供	P.76
③ 通所型サービス（第1号通所事業）の提供	P.77
④ 介護予防ケアマネジメントによる支援	P.78
基本施策2-3 医療と介護の連携体制の構築	
① 地域の医療・介護の資源の把握	P.79
② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	P.80
③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築	P.80
④ 医療・介護関係者の情報共有の支援	P.81
⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	P.81
⑥ 医療・介護関係者の研修	P.82
⑦ 地域住民への普及啓発	P.82
⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市の連携	P.82
基本施策2-4 認知症施策の推進	
① 認知症の人が暮らしやすいまちづくり	P.85
② 認知症高齢者介護相談の開催	P.88
③ 認知症地域支援の推進	P.89
基本施策2-5 高齢者の見守り	
① 緊急通報システムや地域での高齢者の見守り	P.93
② 災害時における避難支援	P.94
基本施策2-6 高齢者の権利擁護	
① 高齢者の権利擁護	P.95
② 消費者被害の防止	P.96
③ 成年後見制度の利用支援	P.97
④ 福祉サービスの利用援助	P.99
基本施策2-7 高齢者が利用できる福祉サービス	
① 日常生活を支援するための事業	P.100
② 高齢者への助成制度	P.103

基本目標2





基本施策2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営

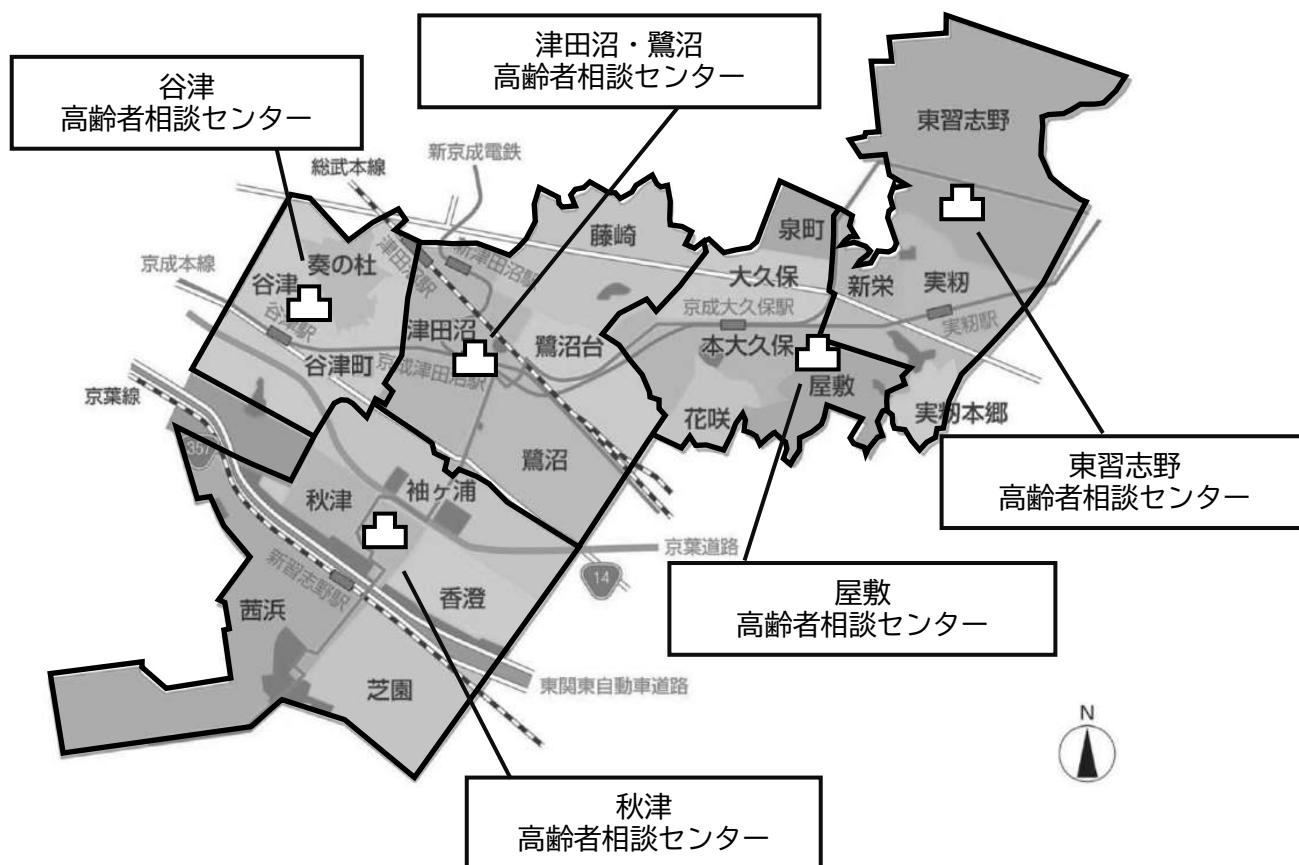
本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、各地域の身近な相談窓口として、日常生活圏域ごとに1か所ずつ高齢者相談センターを設置しています。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が連携し、どのような支援が必要かを把握した上で、適切な保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動などのあらゆる社会資源による支援につなげ、心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行います。

また、地域の保健・医療・福祉などの関係機関・関係者や地域住民との連携を高め、ネットワークの構築を進めます。

※本市では、地域包括支援センターについて、気軽に相談できる場となるよう、平成27(2015)年8月から「高齢者相談センター」と親しみやすい呼称としています。

高齢者相談センターの設置状況



《現状と課題》

本市では、高齢者相談センターの運営を社会福祉法人などに業務を委託し、高齢者本人やその家族、地域の高齢者に関する困りごとに対応する業務を中心として、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援や、介護予防や生活支援サービス等の利用にかかる支援、給付管理などのマネジメント業務などを行っています。

また、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議なども行い、高齢者相談センターの機能の拡大・充実に努めています。

しかし、複雑化・多様化する高齢者問題に対応するためには、さらなる専門性の確保や多方面での連携が必要です。

併せて、高齢者相談センターでは、地域包括ケアシステムの構築のために中核的機関として取り組んでいますが、今後は、これまで蓄積されたネットワーク体制を強化し、地域課題に対応した取り組みや情報発信ができる運営が求められています。

総合相談支援業務（手段別の相談状況）（各年度末時点）

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
電話相談（延べ）（件）	4,249	5,021	7,308
所内相談（延べ）（件）	1,726	1,624	1,776
訪問相談（延べ）（件）	3,242	3,354	3,160
合計	9,217	9,999	12,244

ネットワーク構築に関する活動状況（各年度末時点）

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
活動件数（件）	909	969	948
うち、地域ケア会議 （圏域・個別）の開催数（回）	24	19	24

《今後の取り組みと目標》

引き続き、高齢者相談センターの運営に必要な人員体制の整備や関係機関との連携などを図り、高齢者相談センターを中心に地域の自主団体活動の立上げや運営支援など、地域課題に対応した取り組みを行っていきます。

また、高齢者相談センターの質の向上を図るため、介護保険法で義務づけられた事業評価について、本市が重点的に取り組んできた「高齢者相談センターによる自己評価」や「市による事業評価」、より客観的に評価を行う「第三者評価（外部評価）」を定期的実施し、高齢者に対する相談の専門機関として、機能の充実に努めていきます。



業務の一つである「地域ケア会議」については、地域住民を含めた多様な関係者の参加を推進し、高齢者への適切な支援や地域で自立した生活を営むための検討を「圏域」および「個別」で行っていきます(P. 124)。

生活支援体制整備事業では、第2層生活支援コーディネーターを中心に協議体を運営し、地域資源の調整や新たな資源開発から地域づくりへとつながる具体的な検討を行い、高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備を推進します。

認知症総合支援事業では、認知症地域支援推進員を中心に地域での交流の場の開催や、認知症初期集中支援チームとの連携による認知症の地域支援体制の構築に取り組んでいきます。

これらの事業や地域のニーズに合わせた情報の発信、機関紙の発行を積極的に行う等、地域における高齢者支援のネットワークづくりの強化に取り組んでいきます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	20	20	20

高齢者相談センターの行う業務

● 包括的支援事業	① 総合相談支援業務	保健師や看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員がさまざまな相談に応じ、適切な保健・医療・福祉サービスおよび地域の支え合い活動などのあらゆる社会資源につなげる等の支援を行っています。
	② 権利擁護業務	高齢者などからの、虐待、成年後見制度、消費者被害などの相談に応じるとともに、内容の周知・被害防止の啓発に努めています。対応にあたっては、市役所担当課、成年後見センター、消費生活センターと連携して業務にあたっています。
	③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	介護支援専門員（ケアマネジャー）と地域の関係機関との連携・協働体制の整備やネットワークづくりを支援しています。 また、随時、支援困難事例やサービス計画作成技術などの介護支援専門員への個別指導や相談を行っています。
	④ 介護予防ケアマネジメント業務	介護予防・生活支援サービス事業対象者および要支援1、2の人に対して、介護予防・日常生活支援を目的に、適切な介護予防・生活支援サービスが効果的に提供されるようケアプランを作成し、定期的なモニタリングにより業務評価・課題分析を行い、必要に応じてプランの変更を実施しています。
	⑤ 在宅医療・介護連携推進事業	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地域の医療・介護関係者との連携や、相談への対応を行っています。
	⑥ 生活支援体制整備事業	各高齢者相談センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスに関する地域のニーズ把握や地域資源の把握に努め、高齢者などの地域住民の力などを活用した多様な生活支援サービスの体制整備を推進する業務を市役所担当課と連携して行っています。
	⑦ 認知症総合支援事業	各高齢者相談センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の早期における症状の悪化防止のための支援、その他認知症である、またはその疑いがある人や、介護者・家族に対する総合的な支援を行っています。 また、地域での交流の場や「認知症サポーター養成講座」も開催しています。
● 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築し、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやNPO法人、ボランティアによるインフォーマルサービス等のさまざまな社会資源と連携できる環境整備を行っています。	
● 地域ケア会議の開催	個別ケースの支援内容の検討を通じて、介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握に努めています。	
● 指定介護予防支援業務	介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等が適切に利用できるよう、その心身の状況、その置かれている環境などを勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者などの関係機関と連絡調整などを行っています。	



基本施策2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

本市では、平成29（2017）年度から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）を開始し、要支援者など（排泄や食事はほとんど自分ひとりでできるものの、買い物など身の回りの世話の一部に見守りや手助けを必要とするような高齢者）が、それぞれの状態に応じたサービスを選択でき、また、地域において役割を果たすことにより、自立した日常生活を送り続けられるようにすることを目指しています。

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスがあり、これらのサービスは、総合事業開始以前の介護予防訪問介護（ホームヘルプ）や介護予防通所介護（デイサービス）と同等のサービス（以下、従前相当サービス）のほかにも、人員基準などを緩和したサービス（サービスA）や、住民が主体となって行う日常生活の支援サービス（サービスB）、保健・医療の専門職による短期間のサービス（サービスC）等、さまざまな形態で提供することが可能となっています。

総合事業のサービス提供と併せて、地域の実情に応じて、住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進していきます。

また、サービス事業の対象者の拡大と単価の弾力化についても検討していきます。

①多様なサービスの担い手の創出

【担当部署：高齢者支援課】

《現状と課題》

第7期計画では、従前相当サービスや通所型短期集中予防サービスに加え、平成30（2018）年度から人員基準などを緩和したサービスや、住民主体によるサービスを開始しました。

また、それら多様な主体によるサービスの担い手を養成する研修を実施し、修了者と事業所とのマッチング等を行いました。

しかし、多様な主体によるサービスの提供実績が少なく、緩和した基準によるサービスや住民主体による支援について、充実させていく必要があります。

《今後の取り組みと目標》

引き続き、地域の高齢者の「通いの場」（P.133）や自主活動としてサービス活動を提供する住民団体、緩和した基準によるサービスを提供する事業所の創出に努めます。

また、担い手を養成する研修の受講修了者と事業所とのマッチング等を行うことにより、緩和した基準によるサービスの担い手などを確保し、十分な量・質のサービスを提供することを目指します。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する研修受講修了者と事業所とのマッチング（回）	2	2	2

②訪問型サービス(第1号訪問事業)の提供

【担当部署:高齢者支援課】

《現 状》

自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う以下のサービスを提供しています。

・介護予防訪問型サービス(従前相当サービス)

訪問介護員による身体介護や生活援助といった、従前の介護予防訪問介護(ホームヘルプ)相当のサービス

・生活援助訪問型サービス(サービスA)

訪問介護員や市認定ヘルパーによる生活援助などのサービス

・住民主体による訪問型サービス(サービスB)

住民主体の自主活動として行う生活援助などのサービス

サービスの提供状況(各年度末時点)

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
介護予防訪問型サービス(延べ)(人)	2,691	5,043	4,819
生活援助訪問型サービス(延べ)(人)	—	0	17
住民主体による訪問型サービスを 提供する団体数	—	0	0

《今後の取り組み》

引き続き、サービスを提供します(サービスの見込み量はP.167、168)。

住民主体の訪問型サービス提供団体の創出のため、担い手となり得る住民などとの協議を進めます。



③通所型サービス(第1号通所事業)の提供

【担当部署:高齢者支援課】

《現状》

介護サービス事業所または体操や運動、趣味活動などを行う地域の高齢者の「通いの場」(P.133)等の活用も視野に入れた生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴などを行う以下のサービスを提供しています。

- ・介護予防通所型サービス(従前相当サービス)

生活機能向上のための機能訓練など、従前の介護予防通所介護(デイサービス)相当のサービス

- ・運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防ミニデイ型サービス(サービスA)

緩和した人員基準などによる運動・レクリエーション等のサービス

- ・住民主体による通所型サービス(サービスB)

地域の高齢者の「通いの場」を活用したサービス

- ・通所型短期集中予防サービス(サービスC)

生活機能を改善するための運動器の機能向上のプログラムを一定期間集中的に提供するサービス

サービスの提供状況(各年度末時点)

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
介護予防通所型サービス(延べ)(人)	3,408	7,248	7,525
運動機能向上ミニデイ型サービス、 介護予防ミニデイ型サービス(延べ)(人)	—	29	95
住民主体による通所型サービスを 提供する団体数	—	0	0
通所型短期集中予防サービス(人)	46	48	37

《今後の取り組み》

引き続き、サービスを提供します(サービスの見込み量はP.169、170)。

住民主体の通所型サービス提供団体の創出のため、担い手となり得る住民などとの協議を進めます。

④介護予防ケアマネジメントによる支援

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

介護予防ケアマネジメントは、高齢者相談センターまたは同センターから委託を受けた居宅介護支援事業所で実施しています。

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」、「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、要支援者などの状態に応じたサービスが一体的かつ効率的に提供されるよう、ケアプランの作成などを通して支援しています。

ケアマネジメントの実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
ケアマネジメント実施数（延べ）（人）	3,929	7,546	7,377

《今後の取り組み》

引き続き、サービスの利用希望者が適切にサービスを利用できるよう支援します（サービスの見込み量はP.171）。



基本施策2-3 医療と介護の連携体制の構築

本市では、平成27(2015)年度から地域支援事業における包括的支援事業として「在宅医療・介護連携推進事業」を開始し、高齢者が疾患を抱えても、自宅などの住み慣れた生活の場で療養し、生活を続けられるようにすることを目指しています。

平成29(2017)年度からは、4つの重点項目への対応策の検討と、地域の医療・介護関係者の顔の見える関係構築のため、医療・介護関係の職能団体で構成する習志野在宅医療・介護連携ネットワーク(通称「あじさいネットワーク」)が活動しています。

<重点項目>

- I. 関係者の負担解消策の検討
- II. 専門職を支える相談体制の構築
- III. 在宅医療と在宅介護の切れ目ない提供を目指した、情報共有体制の強化
- IV. 家族の介護負担の軽減を目指した、介護サービス活用のための情報の充実

あじさいネットワーク構成団体:

習志野市医師会、習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会、
習志野市訪問看護協議会、習志野連携の会、習志野市ケアマネ連絡会、
習志野市リハビリテーション協議会、習志野保健所、エーザイ株式会社、
高齢者相談センター、習志野市高齢者支援課(事務局)

①地域の医療・介護の資源の把握

【担当部署:高齢者支援課】

《現状》

市内の医療・介護の資源として、医療関係機関や介護サービス事業所に関する情報を把握し、市民をはじめ、医療・介護関係者に周知しています。

令和元(2019)年度には、在宅医療に関する情報を収集した専門職向けの相談先ガイドを作成しました。

《今後の取り組み》

国の地域包括ケア「見える化」システムや、ちば医療なび等の市以外による情報サービスを活用しながら、個別の医療関係機関や介護サービス事業所の役割などの連携にあたって必要な情報の収集と関係者間での共有を図ることで、重点項目II、III、IVの実現を目指します。

また、国や千葉県から提供される在宅医療・介護に関するデータを分析することで、医療関係機関や介護サービス事業所の資源量とサービスの必要量の現状把握に努めていきます。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

【担当部署：高齢者支援課】

《現状》

平成28(2016)年に、本市の医師会、歯科医師会、薬剤師会および訪問看護協議会などを対象に実施したアンケート調査と分析に基づいて、在宅医療・介護連携の課題の抽出を行い、そこから導いた重点項目に対する対応策の検討のため、「あじさいネットワーク」と、それに伴う部会を随時開催しています。

《今後の取り組み》

引き続き、あじさいネットワークで意識の共有を図りながら、課題の対応策の検討を進めます。

③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

【担当部署：高齢者支援課】

《現状》

在宅医療については、一部の医療機関、歯科医療機関、薬局、訪問看護事業所により、訪問診療などが提供されています(下表「市内で在宅医療を提供する医療関係機関の数」参照)。

また、地域の医療機関の医療ソーシャルワーカーによる団体で、あじさいネットワークにも参画している「習志野連携の会」では、退院支援に重点を置いた連携についての勉強会などが毎月開催されています。

令和元(2019)年10月には、習志野市医師会が中心となり、千葉県在宅医療スタートアップ支援事業・入退院支援事業を活用した「入退院支援推進委員会」が発足し、本市も構成団体として参画しています。

市内で在宅医療を提供する医療関係機関数(令和2(2020)年10月時点)

日常生活圏域	医 科	歯 科	薬 局	訪問看護
谷 津	7	14	12	2
秋 津	7	4	2	1
津田沼・鷺沼	8	8	15	2
屋 敷	7	8	11	3
東習志野	4	6	4	3
合 計	33	40	44	11

(資料) ちば医療ナビ 千葉県医療情報システム

《今後の取り組み》

在宅医療における医師などの時間的拘束といった負担は、切れ目のない在宅医療の提供体制を構築する上で大きな障壁となっていますが、あじさいネットワークにおいて、在宅医療・介護の最前線で携わる多職種間にて現実的な解決策について検討を行い、重点項目Ⅰの実現を目指します。

また、入退院支援推進委員会に参画することで、既存の連携ツールやルールを整理し、重点項目Ⅲの実現を目指します。



④医療・介護関係者の情報共有の支援

【担当部署：高齢者支援課】

《現状》

あじさいネットワークでは、千葉県の地域連携シートや医師会が運用しているICTシステムの活用のほか、地域から病院への書類の提出先などをまとめた専門職向けの相談窓口ガイドを作成し、医療・介護関係者の円滑な情報共有を支援しています。

また、船橋市および習志野市ならびに、医師会および医療・介護関係者が、心臓病をもつ住民の健康保持・増進のために組織した「船橋習志野心不全協議会」に参加しています。

《今後の取り組み》

医師会を中心として利用しているICTシステムに限らず、千葉県やその他の民間組織が開発・利用を勧めているツールの情報も把握する等、あじさいネットワークにおいて、多職種・多機関における情報共有のあり方を検討することで、効果的・効率的な情報共有に必要な支援を実施し、重点項目Ⅲの実現を目指します。

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

【担当部署：高齢者支援課】

《現状》

在宅医療・介護連携の推進にあたっては、地域の医療・介護関係者からの相談にも対応することが求められており、それが結果として、本人やその家族が在宅で安心して住み慣れた地域で暮らしていくことにつながります。このような相談は、医療・介護連携の総合相談窓口として、高齢者相談センターが応じています。

また、市内の大きな病院では、医療ソーシャルワーカーが退院後の在宅生活に向けた相談や支援を行っています。

令和元（2019）年度には、相談に応じた医療関係者と介護関係者の連携調整や地域資源の紹介がよりスムーズに行えるように、専門職向けの相談窓口ガイドを作成し、関係機関へ配布しました。

《今後の取り組みと目標》

相談窓口ガイドの情報を更新していき、重点項目Ⅱの実現を目指します。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
高齢者等実態調査で、 高齢者相談センターが果たしている役割を 「多職種連携マネジメント」と回答した 事業者の割合（％）	—	25.0	—

⑥医療・介護関係者の研修

【担当部署：高齢者支援課】

《現状》

医療・介護連携推進のための多職種研修会をあじさいネットワーク構成団体である医師会およびエーザイ株式会社と共催しています。講義やグループワークを通して、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療ソーシャルワーカー、リハビリテーション職、介護支援専門員（ケアマネジャー）、高齢者相談センター、行政など多職種にわたる関係者が意見交換を行い、「顔が見える関係づくり」を構築してきました。

また、地域ケア会議では各圏域の高齢者相談センターが中心となり、地域の医療関係者、介護関係者、地域住民、行政関係者が具体的な事例を議論し、地域課題を抽出するための会議を開催しています。

《今後の取り組み》

引き続き、顔が見える関係を構築しながら、事例検討や講義といった研修を通して連携強化を支援し、重点項目ⅡやⅢの実現を目指します。

⑦地域住民への普及啓発

【担当部署：高齢者支援課】

《現状》

あじさいネットワーク監修のもと、在宅医療・介護連携の啓発を行うためのパンフレットを作成し、市民への健康教育の機会に配布しています。また、ホームページにもパンフレットの内容を掲載しています。

《今後の取り組み》

医療や介護が必要となった場合にも、在宅で本人の希望に沿った生活が実現できるよう、必要な準備や予備知識などに焦点をあてた市民向けのパンフレットの配布を行い、高齢者相談センターと連携しながら住民へ普及啓発をしていくことで、重点項目Ⅳの実現を目指します。

⑧在宅医療・介護連携に関する関係市の連携

【担当部署：高齢者支援課】

《現状》

東葛南部6市（市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市）において、会議を年2回開催し、意見交換・情報交換を行いながら連携しています。

また、年3回実施される船橋・習志野心不全協議会においても、意見交換・情報交換を行い連携しています。

《今後の取り組み》

引き続き、東葛南部6市の取り組み状況を把握しながら、意見交換・情報交換を行い、重点項目Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの実現を目指します。



在宅医療・介護連携推進事業の工程（概要）

	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度		
①地域の医療・介護の資源の把握	情報の収集と共有・更新					情報の収集と共有・更新（随時）					
②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	課題の抽出		対応策の検討（随時）			対応策の検討（随時）					
③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築					体制の構築・ ルールの整理	体制の推進					
④医療・介護関係者の情報共有の支援					ツールの検証	ツールの検証・情報収集（随時）					
⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援	高齢者相談センターによる相談・連携										
⑥医療・介護関係者の研修	研修の実施										
⑦地域住民への普及啓発				媒体作成・配布			普及啓発				
⑧在宅医療・介護連携に関する関係市の連携	東葛南部6市との連携										

基本施策2-4 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症の人は増加していくと見込まれており、国の推計では、令和7(2025)年には高齢者の5人に1人が認知症になると言われています。

認知症は早期に気づいて診断・治療を行い、適切に対応することで、症状の改善や進行を遅らせることができる場合があります。

また、症状が軽いうちであれば、今後どのように生活していくのか等、相談機関を利用して、専門職の意見を聞きながら話し合うことで、将来の生活の準備をすることができます。

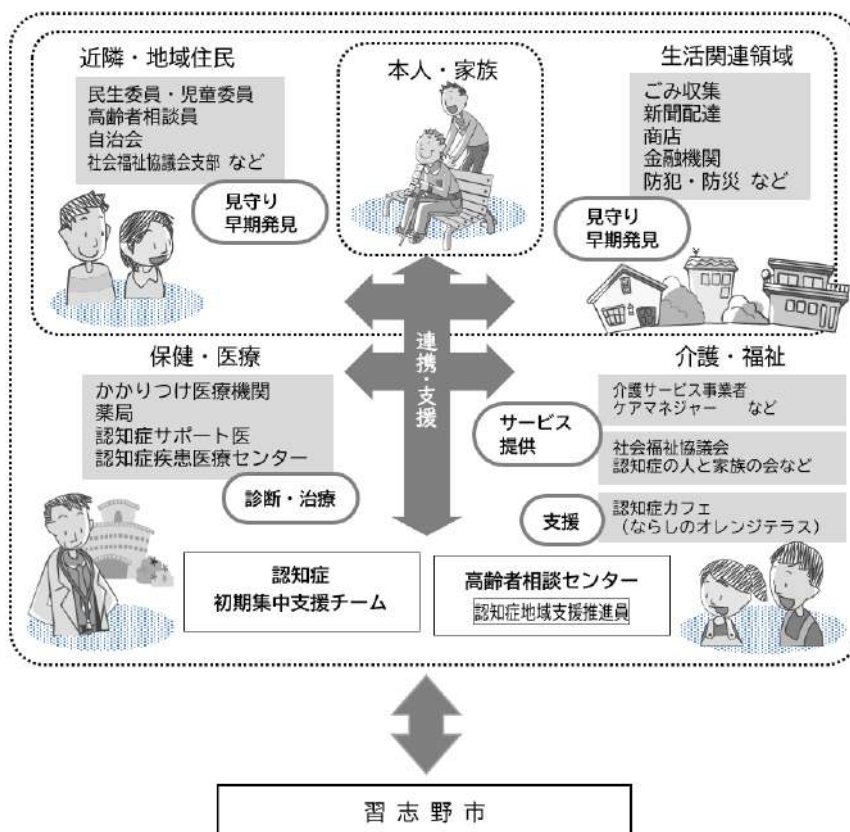
しかし、認知症に対する知識・理解が不足していると、早期発見することができず、症状が進行し、結果的に本人だけでなく、周囲の人も対応が難しくなることもあります。

本市では、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにするため、施策を進めていきます。

認知症に関する知識の普及啓発に取り組むことで、認知症の早期発見と早期対応につながるほか、認知症地域支援推進員による認知症相談支援体制を充実させ、医療・介護の関係者をはじめ、地域住民も含めたネットワークの構築に努めます。

また、認知症サポーター養成事業や認知症サポート事業所・団体等登録事業(認知症カフェを含む)、習志野市高齢者見守りネットワーク事業などにかかわる市民および市内事業所などに認知症への理解を広め、地域で支えられながら生活し続けることができるサポート体制を整備していきます。

認知症の人を支える連携体制イメージ





①認知症の人が暮らしやすいまちづくり

【担当部署：高齢者支援課】

●認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成と活動支援

《現状と課題》

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちを目指して、認知症を正しく理解し、地域で見守り支援を行う認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催しています。認知症サポーター養成講座は、事業所や地域での開催などが浸透してきており、第7期計画では若年層の参加にも力を入れ、市教育委員会などと連携し、学校での開催に努めました。

認知症サポーターの地域での活動を支援するため、さらなるフォローアップ講座の充実が必要となっています。

また、認知症サポーター養成講座の講師となる「キャラバン・メイト」の人材確保にあたっては、千葉県主催の養成研修と歩調を合わせて強化を図っています。キャラバン・メイトの活動支援・意欲向上については、情報交換や研修を目的としたキャラバン・メイト連絡会を実施しているほか、高齢者相談センターにおいても支援に取り組んでいます。

今後、高齢者相談センターや認知症地域支援推進員、キャラバン・メイト等、認知症にかかわる人材および事業所などの連携を強化し、認知症サポーターの地域活動支援の方向性や具体的な取り組みについての検討が急務となっています。

認知症サポーター養成講座の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
実施回数（回）	31	44	38
受講者数（延べ）（人）	946	1,255	1,099

教育機関における認知症サポーター養成講座の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
実施学校数（校）	2	4	5
受講者数（延べ）（人）	279	399	589

《今後の取り組みと目標》

認知症サポーター養成講座やフォローアップ講座、キャラバン・メイト連絡会などの開催については、会場の広さに合わせた小規模の開催など、市民のニーズに応じた実施方法により、充実を図ります。

認知症サポーターについては、地域における支え手としての活動意向を確認しながら、フォローアップ講座の受講、認知症カフェやつどいの場への参加をサポートしながら、認知症施策推進大綱の最終年度である令和7（2025）年度を見据え、認知症地域支援推進員を中心に認知症にかかわる人材と連携し、地域における認知症のサポート体制の構築に取り組めます。

また、認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの確保については、認知症サポーターを増やし、地域に認知症への理解を浸透させる上で重要であることから、引き続き、取り組みを継続します。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
認知症サポーター養成講座 受講者数 (人)	500	500	500
認知症サポーター養成講座 実施教育機関数 (校)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

●認知症サポート事業所登録制度

《現 状》

平成27(2015)年度から、認知症サポーターがいる事業所を認知症の人とその家族を支援する「認知症サポート事業所」として登録し、ホームページ等で公表するとともに、その証明としてステッカーを交付しています。

認知症サポート事業所の登録状況 (各年度末時点)

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
登録事業所数	46	53	65

認知症サポート事業所ステッカー



《今後の取り組みと目標》

第8期計画においても、取り組みを継続します。

登録事業所の拡大を図るため、習志野市高齢者見守り事業者ネットワークの協定締結事業者(P.132)との連携を図ります。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
登録事業所数	80	90	100



●認知症ケアパスの作成

《現状》

認知症地域支援推進員やあじさいネットワークを中心とした市内医療・介護関係者からの協力を得て、「認知症ではないか」という気づきの段階から、相談の流れや認知症の進行度（状態）に応じた、適切な受診と利用できるサービス等の目安を示したリーフレット「認知症ケアパス」を作成しました。

市役所窓口（高齢者支援課）、高齢者相談センター、市内医療機関などのほか、毎年開催している認知症シンポジウムの来場者に対して配布し、周知に努めています。

認知症ケアパスの発行状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
発行数（部）	9,500	10,000	8,000

《今後の取り組み》

認知症への理解を広め、個別の相談対応にも活用できるよう、さらなる充実に努めます。

●世界アルツハイマー月間における啓発活動

《現状》

毎年、9月の世界アルツハイマー月間の関連事業として、以下の市民啓発活動を行っています。

令和2（2020）年度においては、新たな啓発活動として、市役所庁舎内を認知症支援のイメージカラーであるオレンジ色で装飾し、来庁者への周知に努めました。

- ・ 認知症シンポジウムの開催
- ・ 認知症ケアパスの作成・配布
- ・ 認知症啓発活動への協力
- 「メモリーウォーク」（市民まつりパレード）の参加
- 「RUN伴」（毎年5月～11月の全国縦断企画）の参加
- ・ 認知症の人と家族の会千葉県支部主催 駅前街頭行動への参加

認知症シンポジウムの参加状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
参加者（人）	340	400	180

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。

②認知症高齢者介護相談の開催

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

精神科医師による、認知症または認知症の疑いがある本人や介護者への相談を行いました。

自身や家族の認知機能低下に不安がある人、対応に困っている人など個々の状況に応じて、医療面と併せて介護・福祉サービスの活用につながる助言を行うとともに、支援が継続されるよう関係機関との連携を図っています。

認知症の疑いがある本人に受診を勧める場合、正確に情報伝達されるか課題となっていたことから、令和2（2020）年度より、相談者への適切な医療・介護サービスを提供するため、「千葉県オレンジ連携シート」を使用し、医療機関へ情報提供を行っています。

認知症高齢者介護相談の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
開催回数（回）	15	16	14
相談件数（延べ）（人）	27	28	22

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。



③認知症地域支援の推進

【担当部署：高齢者支援課】

●認知症地域支援推進員による取り組み

《現状と課題》

認知症地域支援推進員は、認知症に関する知識の普及啓発や認知症ケアパスの作成、認知症の人とその家族への相談支援、医療機関・介護サービス事業者および地域ボランティアの連携強化などにより、支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る取り組みを行っています。

平成29(2017)年度から、認知症地域支援推進員を各高齢者相談センターへ配置し、認知症に関する知識の普及啓発として、認知症ケアパスの見直しを行い、また、認知症初期集中支援チームと連携し、支援体制の構築に取り組みました。

さらなる知識の普及啓発にあたっては、認知症の人とその家族の協力のもと、当事者が直接発言できる場を創出する等、認知症の理解や支援につながる仕組みを構築する必要があります。

《今後の取り組み》

認知症施策推進大綱に基づき、支援体制の強化を図る中で、発症や進行を遅らせることも視野に入れ、引き続き、認知症に関する知識の普及啓発や認知症の人とその家族への相談支援の充実を図ります。

また、これらにかかわる人材および関係機関・団体などとの連携や、認知症サポーター養成事業を通して、認知症への理解を広め、認知症の人やその家族が希望をもって暮らし続けることのできる地域づくりを重要課題として取り組みます。

●認知症初期集中支援チーム

《現状と課題》

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるようにするため、認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」（以下、支援チーム）を設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しました。

支援チームは、平成29（2017）年度にモデルチームを発足、平成30（2018）年度から本格稼働し、令和元（2019）年度からはチーム数を増やし、西部、東部の2チームで稼働しています。

支援の充実を図るため、介護保険運営協議会において、支援チームの活動状況について報告・協議しています。

高齢化率の上昇に伴い、認知症の人の増加が見込まれており、困難事例などにおいても、早期支援・早期対応できる体制整備などのさらなる充実が必要です。

認知症初期集中支援チームによる支援対応状況（各年度末時点）

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
支援対応件数（件）	7	5
前年度からの継続件数（件）	3	0
年度内に支援対応を終了した件数（件）	7	3
支援対応を終了した人のうち、 医療・介護サービスにつながった件数・割合（件・％）	6（85.7）	3（100.0）

《今後の取り組みと目標》

支援チームについて、広報習志野やホームページ等で、市民への周知に努めます。

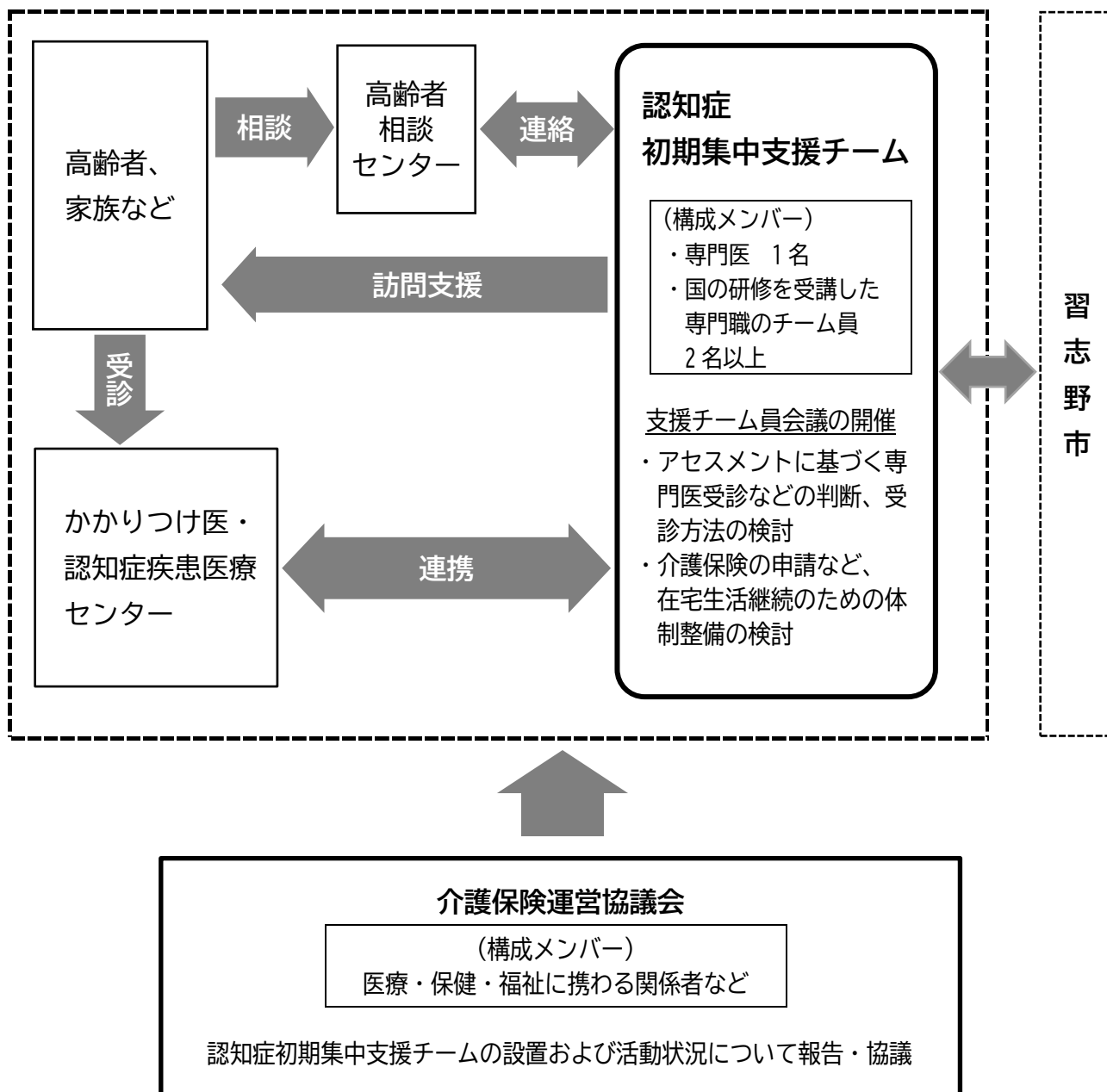
支援チームは、認知症の人やその家族から相談を受けた高齢者相談センターからの連絡で支援を開始するため、支援チーム員と高齢者相談センターとの情報共有が重要です。役割分担の明確化を図り、円滑な支援を目指します。

また、介護保険運営協議会において、支援チームの活動状況について報告・協議し、適正な体制の整備に努めます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合（％）	65.0以上	65.0以上	65.0以上



認知症初期集中支援チームによる支援の流れ



●認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）

《現状と課題》

認知症の人とその家族が、地域の人や医療と介護の専門職などと集い、歓談や相談ができる場として、平成27（2015）年度に「認知症カフェ」を設置しました。

第7期計画では、身近な地域で認知症カフェの開催ができるよう、多様な設置・運営に向けた体制の構築を目指すため、令和元（2019）年度に委託事業から補助事業へ移行し、設置要件を緩和しました。

地域の人や医療と介護の専門職などと集うという開催方法以外にも、認知症の人が主体的に発信ができるような取り組みが求められており、本人とその家族を支える新しい認知症カフェのスタイルについて、検討する必要があります。

本市では、認知症カフェのうち、習志野市認知症サポート事業所・団体登録事業実施要領に基づき、登録を行っている認知症カフェを「ならしのオレンジテラス」と呼んでいます。

認知症カフェの開催状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
設置数（か所）	5	5	4
開催回数（回）	60	60	42
参加者数（人）	1,661	1,717	1,306

《今後の取り組み》

認知症カフェの運営スタッフとともに、課題となっている認知症本人の発信の仕方を本人とその家族とともに話し合う等、新たな開催方法について検討します。

高齢者相談センターでは、今後の開催方法への相談対応や運営サポートを行うほか、認知症の人やその家族が身近な地域で気軽に立ち寄れる場として、認知症カフェの立ち上げについて、民間団体などに働きかけを行い、拡大を目指します。



基本施策2-5 高齢者の見守り

高齢者単身世帯などの増加に伴い、高齢者に対する見守りの必要性は増している一方で、地域との関係の希薄化・閉じこもりがちな高齢者の増加などにより、個々に対してまんべんなく見守りを行うことが難しくなっています。

このような状況の中、緊急通報システム等による見守りや、地域で行われる見守り等を重層的に行うとともに、災害時や行方不明時といった緊急時の対応の体制を整えることにより、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支援していきます。

①緊急通報システムや地域での高齢者の見守り

【担当部署：高齢者支援課】

●緊急通報サービス事業

《現状》

緊急時に非常通報ボタンを押すだけで、受信センターに通報することができる端末機器（固定型または携帯型）を貸与しています。受信センターでは、24時間365日体制で急病や健康上の相談などに応じ、必要時には本人に代わって消防に通報します。

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。

●徘徊高齢者家族支援事業

《現状》

認知症などにより、道に迷うことのある高齢者に対して、位置情報探索機を貸与し、高齢者の安全を確保するとともに、介護者の精神的負担を軽減するサービスです。

利用料の一部を助成することで、介護者の経済的負担の軽減も行っています。

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。

●高齢者見守りネットワーク事業

《現状》

民生委員・児童委員、高齢者相談員を含む地域住民や高齢者宅を訪問する機会がある事業者などが、身近な地域に住む高齢者の異変を感じた際に、高齢者相談センターへ連絡・相談することにより、高齢者をゆるやかに見守る「高齢者見守りネットワーク事業」を推進しています。

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。

●習志野市SOSネットワーク

《現 状》

認知症などにより行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察、消防と連携し、緊急情報メールの配信、習志野市公式ツイッターによる情報配信、防災行政無線の放送などにより市民などに呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めています。

《今後の取り組みと目標》

習志野市SOSネットワークにより、行方不明高齢者全員の発見を目指します。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
習志野市SOSネットワークにより 発見できない行方不明高齢者の数 (人)	0	0	0

②災害時における避難支援

【担当部署:健康福祉政策課】

●避難行動要支援者支援事業

《現 状》

災害時に迅速な安否確認、避難支援および救護活動をするため、要介護認定を受けている人や障がいのある人など、一人では避難することが困難な人について把握し、円滑な支援ができるよう民生委員・児童委員、高齢者相談員の協力を得て、避難行動要支援者名簿および避難支援計画書を作成しています。

計画書には、本人同意を得た上で、災害発生後の避難方法、かかりつけ医、服薬の種類などを記載しています。

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続するとともに、自助・共助・公助による円滑な安否確認、避難支援ができるよう、「災害時における要配慮者支援マニュアル」に基づく運用の周知に努めます。



基本施策2-6 高齢者の権利擁護

高齢者が判断能力の低下によって、生活に必要なサービス（介護保険など）が受けられなくなることを防ぎ、虐待による人権侵害や消費者被害などから守るため、さまざまな支援を行います。

また、金銭管理や生活上に必要な法律行為を支援する成年後見制度を適切に利用できるよう、「成年後見センター」の機能強化を図ります。

① 高齢者の権利擁護

【担当部署：高齢者支援課】

《現状》

本市をはじめ、高齢者相談センターおよび成年後見センターでは、高齢者の相談窓口として権利擁護や成年後見制度に関する相談に応じ、制度に関する情報提供や関係機関の紹介を行うことで、高齢者やその家族が孤立することのないように支援しています。

また、介護負担から虐待へと発展することを防ぐため、関係機関が相互に協力し、虐待の早期発見・早期対応を行っています。

なお、本市では、環境上および経済的な理由により、自宅での生活が困難な高齢者が入所して養護を受ける施設として、「養護老人ホーム白鷺園」（定員数：50人）を設置し、指定管理者による運営を行っています。

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。

養護老人ホーム白鷺園を運営する指定管理者に対しては、モニタリングを実施する等、適正な運営の継続に努めます。

②消費者被害の防止

【担当部署：消費生活センター】

《現状と課題》

消費生活センターでは、「身に覚えのない(心当たりのない)品物が突然、自宅に届いた」、「市役所職員を名乗る人から電話があり、還付金が受け取れるという話を聞いた」等といった、消費生活全般にわたる相談を受け、消費者が不利益をこうむらないよう問題の解決と処理にあたっています。

また、町会などへのまちづくり出前講座や各種イベントにおいての情報提供、広報習志野に「消費生活メモ」を定期的に掲載し、注意喚起や消費者トラブルの周知を行っています。

被害に遭いやすい高齢者に対しては、介護サービス事業者や民生委員・児童委員などによる見守りが被害の未然防止や被害回復に有効であるため、見守りを支援する人たちへの悪質商法に関する情報提供を進めていく必要があります。

消費生活センター来所相談の状況（高齢者以外も含む）（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
相談件数 (件)	181	229	206

《今後の取り組みと目標》

高齢者が消費者トラブルに巻き込まれないよう、また、巻き込まれた場合は消費者トラブルを最小限に抑えられるよう高齢者相談センター等の関係機関に対して、相談事例などを定期的に情報提供し、連携体制を整えます。

また、消費生活センターに来所された人に対しては、消費者トラブル等の相談事例をとりまとめたチラシを配布し、注意喚起を行います。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
消費者被害相談事例などの 関係機関への情報提供の頻度	3か月毎	3か月毎	3か月毎



③成年後見制度の利用支援

【担当部署：高齢者支援課、社会福祉協議会】

●市長による審判開始申立て

《現状》

認知症などにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用する場合に、親族による申立てが困難な人について、市長による審判開始申立てを行っています。

また、費用負担が困難な場合には、審判開始申立てに係る費用や、成年後見人などに支払うべき報酬費用を助成しています。

市長による成年後見審判開始申立ての状況（各年度末時点）

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
申立て件数（件）	14	14	13

成年後見人など報酬費の助成状況（各年度末時点）

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
助成件数（件）	4	7	8

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。

●成年後見センターによる支援

《現状と課題》

成年後見センター業務については、平成30(2018)年度から習志野市社会福祉協議会に業務を委託し、成年後見制度に係る相談支援、市民後見人の養成・育成などを行っています(P.128)。

また、成年後見制度の普及啓発として、まちづくり出前講座を実施しています。

成年後見制度の相談者の中には、複数の問題を抱えており、制度利用の前に生活環境の立て直しが必要なケースもあるため、広い視野をもって解決できる職員が必要となっています。

成年後見制度のまちづくり出前講座実施状況（各年度末時点）

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
まちづくり出前講座の実施回数（回）	5	5

《今後の取り組みと目標》

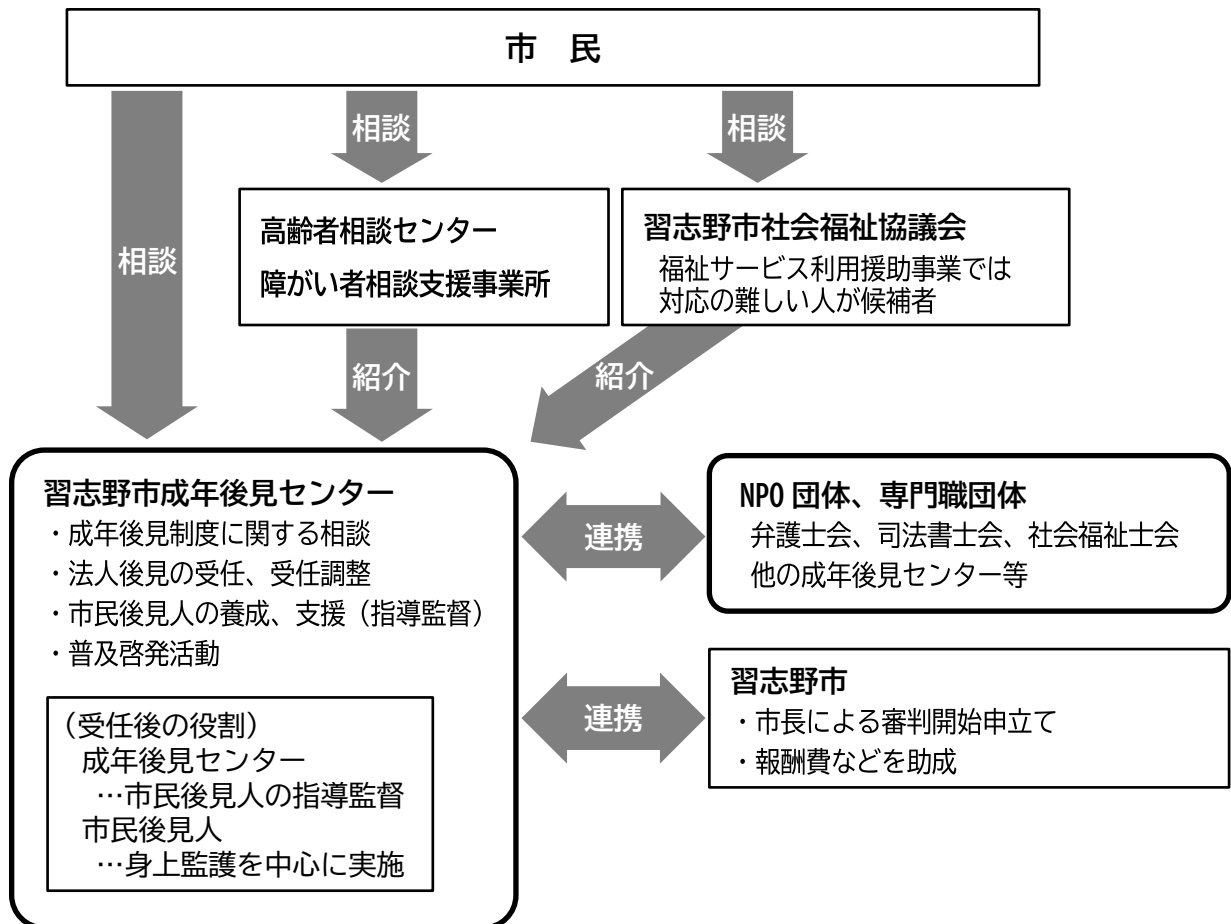
職員の研鑽および資質向上に努め、相談機能の充実を図っていきます。

また、まちづくり出前講座などを通じて、市民に制度について広く周知していくほか、市内の福祉・介護サービス事業所や病院、金融機関などに対しても働きかけを行います。

成年後見センターにおいては、法人後見の受任機能を整備し、市民後見人養成講座修了者が後見業務に携われるよう支援するとともに、福祉や法律に関する専門団体や関係機関、地域住民などが包括的に関わっていけるよう、連携ネットワークの構築を目指します。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
まちづくり出前講座の実施回数 (回)	5	6	7
成年後見センターによる法人後見 新規受任件数 (件)	—	—	5

第8期計画における成年後見センター・各機関の業務イメージ





④福祉サービスの利用援助

【担当部署:社会福祉協議会】

●福祉サービス利用援助事業

《現状と課題》

習志野市社会福祉協議会では、市内在住の高齢者や障がい者で、利用に必要な契約内容を理解できる人に対し、福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理を代行して、地域で安心して暮らすことができるようお手伝いしています。

なお、契約内容を理解できない場合や、希望する援助内容が福祉サービス利用援助事業の範囲を超えている場合は、関係機関と連携しながら、成年後見制度利用への橋渡しを行っています。

多様な生活課題を抱えた人が増えてきていることから、利用者個人はもちろんのこと、関係機関との連携を強化し、生活環境にも目を向けていく必要があります。

福祉サービス利用援助事業の利用状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度			平成30 (2018) 年度			令和元 (2019) 年度		
	相談 人数 (人)	相談・訪問 調査など 回数(延べ) (回)	新規契約 締結件数 (件)	相談 人数 (人)	相談・訪問 調査など 回数(延べ) (回)	新規契約 締結件数 (件)	相談 人数 (人)	相談・訪問 調査など 回数(延べ) (回)	新規契約 締結件数 (件)
合 計	24	154	3	49	238	8	40	201	8
うち高齢者	16	91	2	31	124	5	24	70	3

《今後の取り組み》

当事者を支援する関係機関に事業の周知を図り、必要な人に情報が行き届くようにしていきます。

また、生活支援員※養成講座の実施により生活支援員の発掘を行うとともに、研修会を実施して育成に努め、併せて専門員※も研修会に参加することで、資質向上に努めていきます。

※生活支援員… 利用者宅を定期的に訪問して、福祉サービス利用の手続きや金銭管理の代行などを直接支援します。

※専門員… 本人の生活状況を確認して、本事業の契約までの調整を行い、支援計画を作成します。

また、支援に必要な関係機関との調整や生活支援員への指導も行います。

基本施策2-7 高齢者が利用できる福祉サービス

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、介護保険のサービスだけでなく、高齢者の日常生活をさまざまな角度から支援する必要があります。

食生活の支援や外出の移動支援など、生活全般にわたって高齢者を総合的に支援するとともに、それらを必要とする人に届けられるよう、周知に努めます。

①日常生活を支援するための事業

【担当部署：高齢者支援課、クリーンセンター業務課】

●「食」の自立支援事業（配食安否確認サービス）

《現状》

在宅の高齢者に対して、食に関わる各種サービスの利用調整を行った上で、栄養バランスのとれた食事を提供することで、食生活の自立、健康の増進などを図り、在宅生活での自立支援することを目的に、平日の夕食を配達するとともに安否確認を行い、利用者の健康状態を把握しています。

配食安否確認サービスの実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
利用者数（人）	221	167	160
配食数（食）	22,158	22,537	21,747
1日あたりの平均配食数（食）	100.3	135.0	135.9

《今後の取り組み》

引き続き、配食利用者が在宅生活において自立できるよう、栄養バランスのとれた食事の提供を行っていきます。

また、配食利用者が利用しやすい環境になるよう、体制整備を進めていきます。



●高齢者外出支援事業(タクシー券)

《現状と課題》

在宅で生活する75歳以上、非課税世帯の高齢者に対し、日常生活に必要な交通手段の確保と、その運賃の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、高齢者の外出を促進することを目的に、タクシー券を交付しています。

高齢化に伴い支給対象者が増加し、また、利用枚数も増加傾向にあることから、支給対象者や支給金額について、検討する必要があります。

タクシー券交付実績と利用状況(各年度末時点)

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
交付世帯数(世帯)	1,670	1,886	2,144
交付枚数(枚)	55,428	61,956	71,745
利用枚数(枚)	44,378	49,430	52,245
利用率(%)	80.1	79.8	72.8

《今後の取り組み》

高齢者が自立した生活を送る上でニーズの高い事業であることから、第8期計画においても、本事業を継続します。

また、高齢者等実態調査において、タクシー券だけではなく、バス券の助成を求める要望が多かったことから、支給内容などについて見直しを行います。

●高齢者および障がい者戸口収集支援事業

《現状》

ごみを集積所まで出すことが困難な高齢者および障がい者などに対し、ごみ出しの負担を軽減することで在宅での生活を支援するため、ごみの戸口収集を行っています。

戸口収集支援事業の利用状況(各年度末時点)

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
利用者数(人)	141	154	170

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。

●高齢者住宅等安心確保事業(シルバーハウジング)

《現 状》

高齢者が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことを目的に、バリアフリー化された住宅(実籾県営住宅)において、ライフサポートアドバイザー(LSA:生活援助員)を配置し、入居者の安否確認、生活相談、緊急時対応など、高齢者が生活しやすい環境整備を行っています。

居住者数は安定しているものの、事業開始から20年が経過し、居住者全体の高齢化が進んだことにより、自立生活が困難な人が増えています。

高齢者住宅等安心確保事業の利用状況(各年度末時点)

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
世帯数(世帯)	44	45	44
居住者数(人)	51	48	48

※所在地:東習志野2-10-1(1号棟 27戸)、2-10-2(2号棟 23戸)

※居住者募集については千葉県が実施

《今後の取り組み》

事業開始当初に比べ、介護施設などの充実が図られており、高齢者が生活するための環境整備が進んできている中で、本事業継続の必要性について、千葉県と協議を行っていきます。



②高齢者への助成制度

【担当部署：高齢者支援課】

●はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業

《現状》

市民の健康保持・増進を目的に、65歳以上の高齢者などに対し、はり、きゅう、マッサージ、あん摩または指圧の施術費用を一部助成する利用券（1回700円）×24枚（12か月分）を交付しています。

はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業の利用状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
支給人数（人）	61	60	51
利用枚数（枚）	808	796	618
助成額（円）	565,600	557,200	432,600

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。

●敬老祝金事業

《現状》

市民の長寿を祝し、高齢者の福祉を増進することを目的に、長寿を祝う節目の年齢に敬老祝金を支給しています。

敬老祝金の支給状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
88歳（人）	850	628	670
99歳（人）	39	36	45
100歳以上（人）	68	76	75
合計金額（千円） （対象人数）	11,600 (957)	9,280 (740)	9,850 (790)

※平成29（2017）年度は支給基準日を変更（9月15日から4月1日へ変更）したことにより、支給対象者が増加

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。

また、高齢化に伴い、支給対象者および支給金額の増加が見込まれることから、今後も定期的な見直しを検討していきます。

●在宅高齢者紙おむつ支給事業

《現 状》

要介護3～5の認定を受けている65歳以上の高齢者で、在宅において現に紙おむつを使用している人に紙おむつを支給することにより、介護者の経済的負担を軽減し、高齢者が在宅での生活を維持していくための支援を行っています。

在宅高齢者紙おむつの支給状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
支給実人数（人）	524	531	532

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。



第3章 基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

基本施策3-1 成人期から取り組む健康づくり	
① 健康づくりの実践	P.107
② 健康診査とがん検診の実施	P.109
③ 後期高齢者保健事業(後期高齢者医療広域連合受託事業)の実施	P.111
基本施策3-2 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)	
① 要支援、要介護状態となるリスクの高い人の把握	P.112
② 高齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施	P.113
③ 介護予防教室の開催	P.115
④ てんとうむし体操(転倒予防体操)の実施と普及	P.117
⑤ 一般介護予防事業評価事業の実施	P.118

基本目標3





基本施策3-1 成人期から取り組む健康づくり

高齢期を迎えても元気で豊かな生活を続けるためには、高齢期になる前の成人期から健康づくりに取り組むことが大切です。

健康づくりの総合計画である「健康なまち習志野計画」に基づき、健康相談、健康教育や健康診査などの事業を実施し、介護予防を見据えた若い世代からの健康づくりの実践を促進していきます。

①健康づくりの実践

【担当部署：健康支援課】

●健康相談と健康教育の実施

《現 状》

「健康なまち習志野計画」（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）に基づく健康増進事業として、人が集まる機会を利用した健康教育（まちづくり出前講座など）や、市民からの要望を受け随時実施する健康相談などにより、生活習慣病の予防や健康診査の活用など、市民が主体的に健康的な生活を実践することができるよう、健康教育を通して啓発しています。

また、小・中学校と連携し、保健師などによる健康教育を授業に導入し、家族単位的生活習慣病予防を推進しています。

小・中学校での健康教育実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
健康教育の実施数（校）	13	16	18

《今後の取り組みと目標》

広報習志野、ホームページを活用して、広く市民へ健康情報を普及・啓発する取り組みを強化し、より多くの市民が本事業を活用できるよう町会や地域の団体などに対し、高齢者相談センター等と連携して事業の周知に努めます。

また、引き続き各小・中学校と連携し、市内全ての小・中学校での生活習慣病予防教育を実施できるよう努め、児童生徒に対して健康的な生活習慣の確立を図るとともに、健康への無関心層の多い40代から50代の保護者に対して、子どもを介した生活習慣の見直しの機会の提供に取り組めます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
健康教育の実施数（校）	18	20	23

●健康づくり推進員の育成、支援

《現状と課題》

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送るために、市民の健康づくりを推進する「健康づくり推進員」を育成しています。

健康づくり推進員は協議会を組織し、協議会が主催するウォーキング「習志野発見ウォーク」や、料理教室「ヘルシーライフ料理教室」を主催しています。

健康づくり推進員の高齢化により人数が減少し、活動の継続が難しくなっており、健康づくり推進員の育成が必要です。

また、新しい生活様式に対応した活動の見直しが必要となっています。

健康づくり推進員の状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
健康づくり推進員の人数（人）	28	25	22

《今後の取り組みと目標》

健康づくり推進員が、市民への健康的な食習慣および適切な運動習慣などの啓発・確立・定着に寄与するため、新しい生活様式に対応した新たな健康づくり推進員の活動を検討し、実践できるよう支援します。

また、市民の健康づくりに寄与する健康づくり推進員を育成するため、健康づくり推進員の養成講座を実施します。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
健康づくり推進員の人数（人）	25	—	30

●健康マイレージ事業

《現 状》

健康習慣のきっかけづくり・継続・定着を目指し、誰もが健康で幸せな生活ができることおよび地域産業の活性化を図ることを目的として、平成27(2015)年1月から健康マイレージ事業を実施しています。

日々の健康行動(日常的な運動や地域活動への参加など)でポイントが貯められ、協力店で各種サービスを受けられるカードを発行しています。

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。



②健康診査とがん検診の実施

【担当部署:健康支援課】

●健康診査

《現状と課題》

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、習志野市国民健康保険の被保険者である40歳～74歳の人に対し、「特定健康診査・特定保健指導」を実施するとともに、後期高齢者医療の被保険者である75歳以上の人については、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、「後期高齢者健康診査」を実施しています。40歳以上の医療保険に加入していない人に対しては、「一般健康診査」を実施しています。

特定健康診査の未受診者に対しては、受診勧奨を実施しています。

平成30(2018)年度からは集団健診を導入しており、平日・休日ともに実施していますが、休日に受診する希望者が多い状況です。

平成28(2016)年度からは、特定保健指導対象者以外の人に対し、個別保健事業として、高血圧の受診勧奨、糖尿病発症予防および重症化予防健康相談、慢性腎不全予防健康相談を実施しています。

また、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう歯の喪失を予防するため、成人歯科健康診査を実施しています。

健康づくりのため、自身の健康状態を知ることは重要であり、生活習慣病の早期発見、重症化予防を推進するためには、健康診査の受診率の向上が課題となっています。

特定健康診査の受診状況（各年度末時点）

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
特定健康診査受診率(%)	34.6	37.3	35.2

高齢者等実態調査で、定期的に歯科受診(健診含む)をしていると回答した人の割合

	平成28 (2016)年度	令和元 (2019)年度
一般高齢者(65歳以上)(%)	58.0	62.6
在宅要支援認定者など(%)	45.0	47.7

《今後の取り組みと目標》

特定健康診査集団健診を、休日を中心に実施し、より受診しやすい体制づくりに努めるとともに、未受診者に対しては、受診の意義などを周知し、受診率向上に努めます。

また、定期的な口腔管理へつなげる機会として、成人期から高齢期を通した歯科健康診査体制の構築を目指します。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
特定健康診査受診率(%)	38.0	39.0	40.0
高齢者等実態調査で、定期的に歯科受診(健診含む)をしていると回答した人の割合(%)	—	(一般高齢者) 65.0 (在宅要支援認定者など) 50.0	—

●がん検診

《現 状》

がんやその他の疾患の早期発見、早期治療を目的に、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を実施しています。

がん検診の有用性および受診方法の周知として、対象者へ通知・広報習志野・ホームページ、ポスター掲示などで周知し、がん検診を定期的に受診する意識づけのため、未受診者に対しては、受診勧奨を実施しています。

また、検診の結果、要精密検査でありながら未受診の者に対しても、受診勧奨を行っています。

受診率は、胃がん検診の集団検診は高齢化などにより年々減少傾向ですが、個別検診は横ばいもしくは増加しています。

高齢者等実態調査で、1年以内にごがん検診を受けていると回答した人の割合

	平成28 (2016) 年度	令和元 (2019) 年度
一般若年者 (40歳～64歳) (%)	36.0	47.0
一般高齢者 (65歳以上) (%)	42.5	45.0

《今後の取り組みと目標》

引き続き、がん検診の有用性や受診方法の周知および未受診者勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

また、検診を受ける際の注意事項や対象外の項目を分かりやすく周知するよう努めます。

集団検診では、加齢や疾病など受診者の身体状態を見極め、受診による不利益がないよう安全ながん検診の提供に努めます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
高齢者等実態調査で、 1年以内にごがん検診を受けている と回答した人の割合 (%)	—	(一般若年者) 50.0 (一般高齢者) 50.0	—



③後期高齢者保健事業（後期高齢者医療広域連合受託事業）の実施

【担当部署:健康支援課】

令和2（2020）年度から、後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、心身に多様な問題を抱える高齢者に対して本事業を行うことにより、効果的かつ効率的にきめ細やかな対応を行い、健康寿命の延伸を目指しています。

●個別的支援（ハイリスクアプローチ）

《現状と課題》

健診や医療・介護のレセプト情報を保有するKDB（国保データベース）システムや健康診査データ・後期高齢者の質問票などから把握した人に対し、必要に応じてかかりつけ医や歯科医、関係機関と連携しながら、保健師・管理栄養士などの専門職が支援を行い、個別の状況に応じたサービス（医療や介護、地域の高齢者の「通いの場」（P.133）等）につなげています。

具体的な支援内容として、低栄養予防、高血圧受療勧奨、慢性腎不全予防、健康状態不明者の把握と支援などを行っています。

後期高齢者の健康問題である「フレイル予防」・「疾病の重症化予防」の推進のため、健康診査の受診率の向上が課題です。

《今後の取り組みと目標》

後期高齢者健康診査受診率の向上に努めるとともに、本市の健康問題の分析や本事業を実施評価する中で、より効果的な対象者の抽出や支援方法の検討を行います。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
後期高齢者健康診査受診率 (%)	39.8	40.8	41.8

●地域の高齢者の「通いの場」等への積極的な関与など（ポピュレーションアプローチ）

《現 状》

高齢者の集まる「通いの場」等を活用して健康教育を実施し、フレイル予防や健康診査受診の周知・啓発を行うとともに、参加者の健康状態を把握し、その結果に応じて個別支援を行っています。

《今後の取り組み》

地域の高齢者の「通いの場」において、フレイル予防などの周知・啓発を強化するとともに、高齢者相談センター等と情報共有し、高齢者の集まる「通いの場」等へ出向くことで、健康リスクが高い対象者を把握し、支援につなげていきます。

基本施策3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業においては、65歳以上のすべての高齢者を対象とし、年齢や心身の状況などによって分け隔てることなく、住民主体の地域の高齢者の「通いの場」(P.133)を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や「通いの場」が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

また、地域リハビリテーション活動支援事業として、リハビリテーション職などを活かした自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防を機能強化していきます。

①要支援、要介護状態となるリスクの高い人の把握

【担当部署：健康支援課】

●介護予防把握事業

《現状》

平成29(2017)年度から、「閉じこもり等の何らかの支援が必要と見込まれる高齢者」として、特定健康診査および後期高齢者健康診査の未受診者に対して、介護予防や高齢者相談センター等に関するパンフレットを送付し、支援が必要な対象者の把握に努めました。

令和2(2020)年度は、フレイルリスクの高い対象者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的として、後期高齢者健康診査のフレイルチェック票の質問項目を活用し、介護予防教室の案内や介護予防関連のパンフレットを送付しました。

また、特に受診勧奨の効果が高いと考えられる後期高齢者健康診査の年齢(76歳)をターゲットとし、健診未受診者に対して受診勧奨を実施しています。

高齢者相談センター等と情報を共有しながら、地域の高齢者の「通いの場」等から支援が必要な人の把握に努めています。

《今後の取り組み》

第8期計画においても、取り組みを継続します。

住民主体の介護予防活動へつなげるため、後期高齢者健康診査のフレイルチェック票を活用し、介護予防に関するパンフレットの送付や健診未受診者への受診勧奨を実施し、フレイルリスクの高い対象者を早期に把握することに努めます。



②高齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施

【担当部署：健康支援課、高齢者支援課】

●高齢者を対象とした健康教育と健康相談

《現 状》

地域のサークル、町会、老人クラブや習志野市社会福祉協議会支部の「ふれあい・いきいきサロン」、公民館の寿学級などの地域の高齢者の「通いの場」(P.133)において、保健師、管理栄養士、歯科医師、歯科衛生士などの専門職が、主にフレイル予防(転倒予防、低栄養予防、口腔機能向上、認知症予防など)について、健康教育を実施し、普及を図っています。

健康相談については、健康、栄養、歯科に関する相談を保健師、管理栄養士、歯科衛生士が個別に電話、面接、訪問で行っています。また、歯科医師による健康相談事業も行っています。

地域の高齢者の「通いの場」における健康教育実施状況(各年度末時点)

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
実施回数(回)	86	116	118

《今後の取り組み》

第8期計画においても取り組みを継続し、フレイル予防の普及啓発を行います。

また、健康相談・健康教育の実施方法について、効果的な手法を検討していきます。

●地域リハビリテーション活動支援事業

《現 状》

平成29(2017)年度から、地域リハビリテーション活動支援事業として、習志野市リハビリテーション協議会と協働し、運動機能向上、認知症予防、体力測定、嚥下機能向上の4種の介護予防講座を地域の高齢者の団体に対し、実施しています。

令和元(2019)年度からは、団体向けの講座だけでなく、市主催の公開講座も実施しています。

リハビリテーション職による介護予防講座の実施状況(各年度末時点)

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
開催数(回)	10	16	15
参加者(人)	275	376	318

《今後の取り組みと目標》

引き続き、リハビリテーション職と地域住民のつながる機会として、地域の介護予防の取り組みを総合的に支援していきます。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
開催数(回)	20	20	20

●地域運動習慣自主化事業

《現 状》

平成29(2017)年度から、地域運動習慣自主化事業「まちでフィットネス」として、地域において運動を取り入れたい団体に対して、スポーツトレーナーによる運動指導とプログラムを提供することで、地域において気軽に介護予防に取り組める機会を提供し、運動習慣が確立できるよう支援しています。

さらに、令和元(2019)年度からは、既に運動を取り入れている団体に対する年1回の運動指導とプログラムを提供し、令和2(2020)年度からは、リーダー支援として、転倒予防体操(てんとうむし体操)を普及啓発している転倒予防体操推進員に対する活動支援としての運動指導と、プログラムの提供を行っています。

地域運動習慣自主化事業(まちでフィットネス)の実施状況(各年度末時点)

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
立ち上げ支援団体数	1	4	3

《今後の取り組みと目標》

第8期計画においても、身近な地域での運動習慣の自主化に向けた取り組みを継続します。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
立ち上げ支援団体数	4	4	4



③介護予防教室の開催

【担当部署:健康支援課】

《現 状》

平成30(2018)年度から、介護予防に取り組むきっかけづくりとなる教室として、運動器の機能向上を目的とした「足腰げんき塾」と、認知症予防を目的とした「脳の活性化プログラム」を実施しています。

スポーツインストラクターの指導により各教室の参加者の満足度が高く、参加者に対して教室終了時に行ったアンケートでは、回答者の9割以上が運動習慣化の意識を持っており、また、生活機能が維持、改善していると感じている参加者は7割以上という結果でした。

運動習慣化の意識を持っている参加者は多くなっていますが、教室参加後も継続して運動ができる受け入れ先が不足しています。

介護予防教室の開催状況（各年度末時点）

		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
運動器の機能向上教室 「足腰げんき塾」	実施回数(回)	110	98
	実人数(人)	348	309
	人数(延べ)(人)	2,281	2,307
認知症予防の教室 「脳の活性化プログラム」	実施回数(回)	48	43
	実人数(人)	85	68
	人数(延べ)(人)	829	606

介護予防教室参加者の健康状態の状況（各年度末時点）

	運動器の機能向上教室 「足腰げんき教室」		認知症予防の教室 「脳の活性化プログラム」	
	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
介護予防教室参加者のうち、 生活機能が維持・向上してい る人の割合(%)	81.0	70.9	84.0	81.8

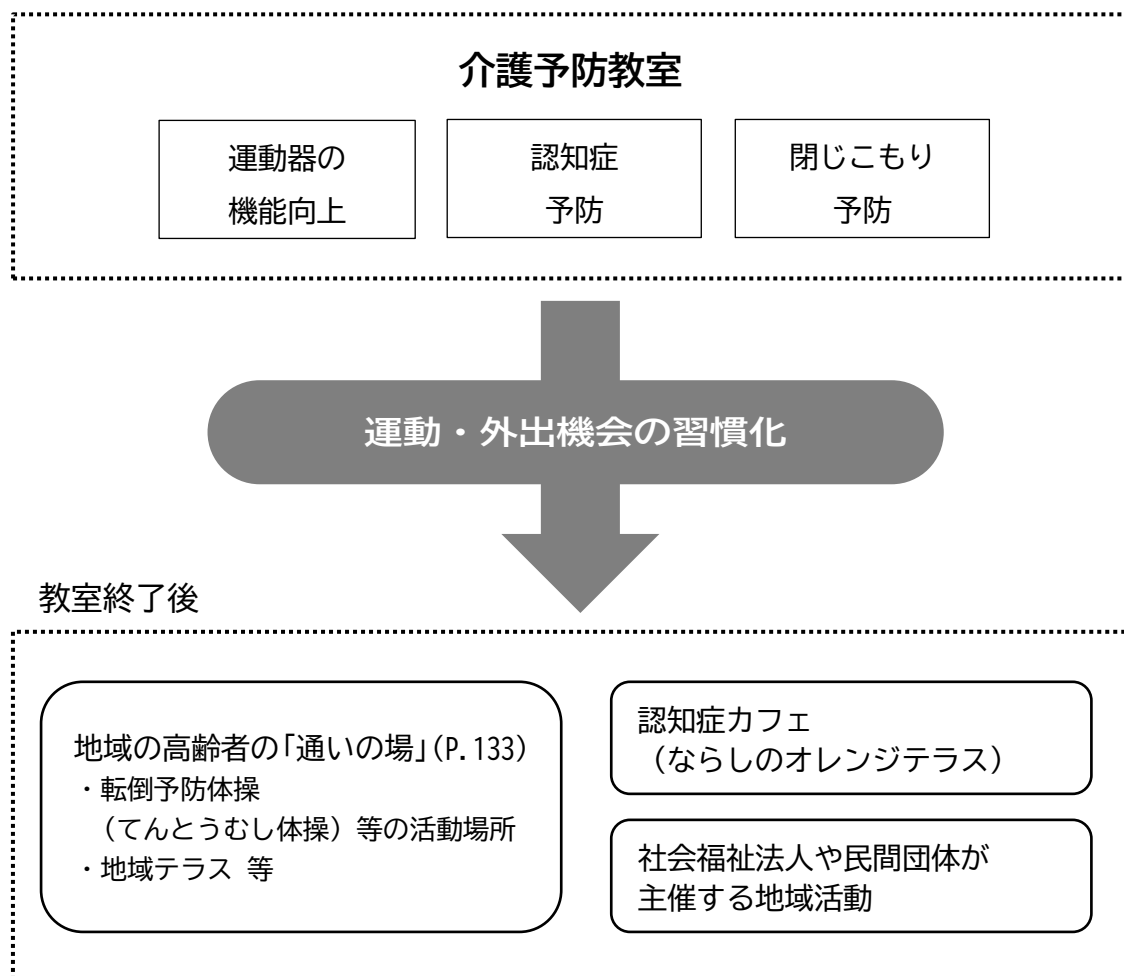
《今後の取り組みと目標》

介護予防教室への参加を外出や運動習慣のきっかけとして位置づけ、教室終了後はてんとうむし体操活動場所(P.117)や地域の高齢者の「通いの場」(P.133)等、その他の事業につなげていき、高齢者相談センター等と連携しながら運動や外出を習慣化できるよう、市民の健康づくりを支援していきます。

また、介護予防に取り組む高齢者が増加するよう、教室の開催方法について検討していきます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護予防教室参加者の合計数(人)	150	150	150
介護予防教室参加者のうち、 地域の高齢者の「通いの場」に つながった人の数(人)	20	20	20
介護予防教室参加者のうち、 運動習慣化の意識を持っている 人の割合(%)	80.0	80.0	80.0
介護予防教室参加者のうち、 生活機能が維持・向上している 人の割合(%)	80.0	80.0	80.0

介護予防教室の位置づけ





④てんとうむし体操(転倒予防体操)の実施と普及

【担当部署:高齢者支援課】

《現 状》

平成16(2004)年度に、転倒・骨折を防ぐための体操として、習志野市オリジナルの体操である「てんとうむし(転倒無視)体操」を作成し、「転倒予防体操推進員」の養成と活動支援(P.131)を行っています。

てんとうむし体操の普及啓発を行う転倒予防体操推進員は、町内の集会所や市内の公園など、地域の身近な場所を利用し、地域住民とてんとうむし体操に取り組んでいます。

また、体操場所に合わせた3つのバージョン(椅子編、畳編、立位編を含む)の音楽媒体(CD・カセットテープ)や映像媒体(DVD・VHS)、カラーリーフレットを作成しています。

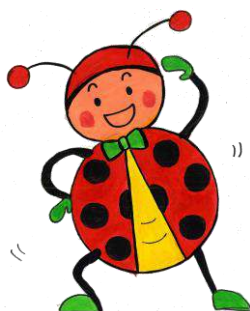
さらには、転倒予防体操推進団体に市民が参加し、てんとうむし体操に取り組めるよう、登録団体を公表しています。登録団体は、地域の高齢者の「通いの場」(P.133)としての役割も担っており、高齢者相談センターと協力しながら実施しています。

転倒予防体操推進員の地域活動実施状況(各年度末時点)

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
活動場所の数(か所)	51	54	59
てんとうむし体操(転倒予防体操) 参加人数(延べ)(人)	35,546	37,490	30,601

《今後の取り組み》

第8期計画においても、地域における介護予防活動として高齢者相談センターと協力しながら、取り組みを継続します。



てんとうむし体操イメージキャラクター
「てんてんちゃん」

⑤一般介護予防事業評価事業の実施

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

令和2(2020)年度から、第7期計画で定めた目標値の達成状況などの検証を行うとともに、総合事業の実施にあたっては、高齢者が地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、よりよい地域づくりにつながることから、地域づくりの視点からの一般介護予防事業を含めた総合事業全体の評価を行っています。

本評価は、国の地域支援事業実施要綱に「一般介護予防事業評価事業」として規定されているものであり、評価結果に基づき、事業全体の改善を行うことを目的としています。

評価にあたっては、同要綱に従って設けた評価指標であるストラクチャー指標(事業を効果的かつ効率的に実施するための実施体制などの指標)・プロセス指標(事業を効果的かつ効率的に実施するための事業成果の指標)・アウトカム指標(事業成果の目標に関する指標)を活用しています。

《今後の取り組み》

第8期計画においても、年度ごとに一般介護予防事業評価事業を含めた総合事業全体の評価の実施と、本計画の進捗管理を一体的に進めていきます。

一般介護予防事業

対象者 : 第1号被保険者のすべての者およびその支援のための活動に関わる者

事業名	内容	習志野市の取り組み
介護予防把握事業	収集した情報などの活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる	●介護予防把握事業 (P. 112)
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う	●高齢者を対象とした健康教育と健康相談 (P. 113) ●介護予防教室の開催 (P. 115)
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う	●地域運動習慣自主化事業 (P. 114) ●てんとうむし体操(転倒予防体操)の実施と普及 (P. 117)
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況などを検証し、一般介護予防事業の評価を行う	●一般介護予防事業評価事業の実施 (P. 118)
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場などへのリハビリ専門職などによる助言などを実施	●地域リハビリテーション活動支援事業 (P. 113)



第4章 基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

基本施策4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大	
① 高齢者サービスおよび地域における多様な社会資源による支援体制の整備	P.121
② 高齢者相談員の活動支援	P.126
③ 地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援	P.127
④ 地域住民や地域で活動する事業者による見守り活動の推進	P.132
⑤ 地域の高齢者の「通いの場」の確保	P.133
⑥ 習志野市社会福祉協議会による活動	P.135
基本施策4-2 高齢者の社会参加の促進	
① 高齢者の就業支援	P.137
② 老人クラブ活動の支援	P.138
③ 老人福祉センターの運営	P.139
④ 高齢者の地域交流の支援	P.140
⑤ 生涯学習参加への支援	P.141
⑥ 生涯スポーツ参加への支援	P.142
⑦ バリアフリーのまちづくりの推進	P.143

基本目標4





基本施策4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大

今後、ますます高齢化が進展する中で、地域の高齢者のニーズは多様化しています。

例えば、軽度の支援が必要な高齢者にとっては、病院受診の付添いやごみ出し等、介護保険サービスだけでは担うことができないサービスや支援の必要性が高くなっています。

そのためには、地域のボランティア等の地域活力を活かしたサービスの提供体制をつくる必要があります。

生活支援コーディネーターが中心となって、地域住民の人たちとともに、各地域での生活支援サービスのあり方を検討していく協議体を活用する等して、より充足するための生活支援サービスの創出を行います。

①高齢者サービスおよび地域における多様な社会資源による支援体制の整備

【担当部署：高齢者支援課】

●生活支援体制整備事業

《現状と課題》

要支援者などの介護度の軽い高齢者については、IADL（手段的日常生活動作）の低下により生じる日常生活上の困りごとや、外出などに対する支援が求められています。

本市では、互助を基本とした生活支援サービスを創出するため、地域のネットワークの構築や担い手の創出、支援ニーズと活動のマッチング等を行う「生活支援コーディネーター」を第1層（市内全域）、第2層（日常生活圏域）ごとに配置しています。

第7期計画では、第2層生活支援コーディネーターを中心として、日常生活圏域ごとに協議体を設置し、各圏域におけるネットワークの強化を図り、生活支援のあり方について、地域住民などと協議を行いました。

このような中、すべての高齢者を対象とする一般介護予防事業において、地域住民が主体となり運営される地域の高齢者の「通いの場」（P.133）となる「地域テラス（サロン）」を支援してきました。今後は、要支援者なども対象とした地域テラスのさらなる発展が求められています。

住民主体の通所型サービス、訪問型サービス、地域テラスの拡充を図り、継続的な支援活動へとつなげるため、これらの活動に対する支援やコーディネートが必要となっています。

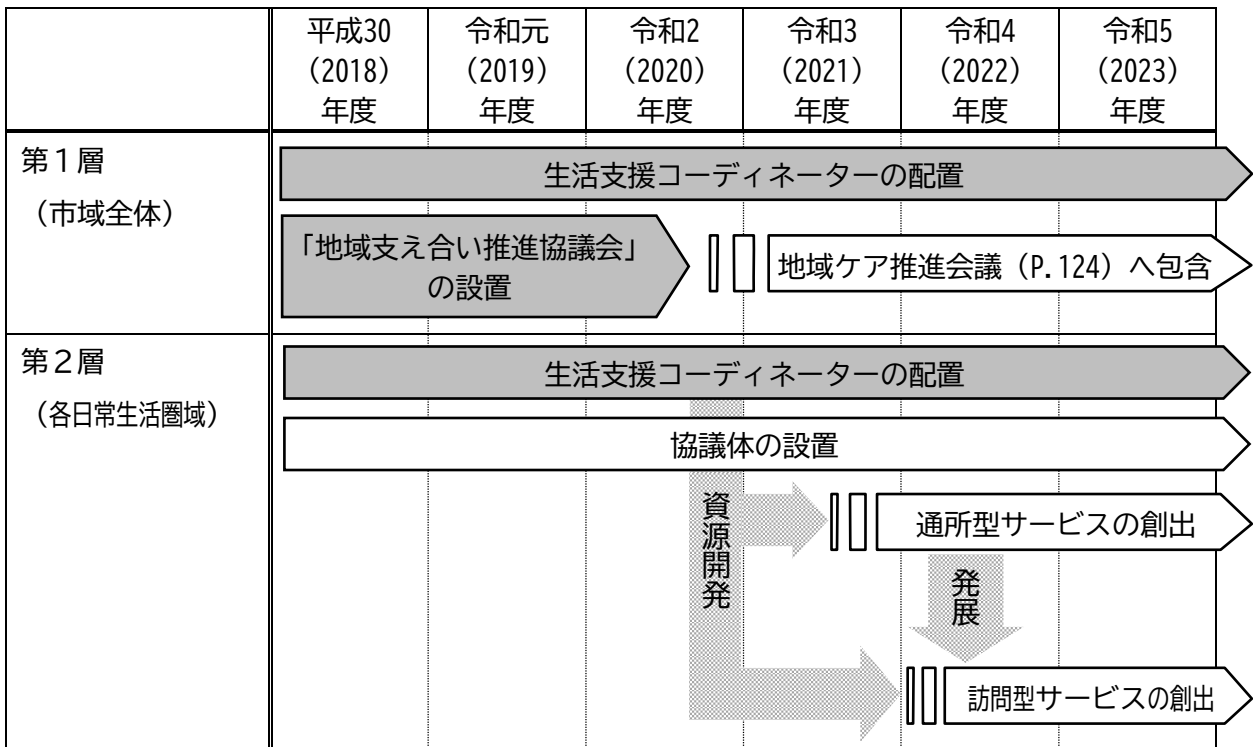
《今後の取り組みと目標》

第2層ごとの協議体において、地域住民が主体となって、地域の高齢者の「通いの場」の創出や生活上の困りごとをサポートし合い、お互いを見守りができるような仕組みづくりに一層取り組んでいきます。

また、各日常生活圏域から抽出される課題については、市全域としての地域ケア会議で検討していきます。

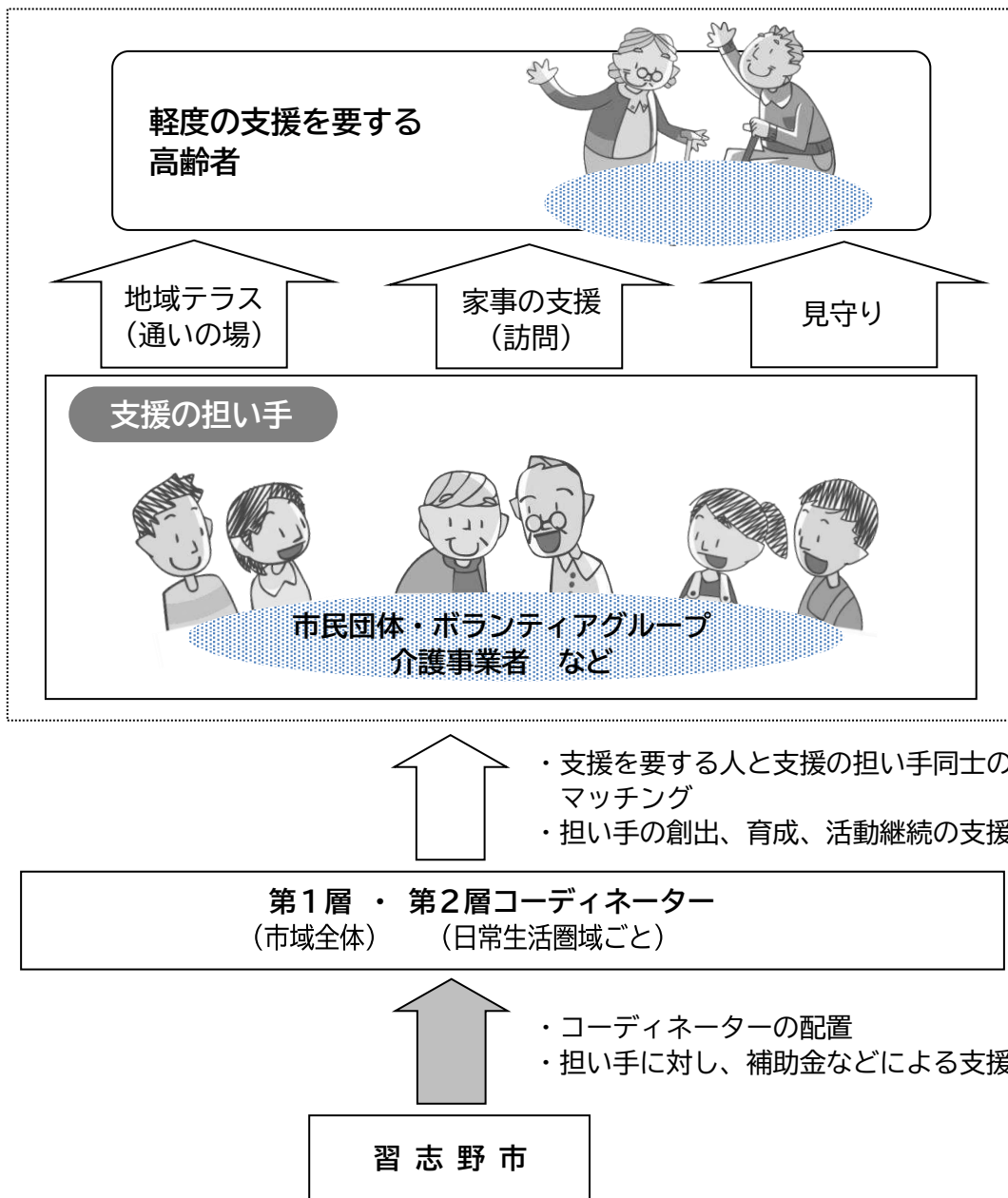
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
住民主体による通所型サービスを提供する 団体数（団体）	1	3	5
住民主体による訪問型サービスを提供する 団体数（団体）	1	2	3
地域テラスを提供する団体数（団体）	10	11	12

第7期～第8期計画における生活支援体制整備の工程イメージ





生活支援体制のイメージ



●地域ケア会議推進事業

《現 状》

第7期計画においては、市内の生活支援サービスに関する情報共有・連携強化の中核となるネットワーク（協議体）として、「地域支え合い推進協議会」を第1層に設置し、協議してきましたが、生活支援サービスに関する情報共有・連携強化に留まらず、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい（生活の場）」を視野に入れた検討の場となる、市全域の会議体として、「地域ケア推進会議」の設置について検討を行いました。

5つの日常生活圏域においては、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」を実施しています。

また、地域の個別の事例については、高齢者相談センターごとに困難事例に対する検討や個別の自立支援と介護予防をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。

地域ケア会議の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	24	19	24

《今後の取り組みと目標》

「地域ケア推進会議」において、高齢者の地域生活における課題を共有し、課題解決に必要なインフォーマルサービスや地域の見守り等の資源開発・地域づくりに関する内容について、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」「住まい（生活の場）」等にかかわるさまざまな関係者とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、生活支援サービスおよび地域における人材や制度など、多様な社会資源による支援体制の構築を検討します。

また、5つの日常生活圏域においては、引き続き、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議を実施します。

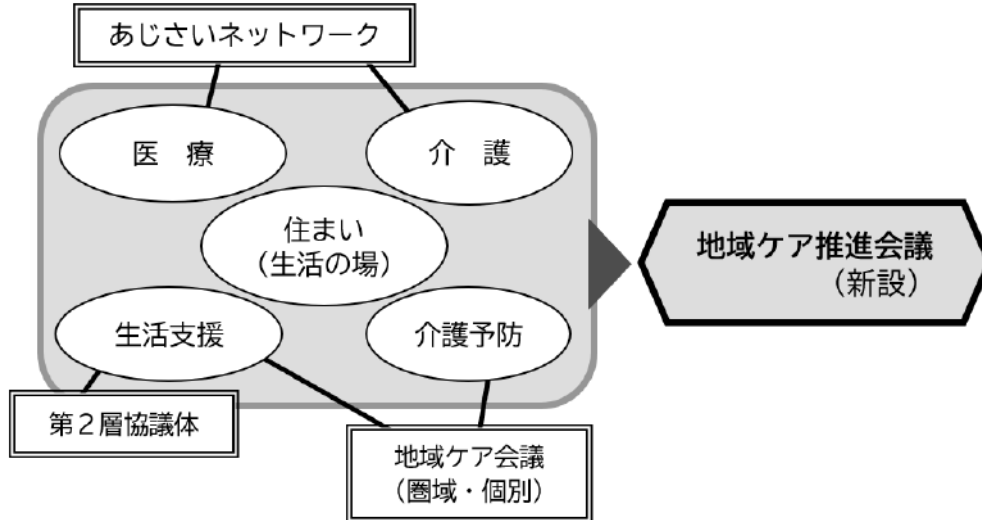
なお、地域ケア個別会議においては、困難事例の検討だけではなく、要支援者などのプランに対して、介護予防・自立支援の観点から、医療専門職の助言をもらえる場として、介護予防自立支援検討会議を実施し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域ケア推進会議の開催数（回）	2	2	2
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	20	20	20
地域ケア個別会議のうち、 「介護予防自立支援検討会議」の開催数（回）	5	5	5
地域ケア個別会議のうち、 「介護予防自立支援検討会議」における 各圏域のケアマネジャーの参加率（%）	60.0	60.0	60.0

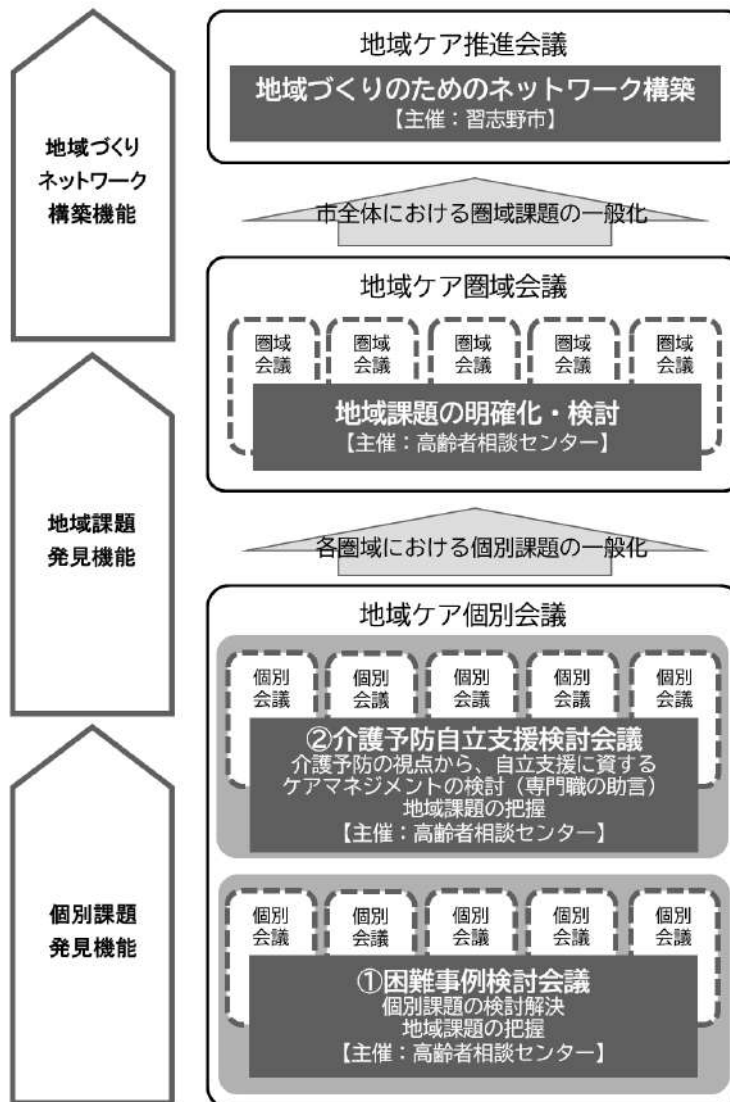


地域包括ケアシステムに係る本市の会議体のイメージ

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療」・「介護」・「介護予防」・「住まい（生活の場）」・「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。



地域ケア会議のイメージ



②高齢者相談員の活動支援

【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、定期訪問による見守りや福祉制度の案内などを行う高齢者相談員を支援しています。

平成29(2017)年度までは定員55名でしたが、高齢者の増加などに対応するため、平成30(2018)年度から、56名に増員しました。

定期訪問以外にも、避難行動要支援者支援事業(P.94)に協力し、地域の高齢者の安全・安心に寄与しています。

高齢者相談員による定期訪問活動状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
独居高齢者世帯（世帯）	894	831	786
高齢者世帯（世帯）	62	77	65
日中独居世帯（世帯）	75	68	69
合 計（世帯）	1,031	976	920

《今後の取り組み》

自宅で生活する高齢者が増加傾向にあるため、第8期計画においても、継続して地域での見守り活動を行います。



③地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援 【担当部署：高齢者支援課、社会福祉協議会】

●生活支援などのサービスの担い手の養成と活動支援

《現状と課題》

要支援者などの日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するため、「市認定ヘルパー養成講座」を開催しています。

養成講座修了者は、緩和した基準によるサービス事業所または習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録し、必要なサービスの活動に関わっていただけるよう支援しています。

日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を実施するためには、市域にバランスよくサービスの担い手の団体を設置することが必要です。

市認定ヘルパー養成講座の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
開催数（回）	2	2	2
修了者（人）	23	41	21

《今後の取り組みと目標》

第8期計画においても、市認定ヘルパー養成講座を継続して開催します。

また、市域の東側、西側の会場でそれぞれ養成講座を実施することにより、市域にバランスよく生活支援などのサービスの担い手が存在し、緩和した基準によるサービス事業所あるいは地域のボランティア等、必要なサービスの活動に関わっていただける体制の整備に努めます。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録または緩和した基準によるサービス事業所へ登録する人の割合（％）	100.0	100.0	100.0
市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、ボランティアまたは緩和した基準によるサービス事業所などの多様なサービスの提供に携わる人の割合（％）	30.0	35.0	40.0

●市民後見人の養成と活動支援

《現 状》

成年後見センター業務については、平成30(2018)年度から習志野市社会福祉協議会に委託して実施しています。

これまで、成年後見人などは親族や専門職が担ってきました。今後、専門職などの担い手の不足といった理由から、地域の実情に詳しく、判断能力が十分でない人に寄り添った対応が期待できる「市民後見人」が必要となっているため、平成26(2014)年度から市民後見人養成講座を開催しています。

現在は、市民後見人養成講座修了者に対し、フォローアップ講座(前年度修了者を対象)や勉強会(修了者全員を対象)を実施しています。

市民後見人養成講座の実施状況(各年度末時点)

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
修了者(人)	14	13	—

※養成講座修了者の人数が目標数を超過したため、令和元(2019)年度の養成講座を休止

《今後の取り組みと目標》

市民後見人養成講座修了者の育成に努め、後見業務に携われるよう支援体制の整備を図ります。

また、養成講座の開催を2、3年に1回にする等、実施計画(1年目に養成、2、3年目で育成)の整備を図ります。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
市民後見人養成講座修了者のうち、習志野市成年後見センターへ登録する人の数(人)	—	—	20



●認知症サポーターの養成

《現状と課題》

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちになることを目指して、地域で見守り支援を行う認知症サポーターを養成するため、「認知症サポーター養成講座」を開催しました（P.85）。

高齢者相談センターにおいては、認知症の人とその地域の人たちと一緒に接し方を学ぶ等、地域に密着した小グループでも開催しています。

認知症サポーター養成講座は、事業所や地域での開催が浸透してきていますが、参加者は高齢者が多く、若年層の参加が少ない状況にあります。

また、認知症地域支援推進員（P.89）を中心とした、認知症サポーターが地域で活動していくための支援の仕組みづくりが必要です。

《今後の取り組みと目標》

より幅広い年齢層の人が認知症に対する正しい知識と理解を深め、認知症の人を支える地域づくりができるように、学校などの教育機関と連携し、養成講座の開催に努めます。

また、養成した認知症サポーターの地域での活動を支援するため、フォローアップ研修の充実を図ります。

認知症地域支援推進員を中心として、認知症サポーターフォローアップ研修を受けた人材がそれぞれの地域の認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）（P.92）等において、認知症の人を支える活動に継続的に参加できるような仕組みづくりを行います。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
認知症サポーター養成講座 受講者数（人）	500	500	500
認知症サポーター養成講座 実施教育機関数（校）	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

（P. 86再掲）



認知症サポーターキャラバンのマスコット
「ロバ隊長」

●キャラバン・メイトの養成と活動支援

《現 状》

認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイト養成研修（千葉県主催）の受講を推進し、人材を確保しています（P.85）。

令和元（2019）年度においては、学校での実施拡大に向けて、本市主催のキャラバン・メイト養成講座を実施し、36名を養成しました。

また、活動支援・意欲向上のための研修を目的としたキャラバン・メイト連絡会を実施しました。

認知症キャラバン・メイトの登録者状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
登録者（人）	96	100	134

キャラバン・メイト連絡会の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
開催数（回）	2	2	1

《今後の取り組み》

引き続き、認知症サポーターを増やしていくため、キャラバン・メイトの確保と支援を継続します。

また、認知症サポーター養成講座とフォローアップ講座を実施することで、講座の講師となるキャラバン・メイトの活動の充実を図ります。



●転倒予防体操推進員の養成と活動支援

《現 状》

てんとうむし体操（転倒予防体操）の普及（P.117）を行う「転倒予防体操推進員」を養成するため、平成27（2015）年度から、転倒予防体操推進員養成講座を実施しています。

転倒予防体操推進員に対しては、身近な地域において主体的な活動ができるよう、保健師が活動場所へ出向いての支援や研修会の開催などを実施しています。

平成30（2018）年度からは、転倒予防体操を普及している団体（転倒予防体操推進団体）に対して、補助金を交付しています。

転倒予防体操推進員の状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
新規登録者数（人）	19	15	15
転倒予防体操推進員数（人）	119	126	127

転倒予防体操推進員への各種活動支援状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
地区活動支援（種類）	105	101	58
地区会開催（回）	-	1	1
健康フェア参加支援（種類）	5	5	3
研修会開催（回）	3	4	3

転倒予防体操推進団体補助金の交付状況（各年度末時点）

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
転倒予防体操推進団体補助金 交付団体数（団体）	9	11

《今後の取り組み》

第8期計画においても、地域での転倒予防体操推進員の活動を支援するとともに、転倒予防体操推進員養成講座を継続して実施していきます。

④地域住民や地域で活動する事業者による見守り活動の推進 【担当部署：高齢者支援課】

《現 状》

地域住民や民生委員・児童委員、高齢者相談員、高齢者宅を訪問する機会がある事業者などが、高齢者の異変を感じた際に、高齢者相談センターへ連絡・相談する習志野市高齢者見守りネットワーク事業を推進しています(P.93)。

これまで、声かけや訪問による見守り活動を支援するツールとして、高齢者相談センター等の通報先一覧を確認できる連絡先カードやリーフレット等を作成し、配布しました。

また、平成23(2011)年5月に発足した「習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク」は、令和元(2019)年度末時点で41事業者と協定を締結しています。

平成27(2015)年度からは、協定を締結した事業者による見守りや高齢者に関する困りごとの対応例などを情報共有し、事業者の連携強化を図るため、「習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者連絡会」を開催しています。

高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者の状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
協定締結事業者数	45	43	41

※閉業により、協定を解除した事業者があるため減少

《今後の取り組みと目標》

第8期計画においても、取り組みを継続します。

「習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク」について、事業者の協力を募り、連携体制の強化を図ります。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
協定締結事業者数	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)



⑤地域の高齢者の「通いの場」の確保

【担当部署：高齢者支援課】

≪現状と課題≫

「通いの場」としては、地域の一般高齢者を対象に、本市が養成した市民ボランティアの転倒予防体操推進員（P.131）がリーダーとなり、介護予防を行う転倒予防体操推進団体と、すべての高齢者を対象に、より身近な場所で月1回以上の体操や運動、趣味活動などの介護予防につながる活動を行う住民主体の集まりである地域テラス等があります。

転倒予防体操推進団体や地域テラスに対しては、平成30（2018）年度から補助金を交付しています。

その他、関連する地域活動としては、地域の誰もが参加できる場として、社会福祉法人などが運営する認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）があります（P.92）。

高齢者に就労の場を提供しているシルバー人材センターや高齢者が参加できる多くの地域活動の場など、地域の高齢者の「通いの場」を確保していくことが必要です。

地域の高齢者の「通いの場」への参加状況（令和元（2019）年度末時点）

	令和元 (2019) 年度
地域介護予防活動（延べ）（人）	
てんとうむし体操（転倒予防体操）	30,601
地域テラス	181
高齢者のつどい（高齢者相談センター）	3,165
合 計	33,947
高齢者の社会参加（延べ）（人）	
あじさいクラブ（老人クラブ）	2,434
さくらの家（サークル利用者）	11,493
芙蓉園（サークル利用者）	21,245
寿学級	4,830
ふれあい・いきいきサロン	12,247
合 計	52,249

その他、関連する地域活動（令和元（2019）年度末時点）

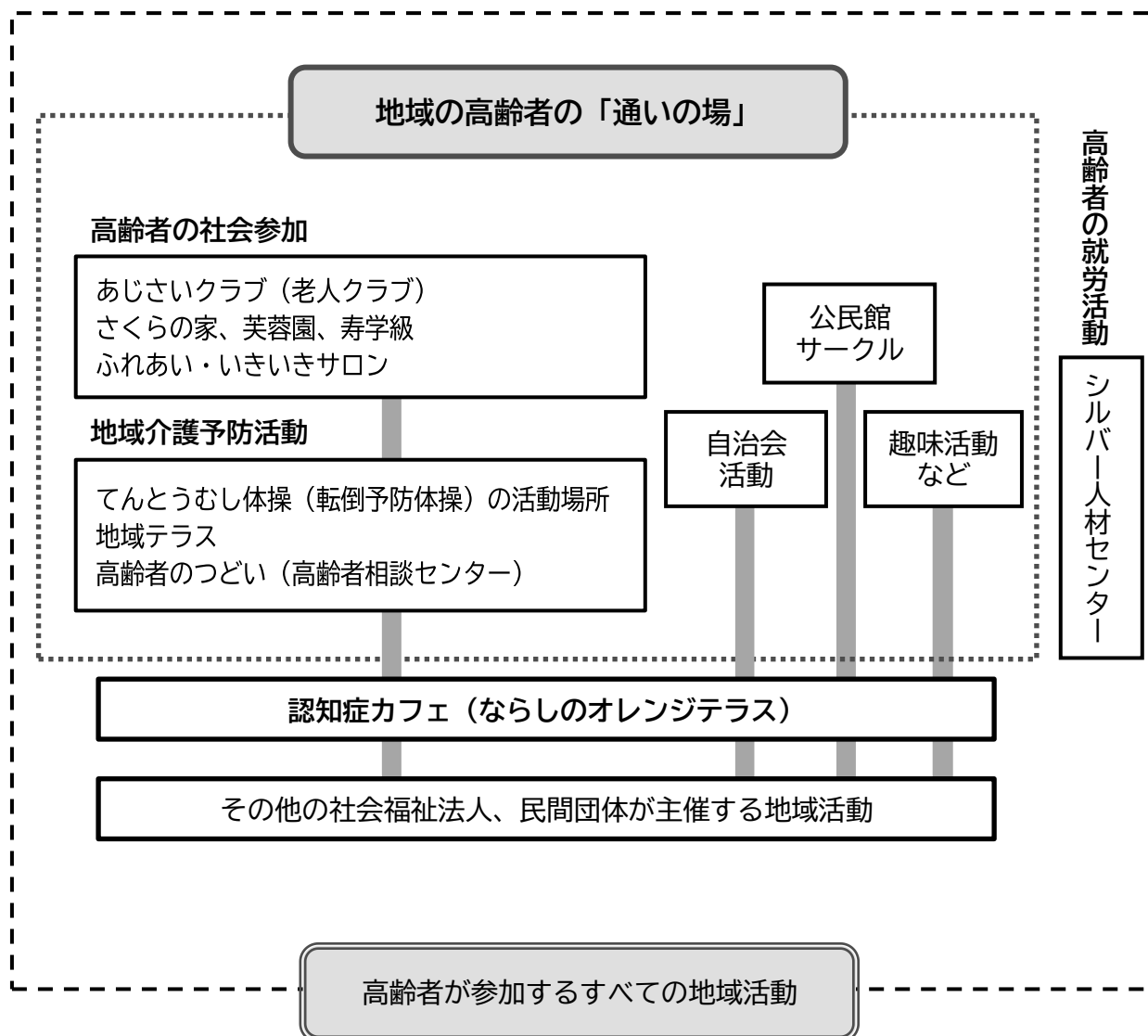
	令和元 (2019) 年度
認知症カフェ（延べ）（人）	
認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）	1,138
合 計	1,138
高齢者の就労活動（延べ）（人）	
シルバー人材センター	115,570
合 計	115,570

《今後の取り組みと目標》

地域の高齢者の「通いの場」として、地域介護予防活動や高齢者の社会参加の場への継続的な支援を行うとともに、新たな「通いの場」の把握に努め、地域の高齢者の8%が「通いの場」へ参加している状態を目指します。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
地域介護予防活動の参加者の合計数 (延べ) (人)	34,000	34,500	35,000
高齢者等実態調査で、 地域の高齢者の「通いの場」へ 参加していると回答した人の割合 (%)	—	8.0	—

地域の高齢者の「通いの場」





⑥習志野市社会福祉協議会による活動

【担当部署：社会福祉協議会】

●ふれあい・いきいきサロン(地域サロン)

《現 状》

地域の人たちが集う食事会・茶話会・情報交換をはじめ、参加者が講師となった手芸・趣味活動、ゲーム・レクリエーション活動、健康体操、健康チェック等の活動を各支部（16地域）で行っています。

また、これら各支部が実施するサロンに加え、地域住民が歩いて行ける、より身近な場所で実施している住民同士の交流や仲間づくり、生きがいつくり、閉じこもり予防・介護予防などを行う地域住民の集まりに対して、助成を行っています。

ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度
ふれあい・いきいきサロン (地域サロン) 設置数 (か所)	43	44	48

《今後の取り組みと目標》

地域住民が住み慣れた地域で孤立せず、いつまでも安心して生活ができる地域づくりにつなげていくため、引き続き、ふれあい・いきいきサロンを実施し、助成を行うとともに設置数の拡大を目指します。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
ふれあい・いきいきサロン (地域サロン) 設置数 (か所)	54	59	64

●住民参加型家事援助等サービス事業

《現 状》

地域の高齢者を中心に、障がいのある人や子育て中の家庭を対象として、掃除、外出のお手伝い、話し相手など、日常生活のちょっとした困りごとを、地域住民同士で助け合うサービスを実施しています。

現在16支部中9支部で実施しており、有償（1時間400円～500円）で行っています。

《今後の取り組み》

習志野市社会福祉協議会では、本事業を支える協力員の募集だけでなく、習志野市ボランティア・市民活動センターとも連携し、協力員の発掘・育成にも努めながら、未実施の7支部についても、実施に向けて取り組んでいきます。

また、住民の困りごとに対応している機関の発掘、連携についても検討していきます。

●三世代交流と想いを届ける出前講座

《現 状》

地域の行事での「三世代交流」、学校などを含めた「世代間交流」を行っています。

また、障がいのある人やその家族などで構成されている団体の協力をいただき、当事者自身やその家族が学校や地域住民の集まりを訪問し、障がいのある人や高齢者、また、それぞれが取り組んでいる活動について直接話をする「想いを届ける出前講座」を実施しています。

《今後の取り組み》

習志野市社会福祉協議会の広報紙やホームページで、「三世代交流」や「世代間交流」の取り組みを紹介していきます。

また、ホームページに掲載している福祉図書目録を活用して、「想いを届ける出前講座」の普及に努めます。特に「想いを届ける出前講座」については、学校の福祉教育だけでなく、地域で行われている勉強会で活用していただけるよう、働きかけを行います。



基本施策4-2 高齢者の社会参加の促進

高齢になると心身の機能の低下などから、不安感・孤独感が高まってくる傾向にあり、高齢者が明るく活力に満ちた生活を送るためには、生きがいを見出し、持ち続けることが大切です。

高齢者がこれまで培ってきた知識・技能を地域社会で活かすことが、生きがいや地域の活力を生み出し、また、高齢者自身の健康づくり、介護予防にもつながります。

これらを踏まえ、高齢者が性別や年齢を超えて地域の人々と交流し、ともに活動できるような地域で活躍する場の支援や整備を推進していきます。

①高齢者の就業支援

【担当部署：高齢者支援課】

●シルバー人材センター補助事業

《現 状》

定年退職後など的高齢者に対して、生きがいの充実や社会参加の促進を図ることを目的に、地域に密着した仕事を提供している、公益社団法人習志野市シルバー人材センターに対し、運営費などの補助を行っています。

シルバー人材センター会員登録数などの状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
会員登録数（人）	958	951	952
契約件数（件）	2,767	2,590	2,656
就業人数（延べ）（人）	109,869	113,024	115,570
就業率（％）	89.6	92.4	89.4

《今後の取り組みと目標》

高齢化が進展する中で、高齢者が持つ知識や技能を活かし、就業を通じて生きがいの充実や活力のある地域社会づくりに寄与できるよう、支援を継続します。

また、会員の増強活動や就業開拓などにも取り組んでいただき、魅力あるシルバー人材センター運営をお願いしていきます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
シルバー人材センター 会員登録数（人）	—	—	1,100

●あじさいクラブ活動事業

《現状と課題》

高齢者の健康増進や会員相互の親睦を目的とした老人クラブの合同組織として、「習志野市あじさいクラブ連合会」を組織し、各種スポーツ大会や芸能大会など、年間を通して実施している活動に対し、支援を行っています。

会員の高齢化に伴い、各事業の参加者が減少傾向にあるため、高齢者が積極的に参加できる環境づくりを検討する必要があります。

老人クラブ数および会員数の状況（各年度4月1日時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
単位クラブ数	52	53	53
会員数（人）	2,455	2,438	2,434

※習志野市あじさいクラブ連合会加入団体

習志野市あじさいクラブ連合会主催事業の参加状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
高齢者スポーツ大会（人）	442	375	368
グラウンドゴルフ大会（人）	156	170	161
パークゴルフ大会（人）	169	（雨天中止）	152
ペタンク大会（人）	54	53	63
芸能大会（人）	708	407	662

《今後の取り組みと目標》

高齢者が住み慣れた地域で元気に活動することで地域の活性化につながり、地域社会が豊かになることが期待されるため、第8期計画においても、引き続き、あじさいクラブ活動を支援します。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
1単位クラブあたりの会員数	2人増 (前年度比)	2人増 (前年度比)	2人増 (前年度比)
各種大会参加者数（人）	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)



③老人福祉センターの運営

【担当部署：高齢者支援課】

≪現 状≫

本市では、市内在住の60歳以上の方が利用できる老人福祉センターを2か所設置（老人福祉センターさくらの家、高齢者福祉センター芙蓉園）し、指定管理者による運営を行っています。

指定管理者制度の導入から10年以上が経過し、指定管理者による運営が定着しており、健康づくりや各種講座の開催といった、法人独自の取り組みが好評を得ています。

老人福祉センターの利用状況（各年度末時点）

	老人福祉センターさくらの家			高齢者福祉センター芙蓉園		
	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
一般利用者（人）	61,098	57,901	47,239	58,615	58,025	51,859
団体利用者（人）	759	470	398	2,695	3,271	3,097

≪今後の取り組み≫

生きがいを持って日常生活を送ることや運動習慣を継続すること等により、心身の機能を維持し、要支援・要介護状態を予防することが期待されます。

また、地域の高齢者の「通いの場」（P.133）や介護予防教室の開催場所として活用することも可能であるため、第8期計画においても運営を継続します。

●高齢者ふれあい元気事業

《現状と課題》

高齢者を敬愛し、多世代による地域交流を促進することを目的に、地域や町会などが主催する各種事業（地域まつり、高齢者を交えた交流会など）に対し、補助金を交付しています。

事業開始以来、約8割の町会により活用されていますが、補助金を活用していない町会に対し、啓発していく必要があります。

高齢者ふれあい元気事業の実施状況（各年度末時点）

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
全体町会数	252	251	250
実施町会数	206	202	195
実施率(%)	81.7	80.5	78.0

《今後の取り組みと目標》

高齢者と地域の人が交流し、安全で安心して暮らせるまちづくりの一助として、引き続き、補助を行うとともに、実施率の向上を目指します。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実施率	1.0%増 (前年度比)	1.0%増 (前年度比)	1.0%増 (前年度比)



⑤生涯学習参加への支援

【担当部署：社会教育課】

≪現状と課題≫

市内公民館では、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、毎週水曜日に60歳以上の人を対象とした「寿学級」をはじめ、各種講座を開講しています。

「寿学級」では、年間延べ約6,000人の学級生が一般教養やレクリエーション等の学習を通し、親睦を図っています。

また、多様化するニーズに対応したテーマや地域参加のための講座にも取り組んでいます。

市内公民館それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりについて学び、実践する地域学習圏会議は、世代を超えた人々が交流・参加する場となっています。

しかし、これら講座などの参加者は固定化・減少傾向にあり、新たな参加者の拡大が課題です。

「市民カレッジ」については、平成7(1995)年度から開講し、高度化する市民の学習ニーズに応えてきました。

令和元(2019)年度までに合計1,764名が卒業しており、今後も卒業生が地域で活躍できる機会と学習内容を拡充していく必要があります。

生涯学習の参加状況（各年度末時点）

	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
寿学級 参加者数（延べ）（人）	5,784	5,730	4,830
市民カレッジの60歳以上の 受講生数（人）	64	72	62

≪今後の取り組みと目標≫

公民館の講座については、地域の高齢者の参加を促進するため、多様化するニーズに応えられる魅力的な講座や学習内容の拡充に努めます。

市民カレッジについては、定期的な学習内容の見直しと、活動内容のPRに努め、参加者の拡充に努めます。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
寿学級 参加者数（延べ）	約6,000人の維持	約6,000人の維持	約6,000人の維持
市民カレッジの60歳以上の 受講生数（人）	70	70	70

⑥生涯スポーツ参加への支援

【担当部署：生涯スポーツ課】

《現状と課題》

スポーツ推進委員が主催する「スポーツ奨励大会」や、市民スポーツ指導員が企画・運営する「地区活動」において、高齢者が参加しやすいスポーツイベントが開催され、多くの人が参加しています。

また、本市と協働で立ち上げた3つの総合型地域スポーツクラブにおいては、多くの高齢者が会員として活動し、スポーツを通じた健康づくりはもちろんのこと、地域の人とのコミュニケーションづくりに役立っています。

さらに、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会では、高齢者のニーズに応じたプログラムや取り組みやすい運動メニューを提供しています。

平成30(2018)年度に実施した「習志野市スポーツ・運動に関する市民アンケート」によると、高齢者のスポーツ・運動の実施率は他の年代に比べて高いことが分かっていますが、普段運動する人やイベント・行事への参加者は固定化している傾向があり、いかに普段運動していない高齢者の参加につなげられるかが課題です。

生涯スポーツの参加状況（各年度末時点）

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
総合型地域スポーツクラブ（3クラブ）の 60歳以上の会員数（人）	369	366
スポーツ奨励大会（歩け歩け大会）の 60歳以上の参加者数（人）	107	71

《今後の取り組みと目標》

引き続き、高齢者が参加しやすいプログラムやイベントを企画し、高齢者が積極的に取り組み、楽しむことができるよう庁内関係各課やスポーツ推進団体と連携を図り、支援を行います。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2021)年度	令和5 (2022)年度
総合型地域スポーツクラブ（3クラブ）の 60歳以上の会員数（人）	400	400	400
スポーツ奨励大会（歩け歩け大会）の 60歳以上の参加者数（人）	150	150	150



⑦バリアフリーのまちづくりの推進

【担当部署：都市計画課】

《現状》

高齢者や障がい者などの移動が困難な人が、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、平成18(2006)年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に対応した整備を推進するため、平成17(2005)年3月に策定した「交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、平成26(2014)年10月に「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想(以下、基本構想)」を策定しました。

基本構想の基本理念を「誰もが心身ともに快適に移動できる やさしいまちづくり」とし、心のバリアフリー(障がい等に対する正しい理解や支援体制の充実など)とハード面の整備(駅やバス・タクシー、歩道、信号機などのバリアフリー整備)により、安全に安心して外出や施設利用ができる環境をつくり、心身ともに健やかに暮らすことができる、やさしいまちづくりを進めています。

令和2(2020)年度までに掲げていたノンステップバス導入率については、目標値の70%を達成しました。

《今後の取り組み》

基本構想において重点整備地区に選定した3地区「JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」「京成津田沼駅周辺地区」「新習志野駅周辺地区」について、令和7(2025)年度を目標年度とする基本構想に基づいた「習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画」により、一体的なバリアフリー整備を図ります。

また、重点整備地区以外の地区についても、高齢者や障がい者などが円滑に通行できるよう、道路や公共施設などの新設・改築にあわせて、順次バリアフリー整備を推進します。

参考：習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画における目標

当該地区内の主要施設を結ぶ経路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき経路である「生活関連経路」について、障がい者誘導用ブロック設置や歩道の段差改善を推進すると共に、バリアフリー対応信号機整備を促進します。(令和7(2025)年度 整備率100%)

第5章 各施策の個別目標のまとめ

基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

指 標	第8期計画の個別目標		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
基本施策1-1 介護サービスの提供体制の整備			
認知症グループホームの合計定員数	188人(新規整備分:36人)		
小規模多機能型居宅介護または 看護小規模多機能型居宅介護の合計定員数	116人(新規整備分:29人)		
基本施策1-2 高齢者の住まいの確保			
高齢者向け住まいの供給量	高齢者人口(65歳以上)の3%以上 1,260人以上(見込)		
基本施策1-3 介護サービスの質の確保			
指定事業者の实地指導実施事業所数 (实地指導の実施率)	16事業所 (17.2%)	16事業所 (16.7%)	17事業所 (17.0%)
集団指導実施回数	1回	1回	1回
介護サービス相談員の派遣	14人	14人	14人
介護サービス相談員受入れ事業所数	80事業所	83事業所	85事業所
介護サービス相談員の訪問回数(延べ)	672回	672回	672回
基本施策1-4 介護給付の適正化			
重度変更率(千葉県とのかい離)	—	—	0.5ポイント 以内
居宅介護支援事業所の实地指導実施事業所数	10事業所	10事業所	10事業所
ケアプラン点検件数	200件	200件	200件
集団指導実施回数	1回	1回	1回
縦覧点検実施率	70.0%	80.0%	90.0%
医療費突合実施率	70.0%	80.0%	90.0%



基本目標2 安定した日常生活のサポート

指標	第8期計画の個別目標		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
基本施策2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営			
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数	20回	20回	20回
基本施策2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）			
多様な主体によるサービスの担い手を養成する研修受講修了者と事業所とのマッチング	2回	2回	2回
基本施策2-3 医療と介護の連携体制の構築			
高齢者等実態調査で、高齢者相談センターが果たしている役割を「多職種連携マネジメント」と回答した事業者の割合	—	25.0%	—
基本施策2-4 認知症施策の推進			
認知症サポーター養成講座受講者数	500人	500人	500人
認知症サポーター養成講座実施教育機関数	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)
認知症サポート事業所登録数	80事業所	90事業所	100事業所
認知症初期集中支援チームの支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合	65.0%以上	65.0%以上	65.0%以上
基本施策2-5 高齢者の見守り			
習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数	0人	0人	0人
基本施策2-6 高齢者の権利擁護			
消費者被害相談事例などの関係機関への情報提供の頻度	3か月毎	3か月毎	3か月毎
成年後見制度のまちづくり出前講座の実施回数	5回	6回	7回
成年後見センターによる法人後見新規受任件数	—	—	5件

基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

指 標	第8期計画の個別目標		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
基本施策3-1 成人期から取り組む健康づくり			
小・中学校での健康教育の実施数	18校	20校	23校
健康づくり推進員の人数	25人	—	30人
特定健康診査受診率	38.0%	39.0%	40.0%
高齢者等実態調査で、 定期的に歯科受診(健診含む)をしていると 回答した人の割合(一般高齢者)	—	65.0%	—
高齢者等実態調査で、 定期的に歯科受診(健診含む)をしていると 回答した人の割合(在宅要支援認定者など)	—	50.0%	—
高齢者等実態調査で、 1年以内にかん検診を受けていると 回答した人の割合(一般若年者)	—	50.0%	—
高齢者等実態調査で、 1年以内にかん検診を受けていると 回答した人の割合(一般高齢者)	—	50.0%	—
後期高齢者健康診査受診率	39.8%	40.8%	41.8%
基本施策3-2 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)			
リハビリテーション職による 介護予防講座の開催数	20回	20回	20回
地域運動習慣自主化事業(まちでフィットネス) 立ち上げ支援団体数	4団体	4団体	4団体
介護予防教室参加者の合計数	150人	150人	150人
介護予防教室参加者のうち、 地域の高齢者の「通いの場」につながった人の数	20人	20人	20人
介護予防教室参加者のうち、 運動習慣化の意識を持っている人の割合	80.0%	80.0%	80.0%
介護予防教室参加者のうち、 生活機能が維持・向上している人の割合	80.0%	80.0%	80.0%



基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

指 標	第8期計画の個別目標		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
基本施策4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大			
住民主体による通所型サービスを提供する団体数	1団体	3団体	5団体
住民主体による訪問型サービスを提供する団体数	1団体	2団体	3団体
地域テラスを提供する団体数	10団体	11団体	12団体
地域ケア推進会議の開催数	2回	2回	2回
地域ケア会議(圏域・個別)の開催数	20回	20回	20回
地域ケア個別会議のうち、 「介護予防自立支援検討会議」の開催数	5回	5回	5回
地域ケア個別会議のうち、 「介護予防自立支援検討会議」における 各圏域のケアマネジャーの参加率	60.0%	60.0%	60.0%
市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、 習志野市ボランティア・市民活動センターへ 登録または緩和した基準によるサービス事業所へ 登録する人の割合	100.0%	100.0%	100.0%
市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、 ボランティアまたは緩和した基準による サービス事業所などの多様なサービスの提供に 携わる人の割合	30.0%	35.0%	40.0%
市民後見人養成講座修了者のうち、 習志野市成年後見センターへ登録する人の数	—	—	20人
認知症サポーター養成講座受講者数	500人	500人	500人
認知症サポーター養成講座実施教育機関数	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)
高齢者見守り事業者ネットワーク協定締結事業者数	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)
地域介護予防活動の参加者の合計数(延べ)	34,000人	34,500人	35,000人
高齢者等実態調査で、 地域の高齢者の「通いの場」へ参加していると 回答した人の割合	—	8.0%	—
ふれあい・いきいきサロン(地域サロン)設置数	54か所	59か所	64か所

指 標	第8期計画の個別目標		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度

基本施策4-2 高齢者の社会参加の促進			
シルバー人材センター会員登録数	—	—	1,100人
あじさいクラブ活動事業 1単位クラブあたりの会員数	2人増 (前年度比)	2人増 (前年度比)	2人増 (前年度比)
あじさいクラブ活動事業 各種大会参加者数	増または 現状維持 (前年度比)	増または 現状維持 (前年度比)	増または 現状維持 (前年度比)
高齢者ふれあい元気事業実施率	1.0%増 (前年度比)	1.0%増 (前年度比)	1.0%増 (前年度比)
寿学級 参加者数(延べ)	約6,000人の 維持	約6,000人の 維持	約6,000人の 維持
市民カレッジの60歳以上の受講生数	70人	70人	70人
総合型地域スポーツクラブ(3クラブ)の 60歳以上の会員数	400人	400人	400人
スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)の 60歳以上の参加者数	150人	150人	150人

第3編 介護保険事業費と保険料の推計





第1章 介護サービス量などの実績と見込み

第1節 サービス別の実績と見込み

①居宅サービスの実績と見込み

●訪問介護

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が、要介護者の自宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の介護、炊事・掃除・洗濯などの家事支援などを行い、利用者が居宅で日常生活を継続できるよう支援するサービスです。

実績・計画値（単位：回／年）

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	289,032	299,742	316,464	-	-	-
	実績・計画値	300,332	311,544	328,427	362,133	394,878	426,186

（参考：中長期の見通し）

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	470,489	533,520	574,199	588,090

●(介護予防)訪問入浴介護

簡易浴槽を積んだ移動入浴車で、入浴が困難な要介護者などの自宅を訪問して、身体の清潔の保持や心身機能の向上を図るため、入浴の介護を行うサービスです。

実績・計画値 (単位：回/年)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	5,346	5,707	6,311	-	-	-
	実績・計画値	5,434	5,126	5,981	6,594	7,126	7,754
予防給付	第7期計画値	24	24	24	-	-	-
	実績・計画値	0	11	0	0	0	0

(参考：中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	8,189	9,771	10,582	11,021
予防給付	中長期見通し	0	0	0	0

●(介護予防)訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが、病状が安定期にあり訪問看護が必要と主治医が認めた要介護者などの自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療補助となる看護を行うサービスです。

実績・計画値 (単位：回/年)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	44,612	47,758	51,530	-	-	-
	実績・計画値	53,008	62,033	70,536	75,654	80,410	84,933
予防給付	第7期計画値	4,648	5,275	5,946	-	-	-
	実績・計画値	3,876	5,568	8,198	8,435	8,871	9,069

(参考：中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	90,404	103,605	110,643	112,827
予防給付	中長期見通し	9,504	10,257	10,455	10,376



●(介護予防)訪問リハビリテーション

病院・診療所・介護老人保健施設などの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者などの自宅を訪問して、心身機能の維持回復および日常生活の自立支援などを目的に、医師の指示に基づき必要なリハビリテーションを行うサービスです。

実績・計画値 (単位：回/年)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	5,588	5,634	5,687	-	-	-
	実績・計画値	4,960	5,958	6,186	6,624	7,048	7,358
予防給付	第7期計画値	415	415	415	-	-	-
	実績・計画値	482	675	768	768	768	768

(参考：中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	7,781	9,108	9,681	9,970
予防給付	中長期見通し	768	994	994	994

●(介護予防)居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士が、要介護者などの自宅を訪問して、定期的な療養上の管理・指導などを行うサービスです。

実績・計画値 (単位：人/年)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	11,736	12,972	14,424	-	-	-
	実績・計画値	11,860	13,205	14,952	16,176	17,304	18,384
予防給付	第7期計画値	876	960	1,044	-	-	-
	実績・計画値	740	805	912	948	984	1,020

(参考：中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	19,800	22,752	24,384	24,888
予防給付	中長期見通し	1,056	1,140	1,152	1,140

●通所介護

居宅の要介護者が、定員19人以上のデイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などについての相談・助言・健康状態の確認など、日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値（単位：回／年）

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	119,622	122,983	126,838	-	-	-
	実績・計画値	116,397	119,136	122,310	131,164	139,133	146,750

（参考：中長期の見通し）

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	159,597	178,976	190,036	192,780

●（介護予防）通所リハビリテーション

居宅の要介護者などが、心身機能の維持回復および日常生活の自立支援などを目的に、介護老人保健施設や病院などに通所して、理学療法などの必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

実績・計画値（介護給付 単位：回／年、予防給付 単位：人／年）

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	39,188	41,550	44,480	-	-	-
	実績・計画値	38,355	39,275	41,015	43,546	45,983	48,063
予防給付	第7期計画値	2,136	2,340	2,532	-	-	-
	実績・計画値	2,065	2,242	2,280	2,376	2,484	2,556

（参考：中長期の見通し）

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	51,048	57,650	60,908	61,460
予防給付	中長期見通し	2,676	2,880	2,904	2,868



●(介護予防)短期入所生活介護

要介護者などの心身の状況や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値(単位:日/年)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	50,444	51,776	54,478	-	-	-
	実績・計画値	51,131	54,854	56,231	60,736	64,828	68,918
予防給付	第7期計画値	294	294	294	-	-	-
	実績・計画値	319	210	260	324	324	324

(参考:中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	73,755	85,708	92,495	94,797
予防給付	中長期見通し	324	389	389	389

●(介護予防)短期入所療養介護

要介護者などの心身の状況や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、介護老人保健施設や病院などに短期間入所して、医療によるケア、食事・入浴などの介護、機能訓練などを受けるサービスです。

実績・計画値(単位:日/年)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護 給付	第7期計画値	3,650	3,893	4,236	-	-	-
	実績・計画値(老健)	3,314	2,805	2,901	3,168	3,248	3,454
	実績・計画値(病院など)	0	21	22	22	22	22
	実績・計画値(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
予防 給付	第7期計画値	48	48	48	-	-	-
	実績・計画値(老健)	4	0	0	0	0	0
	実績・計画値(病院など)	0	0	0	0	0	0
	実績・計画値(介護医療院)	0	0	0	0	0	0

(参考:中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護 給付	中長期見通し(老健)	3,666	4,341	4,557	4,612
	中長期見通し(病院など)	24	44	44	44
	中長期見通し(介護医療院)	0	0	0	0
予防 給付	中長期見通し(老健)	0	0	0	0
	中長期見通し(病院など)	0	0	0	0
	中長期見通し(介護医療院)	0	0	0	0



●(介護予防)福祉用具貸与

居宅の要介護者などで、心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある場合、居宅での日常生活を支援する特殊寝台や車椅子などを貸与するサービスです。

実績・計画値 (単位：人/年)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	19,632	20,712	22,152	-	-	-
	実績・計画値	20,150	21,514	22,980	24,636	26,184	27,672
予防給付	第7期計画値	5,160	6,132	7,176	-	-	-
	実績・計画値	4,491	4,970	5,220	5,448	5,664	5,868

(参考：中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	29,628	33,852	36,048	36,624
予防給付	中長期見通し	6,120	6,600	6,660	6,600

●(介護予防)特定福祉用具購入費

要介護者などが、居宅で生活を営むために必要な福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつ等に使用する福祉用具を購入した場合の購入費用を支給するサービスです。

実績・計画値 (単位：千円/年)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	13,471	14,601	16,182	-	-	-
	実績・計画値	13,320	12,309	12,496	14,339	15,429	16,240
予防給付	第7期計画値	5,987	7,878	9,822	-	-	-
	実績・計画値	3,060	3,127	3,065	3,260	3,850	3,850

(参考：中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	17,749	19,614	21,185	22,035
予防給付	中長期見通し	3,850	4,160	4,440	4,440

●(介護予防)住宅改修費

居宅の要介護者などが、実際に居住する住宅について、手すりの取付け等の一定の住宅改修を行ったとき、改修費を支給するサービスです。

住宅改修工事費用の全額(上限20万円)を施工業者に支払後、保険負担分(7割~9割)を市に申請する「償還払い」と、利用者の利便性を考慮し自己負担分(1割~3割)のみを施工業者に支払い、保険負担分の受領を施工業者に委任する「受領委任払い」の2つの方法があります。

実績・計画値(単位:千円/年)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	29,004	31,822	34,562	-	-	-
	実績・計画値	28,692	29,711	25,896	33,224	34,156	36,268
予防給付	第7期計画値	15,854	17,102	17,305	-	-	-
	実績・計画値	14,727	15,646	15,061	15,997	18,183	18,183

(参考:中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	38,376	43,403	47,450	47,450
予防給付	中長期見通し	19,196	19,196	20,370	20,370



●(介護予防)特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた介護付有料老人ホーム等の高齢者向けの住まいに入居している要介護者などに対して、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

実績・計画値(単位:人/月)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	343	378	419	-	-	-
	実績・計画値	349	384	451	484	528	612
予防給付	第7期計画値	45	48	51	-	-	-
	実績・計画値	42	46	45	47	49	50

(参考:中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	647	714	748	756
予防給付	中長期見通し	53	56	57	56

●(介護予防)居宅介護支援

居宅で介護を受ける要介護者などが、日常生活を営むために必要な居宅サービスを受けられるように、助言し、支援するサービスです。

要介護者などの心身の状態、置かれている環境や本人・家族の希望を考慮して、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、そのケアプランに基づき、居宅サービス事業者などとの連絡調整などの支援を行います。

実績・計画値(単位:人/年)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	32,244	33,480	35,100	-	-	-
	実績・計画値	33,096	35,562	36,432	38,928	41,316	43,524
予防給付	第7期計画値	10,572	10,992	11,412	-	-	-
	実績・計画値	6,676	7,309	7,344	7,656	7,992	8,268

(参考:中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	46,488	52,836	56,004	56,736
予防給付	中長期見通し	8,616	9,300	9,372	9,300

②地域密着型サービスの実績と見込み

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と通報に応じる随時対応を一体的に提供するサービスです。

実績・計画値（単位：人／年）

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	48	216	420	-	-	-
	実績・計画値	83	149	204	216	348	468

(参考：中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	480	528	564	564

●夜間対応型訪問介護

要介護者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるように、夜間において、定期的な巡回訪問または通報を受け、その人の居宅において、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

実績・計画値（単位：人／年）

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	72	84	84	-	-	-
	実績・計画値	1	0	0	0	0	0

(参考：中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	0	0	0	0



●地域密着型通所介護

居宅の要介護者が、定員18人以下の小規模なデイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などについての相談・助言・健康状態の確認など、日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値（単位：回／年）

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	67,070	70,609	75,286	-	-	-
	実績・計画値	69,469	73,609	75,122	80,154	84,831	89,118

(参考：中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	94,569	107,208	113,847	115,064

●(介護予防)認知症対応型通所介護

認知症の居宅の要介護者などが、デイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値（単位：回／年）

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	9,089	9,406	10,254	-	-	-
	実績・計画値	11,928	14,723	15,011	16,050	17,099	17,924
予防給付	第7期計画値	126	126	126	-	-	-
	実績・計画値	0	0	0	0	0	0

(参考：中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	19,187	22,112	23,877	24,148
予防給付	中長期見通し	0	0	0	0

●(介護予防)小規模多機能型居宅介護

居宅の要介護者などの心身の状況、その置かれている環境などに応じて、その人の選択に基づき、事業所への「通い」を中心に、利用者の状態や希望に対応した「訪問」や「短期間の宿泊」により、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

実績・計画値(単位:人/月)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	52	78	78	-	-	-
	実績・計画値	32	43	71	79	88	97
予防給付	第7期計画値	6	9	9	-	-	-
	実績・計画値	2	2	3	3	3	4

(参考:中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	104	117	123	126
予防給付	中長期見通し	4	5	5	5

●(介護予防)認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者などが、共同生活を営む住居(グループホーム)で、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値(単位:人/月)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	144	179	179	-	-	-
	実績・計画値	133	138	152	152	170	188
予防給付	第7期計画値	1	2	2	-	-	-
	実績・計画値	1	0	0	0	0	0

(参考:中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	206	224	260	296
予防給付	中長期見通し	0	0	0	0



●地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護付有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画に基づき、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上と療養上の世話、機能訓練を行うサービスです。

実績・計画値（単位：人／月）

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	0	0	0	-	-	-
	実績・計画値	0	0	0	0	0	0

(参考：中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	0	0	0	0

※ 特定施設入居者生活介護（大規模・混合型）で対応が可能なことから、地域密着型特定施設入居者生活介護については、利用見込みはありません。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者（原則、要介護3以上の人）に対し、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームにおいて、施設サービス計画に基づいて行われる入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを行うサービスです。

実績・計画値（単位：人／月）

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	20	20	20	-	-	-
	実績・計画値	20	20	20	20	20	20

(参考：中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	20	20	20	20

※ 広域型施設の整備を予定していることから、地域密着型介護老人福祉施設については、利用定員の増加見込みはありません。

●看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

医療ニーズの高い居宅の要介護者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、その人の選択に基づき、事業所への「通い」を中心に、利用者の状態や希望に対応した「訪問」や「短期間の宿泊」による入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練と併せて、訪問看護のサービスを提供します。

実績・計画値(単位:人/月)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	0	29	29	-	-	-
	実績・計画値	0	0	0	0	6	12

(参考:中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	12	12	12	12



③施設サービスの実績と見込み

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者(原則、要介護3以上の人)に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

実績・計画値(単位:人/月)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	640	650	660	-	-	-
	実績・計画値	582	586	589	602	708	725

(参考:中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	754	754	754	754

●介護老人保健施設

病状が安定期にあり、看護・介護やリハビリテーション等の医学的管理が必要な要介護者に、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療、日常生活上の世話を行うことによって、在宅復帰を目指す施設です。

実績・計画値(単位:人/月)

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	289	299	309	-	-	-
	実績・計画値	264	265	265	267	270	272

(参考:中長期の見通し)

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	277	287	297	307

●介護医療院

医療を介した長期の療養が必要な要介護者に対して、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアといった医療サービス、医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

主に介護療養型医療施設からの転換が見込まれることから、転換が進むに従い、徐々に給付が増加することが見込まれます（本市には介護療養型医療施設がないため、市外施設の利用を見込んでいます）。

実績・計画値（単位：人／月）

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	7	15	23	-	-	-
	実績・計画値	1	8	18	21	24	27

（参考：中長期の見通し）

		令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
介護給付	中長期見通し	35	45	55	65

●介護療養型医療施設

病状が安定期にある長期の療養が必要な要介護者に、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療などを行う医療施設です。

令和5（2023）年度末で制度が廃止になることから、介護老人保健施設や介護医療院への転換が見込まれます。

実績・計画値（単位：人／月）

		第7期			第8期		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護給付	第7期計画値	22	19	16	-	-	-
	実績・計画値	14	4	2	2	2	2



④介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の実績と見込み
 <訪問型サービス（第1号訪問事業）>

●介護予防訪問型サービス（従前相当サービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が、要支援者などの自宅を訪問して、調理・掃除などを一緒に
 行い、利用者ができることが増えるよう支援するサービスです。

実績・計画値（単位：人／月）

	第7期			第8期		
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実績・計画値	425	402	390	388	396	406

（参考：中長期の見通し）

	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
中長期見通し	443	476	463	459

●生活援助訪問型サービス（サービスA）

訪問介護員（ホームヘルパー）や市認定ヘルパーが、要支援者などの自宅を訪問して、掃
 除・洗濯などを行う、生活援助に特化したサービスです（身体介護は行いません）。

実績・計画値（単位：人／月）

	第7期			第8期		
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実績・計画値	0	2	2	4	8	13

（参考：中長期の見通し）

	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
中長期見通し	14	15	14	14

●住民主体による訪問型サービス（サービスB）

地域住民が、要支援者などの自宅を訪問して、掃除・洗濯などを行う、生活援助に特化したサービスです（身体介護は行いません）。

実績・計画値（単位：団体／年）

	第7期			第8期		
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実績・計画値	0	0	0	1	2	3

（参考：中長期の見通し）

	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
中長期見通し	3	3	5	5



<通所型サービス(第1号通所事業)>

●介護予防通所型サービス(従前相当サービス)

居宅の要支援者などが、デイサービスセンターに通って、入浴・食事などのサービスや、生活機能向上のための機能訓練を受けるサービスです。

実績・計画値(単位:人/月)

	第7期			第8期		
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実績・計画値	605	627	659	716	730	749

(参考:中長期の見通し)

	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
中長期見通し	818	877	853	846

●運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防ミニデイ型サービス(サービスA)

居宅の要支援者などが、緩和した人員基準によるデイサービスセンターに通って、運動やレクリエーション等を行うサービスです。

実績・計画値(単位:人/月)

	第7期			第8期		
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実績・計画値	4	8	10	15	23	31

(参考:中長期の見通し)

	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
中長期見通し	34	37	36	35

●住民主体による通所型サービス(サービスB)

要支援者などが、地域住民が運営する通いの場などに通って、体操や趣味活動を行うサービスです。

実績・計画値(単位:団体/年)

	第7期			第8期		
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実績・計画値	0	0	0	1	3	5

(参考:中長期の見通し)

	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
中長期見通し	5	5	5	5

●通所型短期集中予防サービス(サービスC)

要支援者などが、日常生活動作の改善を目的として介護サービス事業所に通って、運動器の機能訓練などを約3か月間(週1~2回程度)集中的に受けるサービスです。

実績・計画値(単位:人/年)

	第7期			第8期		
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実績・計画値	48	37	32	38	38	38

(参考:中長期の見通し)

	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
中長期見通し	38	38	38	38



●介護予防ケアマネジメント

高齢者相談センターの職員などが、要支援者などへのサービスが適切に提供されるようケアプランの作成を行います。

実績・計画値（単位：人／月）

	第7期			第8期		
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度 (見込)	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実績・計画値	629	623	564	718	739	767

(参考：中長期の見通し)

	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
中長期見通し	837	897	873	865

第2節 介護サービス提供量の実績と見込み

第7期計画では、本市の65歳以上人口を119,269人(3年間累計、以下同じ)と見込み、高齢化率は、22.9%(3年間平均、以下同じ)と推計していました。第7期計画期間の実績見込みでは、65歳以上人口は121,861人、高齢化率は23.3%です。

第8期計画では、65歳以上人口を125,195人、高齢化率を23.7%と見込んでいます。第7期計画値との比較では、65歳以上人口が5,926人、5.0%の増加となり、高齢化率も0.8ポイント増加し、今後も高齢化が進んでいくものと推計しています。

このような状況を踏まえ、また、施設サービスおよび地域密着型サービスの整備計画(P.56～58)を勘案し、サービス見込量を推計しました。

	総人口 (3年間累計) (人)	高齢者人口 (3年間累計) (人)	高齢化率 (3年間平均) (%)
第7期計画値	520,766	119,269	22.9
第7期実績見込み	523,120	121,861	23.3
第8期計画値	528,297	125,195	23.7



居宅サービス（その1）

			単 位	実 績			計 画		
				平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度 (見込)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
訪問介護	介護 給付	計画値	回/年	289,032	299,742	316,464	362,133	394,878	426,186
		実績値		300,332	311,544	328,427	-		
		達成率		%	103.9	103.9	103.8	-	
訪問入浴介護	介護 給付	計画値	回/年	5,346	5,707	6,311	6,594	7,126	7,754
		実績値		5,434	5,126	5,981	-		
		達成率		%	101.6	89.8	94.8	-	
	予防 給付	計画値	回/年	24	24	24	0	0	0
		実績値		0	11	0	-		
		達成率		%	0.0	45.8	0.0	-	
訪問看護	介護 給付	計画値	回/年	44,612	47,758	51,530	75,654	80,410	84,933
		実績値		53,008	62,033	70,536	-		
		達成率		%	118.8	129.9	136.9	-	
	予防 給付	計画値	回/年	4,648	5,275	5,946	8,435	8,871	9,069
		実績値		3,876	5,568	8,198	-		
		達成率		%	83.4	105.6	137.9	-	
訪問リハビリ テーション	介護 給付	計画値	回/年	5,588	5,634	5,687	6,624	7,048	7,358
		実績値		4,960	5,958	6,186	-		
		達成率		%	88.8	105.8	108.8	-	
	予防 給付	計画値	回/年	415	415	415	768	768	768
		実績値		482	675	768	-		
		達成率		%	116.1	162.7	185.1	-	
居宅療養管理 指導	介護 給付	計画値	人/年	11,736	12,972	14,424	16,176	17,304	18,384
		実績値		11,860	13,205	14,952	-		
		達成率		%	101.1	101.8	103.7	-	
	予防 給付	計画値	人/年	876	960	1,044	948	984	1,020
		実績値		740	805	912	-		
		達成率		%	84.5	83.9	87.4	-	
通所介護	介護 給付	計画値	回/年	119,622	122,983	126,838	131,164	139,133	146,750
		実績値		116,397	119,136	122,310	-		
		達成率		%	97.3	96.9	96.4	-	
通所リハビリ テーション	介護 給付	計画値	回/年	39,188	41,550	44,480	43,546	45,983	48,063
		実績値		38,355	39,275	41,015	-		
		達成率		%	97.9	94.5	92.2	-	
	予防 給付	計画値	人/年	2,136	2,340	2,532	2,376	2,484	2,556
		実績値		2,065	2,242	2,280	-		
		達成率		%	96.7	95.8	90.0	-	

居宅サービス（その2）

			単 位	実 績			計 画		
				平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度 (見込)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
短期入所生活 介護	介護 給付	計画値	日/年	50,444	51,776	54,478	60,736	64,828	68,918
		実績値		51,131	54,854	56,231	-		
		達成率	%	101.4	105.9	103.2	-		
	予防 給付	計画値	日/年	294	294	294	324	324	324
		実績値		319	210	260	-		
		達成率	%	108.5	71.4	88.4	-		
短期入所療養 介護	介護 給付	計画値	日/年	3,650	3,893	4,236	3,190	3,270	3,476
		実績値		3,314	2,826	2,923	-		
		達成率	%	90.8	72.6	69.0	-		
	予防 給付	計画値	日/年	48	48	48	0	0	0
		実績値		4	0	0	-		
		達成率	%	8.3	0.0	0.0	-		
福祉用具貸与	介護 給付	計画値	人/年	19,632	20,712	22,152	24,636	26,184	27,672
		実績値		20,150	21,514	22,980	-		
		達成率	%	102.6	103.9	103.7	-		
	予防 給付	計画値	人/年	5,160	6,132	7,176	5,448	5,664	5,868
		実績値		4,491	4,970	5,220	-		
		達成率	%	87.0	81.1	72.7	-		
特定福祉用具 購入費	介護 給付	計画値	千円/年	13,471	14,601	16,182	14,339	15,429	16,240
		実績値		13,320	12,309	12,496	-		
		達成率	%	98.9	84.3	77.2	-		
	予防 給付	計画値	千円/年	5,987	7,878	9,822	3,260	3,850	3,850
		実績値		3,060	3,127	3,065	-		
		達成率	%	51.1	39.7	31.2	-		
住宅改修費	介護 給付	計画値	千円/年	29,004	31,822	34,562	33,224	34,156	36,268
		実績値		28,692	29,711	25,896	-		
		達成率	%	98.9	93.4	74.9	-		
	予防 給付	計画値	千円/年	15,854	17,102	17,305	15,997	18,183	18,183
		実績値		14,727	15,646	15,061	-		
		達成率	%	92.9	91.5	87.0	-		
特定施設入居 者生活介護	介護 給付	計画値	人/月	343	378	419	484	528	612
		実績値		349	384	451	-		
		達成率	%	101.7	101.6	107.6	-		
	予防 給付	計画値	人/月	45	48	51	47	49	50
		実績値		42	46	45	-		
		達成率	%	93.3	95.8	88.2	-		
居宅介護支援	介護 給付	計画値	人/年	32,244	33,480	35,100	38,928	41,316	43,524
		実績値		33,096	35,562	36,432	-		
		達成率	%	102.6	106.2	103.8	-		
	予防 給付	計画値	人/年	10,572	10,992	11,412	7,656	7,992	8,268
		実績値		6,676	7,309	7,344	-		
		達成率	%	63.1	66.5	64.4	-		



地域密着型サービス

			単 位	実 績			計 画		
				平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度 (見込)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	介護 給付	計画値	人/年	48	216	420	216	348	468
		実績値		83	149	204	-		
		達成率	%	172.9	69.0	48.6	-		
夜間対応型 訪問介護	介護 給付	計画値	人/年	72	84	84	0	0	0
		実績値		1	0	0	-		
		達成率	%	1.4	0.0	0.0	-		
地域密着型 通所介護	介護 給付	計画値	回/年	67,070	70,609	75,286	80,154	84,831	89,118
		実績値		69,469	73,609	75,122	-		
		達成率	%	103.6	104.2	99.8	-		
認知症対応型 通所介護	介護 給付	計画値	回/年	9,089	9,406	10,254	16,050	17,099	17,924
		実績値		11,928	14,723	15,011	-		
		達成率	%	131.2	156.5	146.4	-		
	予防 給付	計画値	回/年	126	126	126	0	0	0
		実績値		0	0	0	-		
		達成率	%	0.0	0.0	0.0	-		
小規模多機能 型居宅介護	介護 給付	計画値	人/月	52	78	78	79	88	97
		実績値		32	43	71	-		
		達成率	%	61.5	55.1	91.0	-		
	予防 給付	計画値	人/月	6	9	9	3	3	4
		実績値		2	2	3	-		
		達成率	%	33.3	22.2	33.3	-		
認知症対応型 共同生活介護	介護 給付	計画値	人/月	144	179	179	152	170	188
		実績値		133	138	152	-		
		達成率	%	92.4	77.1	84.9	-		
	予防 給付	計画値	人/月	1	2	2	0	0	0
		実績値		1	0	0	-		
		達成率	%	100.0	0.0	0.0	-		
地域密着型 特定施設入居 者生活介護	介護 給付	計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
		実績値		0	0	0	-		
		達成率	%	-	-	-	-		
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	介護 給付	計画値	人/月	20	20	20	20	20	20
		実績値		20	20	20	-		
		達成率	%	100.0	100.0	100.0	-		
看護小規模 多機能型 居宅介護	介護 給付	計画値	人/月	0	29	29	0	6	12
		実績値		0	0	0	-		
		達成率	%	-	0.0	0.0	-		

施設サービス

			単 位	実 績			計 画		
				平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度 (見込)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人 ホーム)	介護 給付	計画値	人/月	640	650	660	602	708	725
		実績値		582	586	589	-		
		達成率		%	90.9	90.2	89.2	-	
介護老人保健 施設	介護 給付	計画値	人/月	289	299	309	267	270	272
		実績値		264	265	265	-		
		達成率		%	91.3	88.6	85.8	-	
介護医療院	介護 給付	計画値	人/月	7	15	23	21	24	27
		実績値		1	8	18	-		
		達成率		%	14.3	53.3	78.3	-	
介護療養型医 療施設	介護 給付	計画値	人/月	22	19	16	2	2	2
		実績値		14	4	2	-		
		達成率		%	63.6	21.1	12.5	-	



介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

		単 位	実 績			計 画		
			平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度 (見込)	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護予防訪問型サービス	計画値	人/月	-			388	396	406
	実績値		425	402	390	-		
生活援助訪問型サービス	計画値	人/月	-			4	8	13
	実績値		0	2	2	-		
住民主体による訪問型サービス	計画値	団体/年	-			1	2	3
	実績値		0	0	0	-		
介護予防通所型サービス	計画値	人/月	-			716	730	749
	実績値		605	627	659	-		
運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防ミニデイ型サービス	計画値	人/月	-			15	23	31
	実績値		4	8	10	-		
住民主体による通所型サービス	計画値	団体/年	-			1	3	5
	実績値		0	0	0	-		
通所型短期集中予防サービス	計画値	人/年	-			38	38	38
	実績値		48	37	32	-		
介護予防ケアマネジメント	計画値	人/月	-			718	739	767
	実績値		629	623	564	-		

第2章 総給付費などの見込み

第7期計画での総給付費 実績

第7期計画の介護サービス量の費用の大部分を占める総給付実績は、平成30(2018)年度 8,959,773千円、令和元(2019)年度 9,461,861千円となっています。

第8期計画での総給付費 見込額

第8期計画の総給付費見込額については、第8期計画期間における要介護認定者数や利用者数の伸び、サービス利用実績や、施設・在宅サービスの施策の方向性などを勘案して算出しています。

その他、第8期計画中の費用は次のとおり見込んでいます。

(単位：円)

項目	第8期計	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
標準給付費見込額	37,130,023,998	11,406,958,914	12,442,916,980	13,280,148,104
総給付費(在宅・居住系・施設の各サービス)	35,199,167,000	10,805,884,000	11,809,800,000	12,583,483,000
特定入所者介護サービス費等給付額	608,348,842	209,314,783	196,801,214	202,232,845
高額介護サービス費等給付額	1,172,183,147	342,020,008	386,209,879	443,953,260
高額医療合算介護サービス費等給付額	121,457,509	40,376,223	40,485,737	40,595,549
算定対象審査支払手数料	28,867,500	9,363,900	9,620,150	9,883,450
地域支援事業費見込額	2,061,199,603	670,855,000	689,682,098	700,662,505
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,225,286,282	394,387,000	408,512,790	422,386,492
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	615,020,321	203,027,000	207,668,308	204,325,013
包括的支援事業(社会保障充実分)	220,893,000	73,441,000	73,501,000	73,951,000
合計	39,191,223,601	12,077,813,914	13,132,599,078	13,980,810,609



(参考：中長期の見通し)

(単位：円)

項目	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
標準給付費見込額	14,261,731,680	16,210,581,593	18,335,487,312	21,390,348,726
総給付費（在宅・居住系・施設の各サービス）	13,409,629,000	14,724,211,000	15,572,106,000	15,946,656,000
特定入所者介護サービス費等給付額	213,884,346	248,248,025	292,006,838	348,280,761
高額介護サービス費等給付額	586,970,412	1,184,810,260	2,415,772,206	5,037,262,609
高額医療合算介護サービス費等給付額	40,816,072	41,372,658	41,936,868	42,508,806
算定対象審査支払手数料	10,431,850	11,939,650	13,665,400	15,640,550
地域支援事業費見込額	741,493,299	772,585,904	761,415,859	777,528,592
介護予防・日常生活支援総合事業費	461,091,192	489,871,065	477,227,787	475,411,322
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	204,745,107	207,507,839	208,531,072	226,910,270
包括的支援事業（社会保障充実分）	75,657,000	75,207,000	75,657,000	75,207,000
合計	15,003,224,979	16,983,167,497	19,096,903,171	22,167,877,318

介護保険の費用負担割合

		公費			保険料	
		国	千葉県	習志野市	第1号被保険者保険料	第2号被保険者保険料
介護保険給付費	居宅給付費	25% ※	12.5%	12.5%	23%	27%
	施設給付費	20% ※	17.5%	12.5%	23%	27%
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	25% ※	12.5%	12.5%	23%	27%
	包括的支援事業・任意事業費	38.5%	19.25%	19.25%	23%	—

※ 介護保険給付費および介護予防・日常生活支援総合事業費の国負担分のうち5%相当分は、市町村間の高齢者の所得などに応じて調整。

第3章 第1号被保険者の保険料推計

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間の標準給付費見込額および地域支援事業費見込額をもとに、第1号被保険者の保険料月額を推計しています。

本計画では、保険料の大幅な上昇を抑制するため、市の介護給付費準備基金 10億2千8百万円を繰り入れ、活用いたします。

本来、第8期計画における保険料基準額(月額)は、6,052円であったのに対し、介護給付費準備基金の繰り入れにより、671円の保険料の負担軽減が図られ、5,381円となります。

項目	推計結果
1. 標準給付費見込額	37,130,023,998 円
2. 地域支援事業費見込額	2,061,199,603 円
3. 第1号被保険者負担分および調整交付金合計相当額	10,931,746,942 円
4. 調整交付金見込額	1,562,163,000 円
5. 財政安定化基金拠出金見込額	0 円
6. 介護給付費準備基金取崩額	1,028,000,000 円
7. 財政安定化基金取崩による交付額	0 円
8. 保険者機能強化推進交付金などの交付見込額	136,356,000 円
9. 保険料収納必要額	8,244,953,942 円
10. 予定保険料収納率	98.0%
11. 保険料賦課総額	8,413,218,308 円
12. 所得段階別加入割合補正後被保険者数	130,285 人

$$\diamond \text{保険料基準額(年額)} = \text{保険料賦課総額} \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数} \\ \div 64,570 \text{ 円}$$

$$\diamond \text{保険料基準額(月額)} = 64,570 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \div 5,381 \text{ 円}$$



令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の保険料の所得段階と保険料額は、次のとおりです。

所得段階	対象者		基準額に対する割合	保険料額(年間)
第1段階	本人が市町村民税非課税	(1)生活保護受給者	×0.47	30,350円
		(2)老齢福祉年金受給者 (3)本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下		
第2段階	本人が市町村民税非課税	本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	×0.65	41,970円
第3段階		本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超	×0.72	46,490円
第4段階		世帯員に市町村民税非課税	本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下	×0.90
第5段階	世帯員に市町村民税課税者がいる	本人の前年の公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超	基準額	64,570円
第6段階	本人が市町村民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	×1.10	71,030円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	×1.30	83,940円
第8段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	×1.50	96,860円
第9段階		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	×1.65	106,540円
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	×1.80	116,230円
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	×1.90	122,680円
第12段階		前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満	×2.00	129,140円
第13段階		前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満	×2.15	138,830円
第14段階		前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	×2.30	148,510円
第15段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	×2.45	158,200円
第16段階	前年の合計所得金額が1,500万円以上	×2.50	161,430円	

○公的年金などの収入金額…国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など課税対象となる年金の収入金額の合計額をいう(障害年金、遺族年金などは含まない)。

○合計所得金額…年金、給与などの全所得の合計額(給与所得または年金所得が含まれている場合は、給与所得および年金所得の合計額から10万円を差し引いた後の額)で、所得控除を差し引く前の額をいう。繰越控除を受けている場合は、その適用前の額をいう。さらに、土地建物などの譲渡所得があった場合は、特別控除額を差し引いた後の額となる。

○その他の合計所得金額…合計所得金額から公的年金などに係る雑所得を差し引いた額をいう。

第4編 資料編





◇ 習志野市介護保険条例（抜粋）

（運営協議会）

第16条 市は、介護保険の健全かつ円滑な運営を図るとともに、介護保険制度を総合的に推進するため、習志野市介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会は、介護保険事業の運営に関する事項のほか、介護保険事業に係る高齢者保健福祉施策に関する事項について調査審議する。

3 運営協議会は、介護保険事業の運営に関し必要があると認めるときは、市長に対し建議することができる。

4 運営協議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 保健及び医療関係者

(3) 福祉関係者

(4) 介護保険被保険者

(5) 事業者

(6) その他市長が必要と認めた者

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

◇ 習志野市介護保険条例施行規則（抜粋）

第8章 介護保険運営協議会

（会長及び副会長）

第55条 条例第16条に規定する習志野市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）に会長及び副会長を各1名置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）

第56条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 運営協議会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

4 会長は、必要があると認めるときは会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（運営協議会の所掌事務）

第56条の2 条例第16条第2項に規定する運営協議会の調査審議に関する事項は、次に掲げるものとする。

（1）習志野市介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に関すること。

（2）事業計画の実施における評価に関すること。

（3）地域包括支援センターの設置及び運営等に関すること。

（4）地域密着型サービスに関すること。

（5）介護保険事業に係る習志野市高齢者保健福祉計画に関すること。

（6）その他介護保険事業運営及び高齢者福祉施策の円滑な実施に関すること。

（庶務）

第57条 運営協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

（会長への委任）

第58条 この章に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。



◇ 介護保険運営協議会

習志野市介護保険運営協議会委員

(令和3(2021)年 3月時点)

氏名	役職など	備考
本多敏明	淑徳大学准教授	学識経験者
飯野理恵	千葉大学講師	
井幡紀子	習志野市医師会	保健及び医療関係者
○栗原弘章	習志野市歯科医師会会長	
◎櫛方絢子	習志野市薬剤師会会長	
松崎弘子	習志野市健康づくり推進員	
石原徳子	習志野健康福祉センター副センター長	
田所喜美子	習志野市社会福祉協議会副会長	福祉関係者
岡 久郎	習志野市民生委員児童委員協議会副会長	
矢作郁江	習志野市高齢者相談員協議会会長	
皆川良治	習志野市介護相談員	
羽生昌弘	習志野商工会議所	介護保険被保険者
越智 桂	習志野市あじさいクラブ連合会会長	
桑原経子	社会福祉法人慶美会 理事長	介護サービス事業者

◎は会長、○は副会長

敬称略、順不同

◇ 日常生活圏域別の状況

①面積・人口

(令和2(2020)年9月末時点)

圏域名	面積	年齢構成 (単位:人)					
		総人口 (合計比)	40歳未満 (圏域内の比)	40歳以上 65歳未満 (圏域内の比)	65歳以上 (圏域内の比)	うち 75歳未満	うち 75歳以上
谷津圏域 (谷津、谷津町、奏の杜)	2.247km ²	38,501 (22.0%)	17,999 (46.7%)	13,171 (34.2%)	7,331 (19.0%)	3,810 (9.9%)	3,521 (9.1%)
秋津圏域 (袖ヶ浦、秋津、 香澄、茜浜、芝園)	6.152km ²	24,116 (13.8%)	7,830 (32.5%)	8,157 (33.8%)	8,129 (33.7%)	3,689 (15.3%)	4,440 (18.4%)
津田沼・鷺沼圏域 (津田沼、鷺沼、藤崎、 鷺沼台)	4.932km ²	46,694 (26.6%)	21,079 (45.1%)	16,154 (34.6%)	9,461 (20.3%)	4,492 (9.6%)	4,969 (10.6%)
屋敷圏域 (花咲、屋敷、泉町、 大久保、本大久保)	2.939km ²	32,946 (18.8%)	13,318 (40.4%)	11,820 (35.9%)	7,808 (23.7%)	3,592 (10.9%)	4,216 (12.8%)
東習志野圏域 (実籾、新栄、 東習志野、実籾本郷)	4.544km ²	33,001 (18.8%)	13,146 (39.8%)	11,780 (35.7%)	8,075 (24.5%)	3,927 (11.9%)	4,148 (12.6%)
合計	20.97km ²	175,258 (100.0%)	73,372 (41.9%)	61,082 (34.9%)	40,804 (23.3%)	19,510 (11.1%)	21,294 (12.2%)

※面積は平成31(2019)年4月1日時点(合計は不詳を含む)

②要介護・要支援認定者

(令和2(2020)年9月末時点)

圏域名	認定区分							合計
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
谷津圏域 (谷津、谷津町、奏の杜)	215	89	313	159	160	140	78	1,154
秋津圏域 (袖ヶ浦、秋津、香澄、茜浜、芝園)	266	112	368	157	143	113	95	1,254
津田沼・鷺沼圏域 (津田沼、鷺沼、藤崎、鷺沼台)	328	151	434	212	215	199	121	1,660
屋敷圏域 (花咲、屋敷、泉町、大久保、本大久保)	214	222	388	231	163	139	119	1,476
東習志野圏域 (実籾、新栄、東習志野、実籾本郷)	225	144	377	222	190	172	118	1,448
習志野市内計	1,248	718	1,880	981	871	763	531	6,992
習志野市外計	22	16	56	41	38	44	34	251
市内+市外 合計	1,270	734	1,936	1,022	909	807	565	7,243



③サービスの拠点・利用定員数など

(令和2(2020)年9月末時点)

施設種類		圏域名	谷津圏域 (谷津、谷津町、 奏の杜)	秋津圏域 (袖ヶ浦、秋津、 香澄、茜浜、 芝園)	津田沼・ 鷺沼圏域 (津田沼、鷺沼、 藤崎、鷺沼台)	屋敷圏域 (花咲、屋敷、 泉町、大久保、 本大久保)	東習志野 圏域 (実籾、新栄、 東習志野、 実籾本郷)	合 計
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)※	拠点数		2	2	—	1	2	7
	利用 定員		190	200	—	150	180	720
介護老人保健施設	拠点数		—	1	—	1	—	2
	利用 定員		—	200	—	29	—	229
軽費老人ホーム (ケアハウス)	拠点数		—	1	—	1	1	3
	利用 定員		—	50	—	30	50	130
養護老人ホーム	拠点数		—	—	1	—	—	1
	利用 定員		—	—	50	—	—	50
特定施設入所者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	拠点数		2	—	1	1	2	6
	利用 定員		139	—	48	51	160	398
認知症グループホーム (認知症対応型共同生活 介護)	拠点数		3	2	2	1	3	11
	利用 定員		45	18	36	9	44	152
小規模多機能型居宅 介護	拠点数		1	—	1	—	1	3
	利用 定員		29	—	29	—	29	87
ショートステイ (短期入所生活介護)※	拠点数		2	2	1	1	3	9
	利用 定員		30	50	4	20	50	154
サービス付き高齢者 向け住宅	拠点数		1	—	2	—	—	3
	戸数		29	—	87	—	—	116
住宅型有料老人ホーム	拠点数		—	—	1	1	1	3
	利用 定員		—	—	23	28	34	85
シルバーハウジング	拠点数		—	—	—	—	1	1
	戸数		—	—	—	—	50	50

※令和3(2021)年度開設予定を含む

◇ 第1号被保険者の保険料推計（計算経過）

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年の標準給付費見込額から第1号被保険者の保険料月額を推計しています。

推計には、習志野市における後期高齢者加入割合補正係数、所得段階別加入割合補正係数、予定保険料収納率を別途計算し、計算過程に用いています。

（数値は端数処理を行っているため、算式と合わない場合があります。）

<標準給付費見込額>

（単位：円）

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	合計
居宅サービス費	5,462,484,000	5,873,083,000	6,367,790,000	17,703,357,000
施設サービス費	3,060,712,000	3,437,405,000	3,515,352,000	10,013,469,000
地域密着型サービス費	1,582,109,000	1,754,362,000	1,916,339,000	5,252,810,000
居宅介護支援費	633,759,000	673,332,000	709,461,000	2,016,552,000
特定福祉用具販売費	17,599,000	19,279,000	20,090,000	56,968,000
住宅改修費	49,221,000	52,339,000	54,451,000	156,011,000
特定入所者サービス費	209,314,783	196,801,214	202,232,845	608,348,842
高額介護サービス費	382,396,231	426,695,616	484,548,809	1,293,640,656
算定対象審査支払手数料	9,363,900	9,620,150	9,883,450	28,867,500
標準給付費見込額	11,406,958,914	12,442,916,980	13,280,148,104	37,130,023,998

<地域支援事業費>

（単位：円）

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	394,387,000	408,512,790	422,386,492	1,225,286,282
包括的支援事業および任意事業費	276,468,000	281,169,308	278,276,013	835,913,321
地域支援事業費	670,855,000	689,682,098	700,662,505	2,061,199,603
標準給付費見込額に対する割合	5.9%	5.5%	5.3%	5.6%

<第1号被保険者負担分相当額>

[第1号被保険者負担分相当額]

$$= ([標準給付費見込額] + [地域支援事業費]) \times [第1号被保険者負担割合]$$

$$= (37,130,023,998 + 2,061,199,603) \times 0.23 = 9,013,981,428 \text{ (円)}$$

<調整交付金合計相当額>

[調整交付金合計相当額]

$$= [令和3(2021)年度標準給付費見込額 + 令和3(2021)年度介護予防・日常生活支援総合事業費] \times 0.05$$

$$+ [令和4(2022)年度標準給付費見込額 + 令和4(2022)年度介護予防・日常生活支援総合事業費] \times 0.05$$

$$+ [令和5(2023)年度標準給付費見込額 + 令和5(2023)年度介護予防・日常生活支援総合事業費] \times 0.05$$

$$= (11,406,958,914 + 394,387,000) \times 0.05$$

$$+ (12,442,916,980 + 408,512,790) \times 0.05$$

$$+ (13,280,148,104 + 422,386,492) \times 0.05$$

$$= 1,917,765,514 \text{ (円)}$$



<後期高齢者加入割合補正係数>

	高齢者 合計	前期 高齢者 数	割合	後期 高齢者 数		割合	85歳 以上		割合
				75- 84歳	割合		割合	割合	
令和3 (2021)年度	41,485人	19,219人	46.33%	22,266人	15,489人	37.34%	6,777人	16.34%	53.67%
令和4 (2022)年度	41,694人	18,245人	43.76%	23,449人	16,164人	38.77%	7,285人	17.47%	56.24%
令和5 (2023)年度	42,016人	17,601人	41.89%	24,415人	16,804人	39.99%	7,611人	18.11%	58.11%
平均 前・後期 高齢者加入割合			43.98%						56.02%

※ 令和3(2021)年度より、調整交付金における後期高齢者加入割合補正係数の計算にあたって、現行の要介護認定率により重み付けを行う方法から、介護給付費により重み付けを行う方法に見直すこととなります。

それに伴い、調整交付金の割合に一定の影響があるため、第8期計画期間(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)においては、以下のとおり激変緩和措置が講じられます。

① 要介護認定率により重み付けを行う後期高齢者加入割合補正係数

$$\begin{aligned}
 & [全国平均前期高齢者割合] \times [全国平均前期高齢者要介護等発生率] \\
 & + [全国平均 75\sim 84 歳後期高齢者割合] \times [全国平均 75\sim 84 歳後期高齢者要介護等発生率] \\
 & + [全国平均 85 歳以上後期高齢者割合] \times [全国平均 85 歳以上後期高齢者要介護等発生率] \\
 = & \frac{[習志野市前期高齢者割合] \times [全国平均前期高齢者要介護等発生率] \\
 & + [習志野市 75\sim 84 歳後期高齢者割合] \times [全国平均 75\sim 84 歳後期高齢者要介護等発生率] \\
 & + [習志野市 85 歳以上後期高齢者割合] \times [全国平均 85 歳以上後期高齢者要介護等発生率]}{
 \end{aligned}$$

令和3(2021)年度

$$\begin{aligned}
 & 0.4786 \times 0.0428 + 0.3478 \times 0.1883 + 0.1735 \times 0.5897 \\
 = & \frac{0.4633 \times 0.0428 + 0.3734 \times 0.1883 + 0.1634 \times 0.5897}{0.4633 \times 0.0428 + 0.3734 \times 0.1883 + 0.1634 \times 0.5897} \div 1.0096
 \end{aligned}$$

令和4(2022)年度

$$\begin{aligned}
 & 0.4625 \times 0.0430 + 0.3589 \times 0.1878 + 0.1786 \times 0.5904 \\
 = & \frac{0.4376 \times 0.0430 + 0.3877 \times 0.1878 + 0.1747 \times 0.5904}{0.4376 \times 0.0430 + 0.3877 \times 0.1878 + 0.1747 \times 0.5904} \div 0.9895
 \end{aligned}$$

令和5(2023)年度

$$\begin{aligned}
 & 0.4444 \times 0.0430 + 0.3726 \times 0.1868 + 0.1830 \times 0.5921 \\
 = & \frac{0.4189 \times 0.0430 + 0.3999 \times 0.1868 + 0.1811 \times 0.5921}{0.4189 \times 0.0430 + 0.3999 \times 0.1868 + 0.1811 \times 0.5921} \div 0.9856
 \end{aligned}$$

② 介護給付費により重み付けを行う後期高齢者加入割合補正係数

$$\begin{aligned}
 & \text{[全国平均前期高齢者割合]} \times \text{[全国平均前期高齢者一人当たり給付費]} \\
 & + \text{[全国平均 75~84 歳後期高齢者割合]} \times \text{[全国平均 75~84 歳後期高齢者一人当たり給付費]} \\
 & + \text{[全国平均 85 歳以上後期高齢者割合]} \times \text{[全国平均 85 歳以上後期高齢者一人当たり給付費]}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 = & \frac{\text{[習志野市前期高齢者割合]} \times \text{[全国平均前期高齢者一人当たり給付費]} \\
 & + \text{[習志野市 75~84 歳後期高齢者割合]} \times \text{[全国平均 75~84 歳後期高齢者一人当たり給付費]} \\
 & + \text{[習志野市 85 歳以上後期高齢者割合]} \times \text{[全国平均 85 歳以上後期高齢者一人当たり給付費]}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{令和3(2021)年度}} \\
 & \frac{0.4786 \times 3,979 + 0.3478 \times 18,287 + 0.1735 \times 81,065}{0.4633 \times 3,979 + 0.3734 \times 18,287 + 0.1634 \times 81,065} \div 1.0188
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{令和4(2022)年度}} \\
 & \frac{0.4625 \times 3,979 + 0.3589 \times 18,287 + 0.1786 \times 81,065}{0.4376 \times 3,979 + 0.3877 \times 18,287 + 0.1747 \times 81,065} \div 0.9952
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{令和5(2023)年度}} \\
 & \frac{0.4444 \times 3,979 + 0.3726 \times 18,287 + 0.1830 \times 81,065}{0.4189 \times 3,979 + 0.3999 \times 18,287 + 0.1811 \times 81,065} \div 0.9897
 \end{aligned}$$

③ 第8期計画における後期高齢者加入割合補正係数（3年間の激変緩和措置）

$$\begin{aligned}
 & \text{① [要介護認定率により重み付けを行う後期高齢者加入割合補正係数]} \\
 & + \text{② [介護給付費により重み付けを行う後期高齢者加入割合補正係数]}
 \end{aligned}$$

$$= \frac{\quad}{2}$$

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{令和3(2021)年度}} \\
 & \frac{1.0096 + 1.0188}{2} \div 1.0142
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{令和4(2022)年度}} \\
 & \frac{0.9895 + 0.9952}{2} \div 0.9924
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{令和5(2023)年度}} \\
 & \frac{0.9856 + 0.9897}{2} \div 0.9877
 \end{aligned}$$



<所得段階別加入割合>

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
第1段階	15.5%	15.5%	15.5%
第2段階	6.7%	6.7%	6.7%
第3段階	6.5%	6.5%	6.5%
第4段階	14.0%	14.0%	14.0%
第5段階	13.3%	13.3%	13.3%
第6段階	11.3%	11.3%	11.3%
第7段階	15.7%	15.7%	15.7%
第8段階	8.1%	8.1%	8.1%
第9段階	8.9%	8.9%	8.9%

(注) 所得段階別加入割合補正係数の算定に用いる所得段階の内訳は以下のとおりである。

- 第1段階：生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税、市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の者
- 第2段階：市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の者
- 第3段階：市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超の者
- 第4段階：市町村民税本人非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の者
- 第5段階：市町村民税本人非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超の者
- 第6段階：市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者
- 第7段階：市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の者
- 第8段階：市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の者
- 第9段階：市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の者

<所得段階別加入割合補正係数>

[所得段階別加入割合補正係数]

$$\begin{aligned}
 &= 1 - \{ 0.5 \times ([\text{第1段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第1段階被保険者割合}]) \\
 &\quad + 0.25 \times ([\text{第2段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第2段階被保険者割合}]) \\
 &\quad + 0.25 \times ([\text{第3段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第3段階被保険者割合}]) \\
 &\quad + 0.1 \times ([\text{第4段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第4段階被保険者割合}]) \\
 &\quad - 0.2 \times ([\text{第6段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第6段階被保険者割合}]) \\
 &\quad - 0.3 \times ([\text{第7段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第7段階被保険者割合}]) \\
 &\quad - 0.5 \times ([\text{第8段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第8段階被保険者割合}]) \\
 &\quad - 0.7 \times ([\text{第9段階被保険者割合}] - [\text{全国平均第9段階被保険者割合}]) \} \\
 &= 1 - \{ 0.5 \times (0.155 - 0.1771) + 0.25 \times (0.067 - 0.0858) \\
 &\quad + 0.25 \times (0.065 - 0.0785) + 0.1 \times (0.14 - 0.1218) \\
 &\quad - 0.2 \times (0.113 - 0.1423) - 0.3 \times (0.157 - 0.1366) \\
 &\quad - 0.5 \times (0.081 - 0.0599) - 0.7 \times (0.089 - 0.0613) \} \\
 &\doteq 1.0475
 \end{aligned}$$

<調整交付金見込額>

[調整交付金見込割合]

$$= ([第1号被保険者負担割合] + [全国平均調整交付金交付割合]) \\ - [第1号被保険者負担割合] \times [後期高齢者加入割合補正係数] \\ \times [所得段階別加入割合補正係数]$$

令和3(2021)年度

$$= (0.23 + 0.05) - 0.23 \times 1.0142 \times 1.0475 \doteq 0.0357$$

令和4(2022)年度

$$= (0.23 + 0.05) - 0.23 \times 0.9924 \times 1.0475 \doteq 0.0409$$

令和5(2023)年度

$$= (0.23 + 0.05) - 0.23 \times 0.9877 \times 1.0475 \doteq 0.0420$$

[調整交付金見込額]

$$= ([令和3(2021)年度標準給付費見込額] + [令和3(2021)年度介護予防・日常生活支援総合事業費]) \\ \times [令和3(2021)年度調整交付金見込割合] \\ + ([令和4(2022)年度標準給付費見込額] + [令和4(2022)年度介護予防・日常生活支援総合事業費]) \\ \times [令和4(2022)年度調整交付金見込割合] \\ + ([令和5(2023)年度標準給付費見込額] + [令和5(2023)年度介護予防・日常生活支援総合事業費]) \\ \times [令和5(2023)年度調整交付金見込割合]$$

$$= (11,406,958,914 + 394,387,000) \times 0.0357 \\ + (12,442,916,980 + 408,512,790) \times 0.0409 \\ + (13,280,148,104 + 422,386,492) \times 0.0420 \\ \doteq 1,522,437,000 \text{ (円)}$$

<財政安定化基金拠出金見込額>

千葉県では拠出率を0%とするため、財政安定化基金拠出金見込額は発生しない。

<介護給付費準備基金取崩額>

$$[介護給付費準備基金取崩額] = 1,028,000,000 \text{ (円)}$$

<保険者機能強化推進交付金などの交付見込額>

[保険者機能強化推進交付金などの交付見込額]

$$= [令和3(2021)年度保険者機能強化推進交付金見込額] \times [3年間] \\ + [令和3(2021)年度努力支援交付金見込額] \times [3年間] \\ = 22,016,000 \times 3 + 23,436,000 \times 3 \\ = 136,356,000 \text{ (円)}$$



<保険料収納必要額>

[保険料収納必要額]

$$\begin{aligned}
 &= [\text{第1号被保険者負担分相当額}] + [\text{調整交付金合計相当額}] \\
 &\quad - [\text{調整交付金見込額}] + [\text{財政安定化基金拠出金見込額}] \\
 &\quad - [\text{介護給付費準備基金取崩額}] \\
 &\quad - [\text{保険者機能強化推進交付金などの交付見込額}]
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &= 9,013,981,428 + 1,917,765,514 \\
 &\quad - 1,522,437,000 + 0 \\
 &\quad - 1,028,000,000 \\
 &\quad - 136,356,000 \\
 &= 8,244,953,942 \text{ (円)}
 \end{aligned}$$

<予定保険料収納率>

$$[\text{予定保険料収納率}] = 0.98$$

<所得段階別加入割合補正後被保険者数>

(単位：人)

所得段階	被保険者見込み数			基準額に対する割合
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
1	6,447	6,479	6,529	0.47 %
2	2,763	2,777	2,798	0.65 %
3	2,705	2,719	2,739	0.72 %
4	5,825	5,854	5,899	0.9 %
5	5,509	5,537	5,580	1.0 %
6	4,696	4,720	4,756	1.1 %
7	6,509	6,542	6,593	1.3 %
8	3,352	3,369	3,395	1.5 %
9	1,522	1,530	1,542	1.65 %
10	709	713	718	1.8 %
11	365	367	370	1.9 %
12	207	208	210	2.0 %
13	133	133	134	2.15 %
14	178	179	181	2.3 %
15	237	238	240	2.45 %
16	328	329	332	2.5 %
合計	41,485	41,969	42,016	—
補正後 被保険者数	43,171	43,388	43,726	—

(注) 所得段階の内訳は以下のとおりである。

- 第1段階 : 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税、市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の者
- 第2段階 : 市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の者
- 第3段階 : 市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超の者
- 第4段階 : 市町村民税本人非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の者
- 第5段階 : 市町村民税本人非課税で、公的年金などの収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超の者
- 第6段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者
- 第7段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の者
- 第8段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の者
- 第9段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の者
- 第10段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の者
- 第11段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の者
- 第12段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の者
- 第13段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の者
- 第14段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者
- 第15段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者
- 第16段階 : 市町村民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の者

<保険料基準額>

$$\begin{aligned} [\text{保険料基準額}] &= [\text{保険料収納必要額}] \div [\text{予定保険料収納率}] \\ &\div ([\text{令和3(2021)年度所得段階別加入割合補正後被保険者数}] \\ &+ [\text{令和4(2022)年度所得段階別加入割合補正後被保険者数}] \\ &+ [\text{令和5(2023)年度所得段階別加入割合補正後被保険者数}]) \\ &= 8,244,953,942 \div 0.98 \div (43,171 + 43,388 + 43,726) \\ &\div 64,570 \text{ (年額:円)} \\ &\div 5,381 \text{ (月額:円)} \end{aligned}$$



◇ 用語集

■あ 行

IADL	「Instrumental Activities of Daily Living」の略で、「手段的日常生活動作」という意味になります。電話の使い方、買い物、家事、移動や外出、金銭管理など、高次の生活機能の水準を測定するもので、在宅生活の可能性を検討する場合に重要な指標になるとされています。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのことです。パソコン、スマートフォン等、さまざまな形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術の総称です。
アセスメント	ケアマネジメントに先立って行われる第一段階における「評価」「査定」のことを指します。ケアプランの作成の際に、今後のケアに必要な見通しや方針をたてるために行われ、介護サービス利用者が何を求めているのか正しく知り、残っている能力や、すでに実施されているサービス、生活環境などを把握、生活全般の課題を抽出して今後どのような介護サービスが必要か整理するものです。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国が公表した行動指針を指します。「買い物」「娯楽・スポーツ等」「食事」「公共交通機関の利用」「冠婚葬祭や親族行事」について、実践例が示されています。
一般介護予防事業	介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられ、第1号被保険者のすべての人とその支援のための活動にかかわる人を対象として実施するものです。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業の5つの事業があります。
一般高齢者	65歳以上の高齢者で、要支援・要介護の認定を受けていない人を指します。
医療ソーシャルワーカー	保健医療分野におけるソーシャルワーカー（社会福祉士）であり、主に病院において「疾病を有する患者などが、地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう、社会福祉の立場から、患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進を図る」専門職を指します。
インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援を指します。家族、友人、ボランティア、NPO法人（特定非営利活動法人）等の制度に基づかない援助などを言います。
運動器	身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称です。筋肉、腱、靭帯、骨、関節などの身体運動に関わるいろいろな組織・器官によって構成され、その総称として「運動器」と言います。
NPO	「Non-profit Organization」の略で、民間の非営利組織を指します。福祉やまちづくり、環境の保全、国際協力などのさまざまな社会貢献活動を行っている団体が含まれます。「NPO法人（特定非営利活動法人）」は、そうした市民活動団体のうち、「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を言います。

■か 行

介護給付適正化システム	不適切なサービスの解消および不正の根絶のために、通常の介護給付費審査で検出困難な不適切もしくは不正な事業所や利用者を発見し、介護給付の適正化に活用するためのシステムです。
介護保険運営協議会	市町村が設置・運営する審議機関で、介護保険事業の実施、「介護保険事業計画」の策定などの必要事項について協議を行います。一般的な構成員は、被保険者、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護サービス事業者などです。

介護保険法	平成9(1997)年に制定され、同12(2000)年4月1日より施行された法律で、社会保険方式により、介護が必要になった人に要介護などの認定の上、介護サービスの給付を行うことで介護する家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える仕組みとして誕生した「介護保険制度」について、介護報酬や事業者指定に関すること等も含めて定めたものです。「介護保険」は、市町村が保険者となって運営する公的保険です。
介護予防	家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者などに対し、自立支援に向けた通所などによる各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、要介護状態の予防を行うことです。 介護保険制度の中では、介護保険本体の介護予防給付と、市町村の「地域支援事業」として実施される介護予防・日常生活支援総合事業に整理されます。
介護予防・日常生活支援総合事業	平成26(2014)年の介護保険法改正により、市町村の実施する「地域支援事業」に新たに位置づけられた事業です。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制を推進し、要支援者や事業対象者、一般高齢者に対する効果的かつ効率的な支援を目指す事業です。「総合事業」と通称されます。本市では、平成27(2015)年度から開始しています。
居宅介護支援事業所	介護保険による居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況・本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容などの計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者と連絡調整などを行う事業所のことです。
緊急情報メール	災害情報や竜巻情報などの気象情報、犯罪・防犯に関する情報など、9つのカテゴリの中から必要な項目を選択し、携帯電話(スマートフォン)やパソコン等に緊急情報をリアルタイムに配信するものです。緊急情報サービス「ならしの」と言います。
ケアマネジャー(介護支援専門員)	要介護者または要支援者からの相談に応じ、要介護者または要支援者がその心身の状況に応じて適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるようケアプランの作成や、市町村、居宅サービス事業者や介護保険施設などとの連絡調整を行う人を言います。
KDBシステム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健康診査・特定保健指導」、「医療(後期高齢者医療を含む)」、「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的とした構築されたシステムを言います。地域の現状把握や健康課題を明確にすることが容易となります。
軽費老人ホーム(ケアハウス)	身体機能が低下し、自立して生活することに不安がある高齢者が、無料または低額な料金で入所する施設です。介護保険の「特定施設入居者生活介護」に指定された場合は、当該施設で行われる日常生活などのサービスも介護サービスとして扱われます。
現役世代	主に20歳から60歳までの保険料を納めて公的年金制度を支えている世代を指します。
健康寿命	日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間を指します。
後期高齢者医療	平成20(2008)年4月から開始された新しい医療保険制度で、75歳以上の「後期高齢者」を対象とします(一定の障がいがある場合は65歳以上が対象)。それまでの老人保健法による医療に代わるもので、医療制度改革の一環として創設され、各都道府県内のすべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営主体になります。
高齢化率	総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合のことで、一般にこの割合が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれます。
高齢者等実態調査	本計画の策定に先立ち、基礎資料を収集する目的として、要介護・要支援認定者や認定を受けていない一般高齢者、介護保険施設利用者、一般若年者、サービス提供事業者を対象に実施したアンケート調査です。国が実施するよう求めている「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査項目を含めて実施しています。



高齢者向け優良賃貸住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づいて建築された高齢者向けの賃貸住宅を指し、「高優賃」と通称されますが、平成23(2011)年10月に制度が廃止され、後継として「サービス付き高齢者向け住宅」の登録が開始されました。
国保連合会	国民健康保険団体連合会の通称であり、国民健康保険法に基づき、会員である保険者(市町村および国保組合)が共同して、国民健康保険事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的にして設立された公的法人です。国民健康保険の持つ地域医療保険としての特性を活かすために各都道府県に1団体、設立されています。

■さ 行

サービス付き高齢者向け住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により創設された、介護・医療と連携して高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造を有する住宅のことです。
在宅介護実態調査	本計画の策定に先立ち、基礎資料を収集する目的として、在宅で要支援・要介護認定を受けていて、認定更新、認定区分変更の申請を行い、市認定調査員による介護認定状況調査を行った人を対象に実施した調査です。「高齢者などの適切な在宅生活の継続」と「家族など介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的としています。
指定管理者	地方自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設(公の施設)を、民間事業者・団体などを指定して管理運営させる制度を「指定管理者制度」と言い、指定された事業者・団体などを「指定管理者」と言います。
指定事業者	市町村が介護保険法に基づき、事業所ごとに指定する地域密着型サービス事業者および居宅介護支援事業者です。
市民カレッジ	市民のまちづくりに対する意識を醸成し、生涯を通じて地域で活動できる礎および仲間を作ることを目的として設置しているカレッジを指します。座学だけでなく体験型授業、各分野の専門家による講義、人前で発表する能力と経験が身につく、知的関心の高い仲間づくり等の特徴があります。
市民後見人	社会貢献への意欲が高い一般市民の人で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人の中から、家庭裁判所により成年後見人などとして選任された人のことを言います。
社会福祉協議会	社会福祉法により設置される、社会福祉活動の推進を目的とした非営利の民間組織(社会福祉法人)で、一般に「社協」と呼ばれています。全国社協、都道府県社協、市区町村社協があり、各種の福祉サービスや相談援助サービスといった地域に密着した活動により地域福祉の向上に取り組んでいます。 習志野市社会福祉協議会では『習志野市ボランティア・市民活動センター』を設置しており、習志野市のボランティア活動の拠点として、ボランティアの育成・登録・紹介などを行っています。
社会福祉法人	社会福祉法に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人です。公益性が高い法人のため、設立要件が厳しくされています。税制上の優遇措置がとられる一方で、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められています。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したものです。
縦覧点検	過去に介護給付費を支払った請求について、複数月の請求における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行うものです。
シルバー人材センター	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、市区町村ごとに設置されている営利を目的としない公益法人です。健康で働く意欲のある高齢者の方々が会員となり、地域の公共団体や民間企業、家庭などから仕事を引き受け、働くことを通して社会に参加することを目的としています。

シルバーハウジング	高齢者の生活特性に配慮した設備を備え、ライフサポートアドバイザー（LSA:生活援助員）を配置して、福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住宅です。
人口推計結果報告書	令和2（2020）年度からの習志野市後期基本計画策定に向けた基礎資料として、令和2（2020）年度から令和31（2049）年度までの30年間の人口推計をまとめたものです。
水防法・土砂災害防止法	水防法は、洪水または高潮に際し、水災を警戒、防御し、およびこれに因る被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として制定された法律です。 土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策を推進するものとして制定された法律です。
スポーツ推進委員	スポーツ基本法に基づき、本市教育委員会より委嘱された人を指します。市全体の立場に立って、「する・みる・支える 習志野のスポーツ」を推進しています。市民スポーツ指導員でもあります。
生活支援コーディネーター	介護予防・生活支援の基盤整備に向けて、地域の社会資源発掘やネットワーク構築を実施し、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングして、生活支援サービスが必要な人に適切なサービスを提供するコーディネーターのことを指します。市町村全域を対象とした「第1層」と、日常生活圏域を対象とした「第2層」それぞれに配置されます。
生活支援サービス	配食サービス、外出の付き添い、住民ボランティアが行う見守り等、高齢者が日常生活を営むために必要なサービスであって、介護保険適用外のサービスを指します。
生活習慣病	食事・運動・休養・喫煙・飲酒・ストレス等の生活習慣が、その発症や進行に関与する病気のことを指します。糖尿病、脂質異常症、高血圧、がん、脳卒中、心臓病など
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を家庭裁判所が選任した成年後見人などが、本人を代理して契約を行い、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度です。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申し立てを行うこととなります。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申し立て権が付与されています。
総合型地域スポーツクラブ	市と市民とが協働で立ち上げ、地域の人の手で自主的に運営されている、「誰でも」「いつでも」「世代を超えて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツを」楽しむことができる地域密着型のスポーツクラブのことを言います。スポーツを通じた健康づくりや地域の人とのコミュニケーションづくりにも役立っています。

■た 行

団塊の世代（団塊ジュニアの世代）	団塊の世代は、戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年から昭和24年）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代を指します。令和7（2025）年には、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他世代と比較しても人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など、さまざまな分野に影響が与えられるものとされています。 団塊ジュニアの世代は、第二次ベビーブーム期（昭和46年から昭和49年）に生まれた世代を指します。令和22（2040）年には、すべての団塊ジュニアの世代が65歳以上の高齢者となり、団塊の世代と同様、社会保障へ大きく影響が及ぶものとされています。
地域介護予防活動	地域の住民が主体である、高齢者の介護予防を目的とした「通いの場」（サロン）等と言います。本市では、てんとうむし体操（転倒予防体操）、地域テラス等を指します。
地域共生社会	高齢化や人口減少が進む中で、制度や分野などの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源などが世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。国が目指す、長期的な方向性として位置づけられています。



地域支え合い 推進協議会	「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」における地域での生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて多様な主体の参画が求められることから、本市が中心となって、地域の生活支援・介護予防サービスの提供にかかわる多様な事業主体と情報共有を図り、連携・協働による取り組みを協議する場として、平成28（2016）年度から令和元（2019）年度に実施したものです。
地域支援事業	市町村が、被保険者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業のことで、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」があります。
地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、「医療」「介護」「介護予防」「住まい（生活の場）」「生活支援」を一体的に提供していくという考え方に基づいた仕組みです。
地域包括ケア 「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業計画などの策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報ははじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で示されています。
地域密着型サービス	介護が必要となっても誰もが住み慣れた地域で生活を続けられるよう、「地域ケア」や「認知症ケア」を推進する観点から、地域の特性に応じて提供される介護サービスです。利用者は原則として、事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。
ちば医療なび	千葉県医療情報提供システムの略称であり、病院、診療所、助産所および薬局などの医療施設から、千葉県へ報告された当該医療施設の有する医療および薬局機能に関する情報について、地域の住民・患者に分かりやすい形で提供することにより、医療施設の適切な選択を支援するサービスを言います。
千葉県オレンジ 連携シート	さまざまな専門職が認知症の人を支援するための情報伝達を行う際に、千葉県全域で利用可能なツールとして作成されたものです。
特定健康診査	40歳以上75歳未満の人に対して、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査のことです。 なお、特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した人に対して実施される保健指導を「特定保健指導」と言います。
特別養護老人 ホーム（介護老人 福祉施設）	老人福祉法および介護保険法で規定された施設の一つで、居宅での介護が困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事などの日常生活の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。「特養」と通称されます。「ユニット型個室」、「多床室」等、4種類の居室タイプがあります。

■な 行

習志野市都市 マスタープラン	都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定したものです。本市の自然、文化、産業などの特性を踏まえた上で、本市の将来都市像と都市づくりの目標を示すとともに、市民参加を基調としたまちづくりの取り組みを明らかにしようとするものです。
習志野市ボラン ティア・市民活 動センター	社会福祉協議会が設置しているもので、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介などを行っています。また、NPO・ボランティア団体などの活動支援や講座、セミナー等の学習の機会を設けています。
日常生活圏域	介護保険法において、市町村介護保険事業計画において定めることとされている地域です。住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情や介護サービス等の整備状況などを総合的に勘案して定めることとされています。

日常生活自立度	高齢者の認知症や障がいの程度を踏まえた日常生活での自立の程度を表す指標です。
認知症	成人に起こる認知機能の障がいであり、記憶、判断、言語、感情などが減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって、日常生活に支障をきたした状態のことです。
認知症施策推進大綱	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤のもと、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを進めていくため、令和元(2019)年6月に国がとりまとめたものです。 「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味を指します。「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味を指します。
ノンステップバス	出入口の段差を無くして乗降性を高めた低床バスのことを言います。

■は行

バリアフリー	高齢者や障がいのある人が、社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味の語です。元々は住宅建築用語として登場し、主に段差などの物理的障壁の除去を意味していましたが、現在では、より広く高齢者や障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられるようになっています。
ハローワーク	公共職業安定所のことを指し、民間の職業紹介事業などでは就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っています。 地域の総合的雇用サービス期間として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。
フレイル	加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態のことを言います。要介護状態に至る前段階として位置づけられています。
ヘルパー(訪問介護員)	介護保険法において、訪問介護を行う者で訪問介護員とも言います。食事、排せつ、入浴などの介助(身体介護・生活援助)等の生活支援を行います。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が、成年後見人、保佐人もしくは補助人(以下「成年後見人など」)になり、親族などが個人で成年後見人などに就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。
保健福祉サービス	児童福祉・高齢者福祉・介護保険制度・障がい者福祉・生活保護に関係した金銭および物品の給付、施設入所、処遇内容、利用契約の締結や履行に関するサービスです。

■ま行

民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働省から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人を指します。児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援などを行います。
まちづくり出前講座	本市の職員が勉強会に出向き、市政についてお話しをします。市民の皆さまと協働したまちづくりを行い、開かれた市役所を実現するために行政情報を積極的に提供することを目的としています。
モニタリング	本市と指定管理者が協定で締結したサービスの履行確認や安全管理、法令順守などの指定管理者が守るべき事項についてチェックを行い、業務実施状況や利用者満足度を確認する実地調査のことを指します。調査結果を管理運営に反映していくことで、市民サービスの一層の向上を目的としています。



■や 行

有料老人ホーム	食事の提供などの日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする民間の老人ホームのことです。
要介護、要支援認定者	介護保険制度では、寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度などの日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。保険者である市町村に設置する介護認定審査会において判定されます。
養護老人ホーム	環境上の理由および経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者を市町村の措置により入所させ、養護することを目的とした施設です。
要配慮者	災害対策基本法において、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されており、特に配慮を要する者とは、妊産婦、傷病者、難病患者などを指します。

■ら 行

老人クラブ	地域における高齢者の自主組織で、生きがいづくり・健康づくりを中心とした活動を行っています。概ね 60 歳以上の人を対象としています。
老人福祉施設	老人福祉法を根拠とした老人福祉を行う施設であり、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターのことを指します。
老人福祉センター	地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、サークル活動などを通じて健康の増進、教養の向上およびレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する施設のことです。
老人福祉法	老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し心身の健康の保持および生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的として、昭和38（1963）年に制定された法律です。

習志野市 光輝<高齢者未来計画2021
【高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画】

令和 3年 3月

発行 習志野市
編集 習志野市健康福祉部 高齢者支援課・介護保険課・健康支援課
〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話：047-451-1151（代表）